

# 目 次

第1号(3月3日)

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員 .....	6
欠席議員 .....	6
事務局職員出席者 .....	6
説明のため出席した者の職氏名 .....	6
開 会 .....	7
会議録署名議員の指名について .....	7
会期の決定について .....	7
諸報告 .....	8
諮問第1号 .....	19
諮問第2号 .....	20
同意第1号 .....	20
同意第2号 .....	20
同意第3号 .....	21
承認第1号 .....	22
議案第1号 .....	23
議案第2号 .....	25
議案第3号 .....	28
議案第4号 .....	31
議案第5号 .....	31
議案第6号 .....	32
議案第7号 .....	33
議案第8号 .....	34
議案第9号 .....	35
議案第10号 .....	36
議案第11号 .....	37
議案第12号 .....	39

議案第13号	39
議案第14号	48
議案第15号	49
議案第16号	50
議案第17号	53
議案第18号	53
議案第19号	53
議案第20号	53
議案第21号	53
発議第1号	56
散 会	57

### 第2号（3月6日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	61
欠席議員	61
事務局職員出席者	61
説明のため出席した者の職氏名	61
開 議	62
議案第13号	62
議案第14号	72
議案第15号	72
議案第16号	73
散 会	73

### 第3号（3月13日）

議事日程	75
本日の会議に付した事件	76
出席議員	77
欠席議員	77
事務局職員出席者	77

説明のため出席した者の職氏名 .....	77
開 議 .....	78
一般質問 .....	78
3番 平田 康雄君 .....	78
8番 東 義一君 .....	92
10番 松熊武比古君 .....	105
4番 野瀬 繁隆君 .....	111
7番 平山 賢治君 .....	126
散 会 .....	143

#### 第4号（3月16日）

議事日程 .....	145
本日の会議に付した事件 .....	147
出席議員 .....	149
欠席議員 .....	149
事務局職員出席者 .....	149
説明のため出席した者の職氏名 .....	149
開 議 .....	150
諮問第1号 .....	150
諮問第2号 .....	150
同意第1号 .....	150
同意第2号 .....	151
同意第3号 .....	151
承認第1号 .....	152
議案第1号 .....	152
議案第2号 .....	156
議案第3号 .....	156
議案第4号 .....	157
議案第5号 .....	159
議案第6号 .....	160
議案第7号 .....	160
議案第8号 .....	161

議案第9号	161
議案第10号	162
議案第11号	162
議案第12号	163
議案第17号	163
議案第18号	173
議案第19号	173
議案第20号	174
議案第21号	174
発議第1号	174
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	175
閉 会	175
署 名	176

大刀洗町告示第7号

令和5年第24回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年2月16日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和5年3月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

---

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

令和5年3月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 同意第1号 監査委員の選任について

日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第8 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第9 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を  
求めることについて

日程第10 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第11 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例の制定について

日程第12 議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第13 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

日程第14 議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について

- 日程第17 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第23 議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第27 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第31 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
    - ①陳情の報告
    - ②検査結果の報告
    - ③委員会所管事務調査の報告
  - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第10 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第11 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第13 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第14 議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第17 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第18 議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例



- の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第23 議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第25 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第27 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第30 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第31 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第24回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、4番、野瀬繁隆議員、5番、黒木徳勝議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会議については、過日議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

3月議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は令和5年2月24日午前9時30分から協議会室において開催し、出席員は5名でした。安丸議長及び執行部側から松元総務課長の出席を得て、協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は3月3日から16日までの14日間と決定いたしました。

会期14日間の内容ですが、まず、本日の本議会で議案審議をいたしまして、その後全員協議会を開催し、自由討議をいたします。

4日、5日は休会といたします。

6日は本会議を開催し、議案審議を補正予算、4議案を採決していただきます。

7、8、9、10は予算特別委員会を設置し、審議を行います。

- 1 1 日、1 2 日は休会といたします。
- 1 3 日は本会議を開催し、一般質問といたします。
- 1 4 日は休会といたします。
- 1 5 日は全員協議会を開催し、自由討議をいたします。
- 1 6 日は本会議を開催し、議案審議をいたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願ひいたしまして、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月16日までの14日間にしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月16日までの14日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定についてはお手元に配付しました会期日程表のとおりです。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。これまでに5件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。監査員より令和4年11月末日分、12月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。まず、総務文教厚生委員会東義一委員長、登壇して報告願ひます。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） おはようございませう、総務文教厚生委員長の東義一です。

閉会中の総務文教厚生委員会の御報告をいたします。

当委員会は去る1月24、25日の両日に全委員、議長出席のもと、岡山県早島町及び和気町のそれぞれの課題について先進地取組をしている両町の取組内容を調査、研究、視察研修を実施いたしました。

最初に、早島町にあつては、わくわくする学びといきいきとした地域を目指す教育の取組及び教育のまち・早島宣言などの取組について調査、研究、意見交換会を実施いたしました。当町は人口1万2,650人、町の面積が7.62平方キロメートルであり、岡山県内で面積が1番小さな町でございませう。

こうした中に、学校教育を中心とした町独自の教育政策、教育実施を推進できるように早島町

学校教育ビジョン検討委員会をつくり、協議を重ねて、教育のまち・早島の実現を目指す早島町学校教育ビジョンを作成し、地域とつながり、未来を拓く早島っ子の育成に取り組まされてきました。

主な取組といたしまして、地域とともに学び、地域のことも学ぶことをモットーに、1つとして保育園、幼稚園から中学校までの連携強化と小中一貫教育の実施、2番目に地域を考えるはやしま学の創設、学習サポートボランティアの各自の取組、3番目に学校と地域が連携して早島っ子を育てる仕組みづくりでございました。このように地域と行政が一体となり、目指す子ども像、地域とつながり未来を開く早島っ子の育成を共有し、教育のまち・早島町の取組がなされていることに驚嘆をいたしました。

また、我が町においては、教育の基本目標として、豊かな心、確かな学力、健やかな身体、調和のとれた自立できる子どもの育成、合言葉として地域で育てようチルドレンファーストの実現を目指しており、行政、教育委員会、学校及び関係団体、そして、地域、家庭、さらに全町民の協力を得ながら教育の充実、発展にすることに議会としても注視していきたいと思っております。

次に、和気町につきましては、生ごみの堆肥事業の取組及び地域課題解決支援プロジェクト、生ごみの堆肥等による資源循環型地域の形成、協議会の取組について調査、研究、意見交換をいたしました。当町は人口1万3,518人、町の面積が144.28平方キロメートルで、人に優しいまちづくりを推進中であります。

町独自として整備事業7,889万円の総事業費で生ごみ資源センターを運営し、微生物を利用した生ごみの減量堆肥処理を行うことで焼却ごみの減量化と循環型社会を目指すことを目的とした堆肥事業を実施しております。生ごみの回収箇所は町内で440箇所、週2回収、可燃ごみと同様とし、水切り用のバケツを無償配布しています。

家庭及び事業所からの生ごみ、家庭からの剪定枝、これは大きさ10センチ、長さ2メートル以下、毎週水曜日が対象であり、剪定回収者で自宅まで出張回収に伺い、その場で粉碎処分し、生ごみ資源センターへ搬送しております。回収料金は一般家庭無料、事業所はキロ5円であるということでございます。こうしたことで生ごみの堆肥化と焼却ごみ減量に取り組まれております。また、我が町においても混ぜればごみ、分ければ資源を合言葉に、ごみ削減に対してごみの減量化やリサイクルの意識の向上に向けて啓発として資源回収ステーションが町内4か所の校区センターで試験的に実施しているが、今後ともごみの削減に対しての行政のあり方に議会としても注視していきたいというふうに思っております。

最後になりますが、総務文教厚生建設経済合同委員会を去る2月6日に税務課の令和4年度税の収納状況報告、これは12月1日現在でございます。また、2月16日に令和5年度各課主要施策事業計画の報告を受けました。今後も委員会として、行政の所管事務の調査、研究に取り組

んでいきたいというふうに考えております。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長、野瀬でございます。

私からは閉会中の建設経済委員会の活動について報告をいたします。

去る令和5年1月27日に、災害対応及び農業集落排水の公共下水道への接続について、隣の県であります佐賀県大町町と吉野ヶ里町の視察を委員全員と議長及び事務局職員の8名で行いました。

まず、災害対応についてでございますけれども、令和元年及び令和3年8月の豪雨により、甚大な浸水被害を受けた大町町を視察いたしました。令和元年8月の豪雨では、時間最大雨量が93.5ミリを記録し、床上浸水が171件に及び、工場からの油の流出事故、これは記憶に新しいと思いますが、それによりまして被害がさらに拡大したということであります。

さらに、2年後の令和3年8月には1,000ミリを超える大雨により最大浸水の深さが2メートル以上となり、248戸が床上浸水となった被害状況等の説明を受けたところでございます。

そして、そういう被害状況の結果、復興状況及び被災を受けて町の災害対策本部組織の見直し、それから防災ラジオの各戸配付などの情報発信、それから支援体制の強化などの対応策などの取組について、いろいろと質疑をさせていただきました。

このような、内水氾濫を軽減するには、内水を一級河川の六角川、有明海に注ぎ込んでいる川でございますが、六角川に排水する対策が必要で、そのためには国・県・町が一体となった取組が重要となることから、町では令和4年6月にそれぞれが取り組む事業等をまとめ、大町町の内水対策に関する取組というものを冊子を作りまして公表されておるところでございます。これは私どもの大刀洗町の災害対応にも大いに参考になるのではと考えているところでございます。

次に、農業集落排水の公共下水道への接続についてでございます。視察先の吉野ヶ里町は平成18年3月に三田川町と東脊振村が合併した町でございます。人口的には、大刀洗町と同じぐらいの人口だと思っております。その三田川地区は公共下水道処理施設、東脊振地区には3か所の農業集落排水で下水道事業を行っていたとのことです。これらの農業集落排水設備が耐用年数の超過により、改修が必要な状況になったために平成21年4月に下水道統合事業の検討を開始し、国と関係機関との協議を進めながら、平成26年6月に浄化センター処理施設の増設及び集落排水からの管渠布設工事などの工事に着手し、平成29年10月に供用を開始するに至った経緯な

どの説明を受け、統廃合による事業の効果ですとか、廃止に伴う補助金返還などについての質疑を行ったところでございます。

農業集落排水事業の公共下水道への統廃合には時間と労力、それから事業費などの課題がありまして、できるだけ早く取組が必要だというふうに感じたところでございます。

それと、2月6日の合同委員会、これは先ほど東委員長から報告がありましたので省略させていただいて、午後には令和5年度の工事の新設というか、工事箇所を4か所視察をさせていただいたところでございます。

以上で、閉会中の建設経済委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。閉会中の所管事務調査、1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。第177号の作成については、12月5日に広報委員会、また12月24日以降に編集会議を4回開催し、1月27日に発行しております。行政各位におかれては、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき感謝申し上げます。なかなか計画どおりには編集作業が進まず、御迷惑をお掛けしております。今後も作業工程の改善に努めます。次号178号の発行につきましては、去る2月27日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。4月28日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェースブックページは閉会中18件の記事を更新しております。内容は本会議に関すること、委員会活動に関すること、議会報告会やモニター制度に関すること、その他であります。今後、ホームページのコンテンツの充実やトップページの改善を図ることとしております。

3、その他議会の広報に関する活動。3月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところでございます。また、視察の受入れにつきまして、12月定例会の閉会以降5件の議会にお越しいただいています。福岡県大木町、広島県江田島市、佐賀県伊万里市、大分県玖珠町、茨城県大洗町議会、広報や公聴活動について他議会の経験や課題をお聞きできることは私たちにとりましても貴重な経験と感謝しております。

4、その他。議会だよりの全国コンクール入賞について。過日行われました全国町村議会議長会主催の第37回広報コンクールで、大刀洗議会だよりの174号は第3位に入賞することができました。応募紙が318と年々増える中、8年連続の入賞であり、第3位は昨年につき最高の順位です。編集や取材、配布に御協力いただいている皆様に深く感謝申し上げます。これを励みに、今後も住民の皆さんとの双方向型の情報ツールとなるよう、紙面の充実を努めてまいります。毎日が試行錯誤の連続で、各方面に御迷惑をおかけしながらの発行ではありますが、今後ともよろし

くお願い申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。閉会中の委員長報告を行います。

モニターさんとの意見交換会を令和4年12月27日午後7時より協議会室において開催いたしました。出席者は全議員の10名とモニターさんは4名でした。意見交換会の主な議題は議会運営について、一般質問について、議会広報について、その他でした。主に意見が出された議題を申し上げます。大刀洗町葬祭場の議論、第2条、第5条等で公募によると書かれてありますが、公募しないでなぜ選定したのか。また、次は、大刀洗診療所と嶋田病院を従来どおりにしていますがというような回答において、評議員会を開いて定款に公募するようになっているが、そのようにすべきではないかという意見。また、定額タクシーひばり号の件の今後の活用方法について、大刀洗町の企業誘致に関して、小中学校の不登校問題に関して、チャレンジ教室等子育て支援のボランティア活動する人の担い手不足、また、議員の報酬について、その他いろいろな意見が出ました。特に、また溜め池の行程管理者がいないというふうな意見が出て、時間を延長して意見交換会を終了いたしました。

次に、議会運営委員会の4年度の視察研修について報告いたします。令和5年2月7日から8日にかけて委員4名1名欠席で、安丸議員と佐田事務局長の同席で6人で視察研修を行いました。愛知県の幸田町につきましては、愛知県中南部に位置し、自動車関連企業の製造業が盛んで、昭和40年度、1985年から普通交付税の不交付団体となるなど、財政的に非常に恵まれた町であります。

人口は4万2,283人、面積が56.72キロ平方メートルで、議員定数は16名でした。これは令和5年1月1日現在です。

研修内容について、報告いたします。幸田町につきましては、議会業務継続計画BCPの策定運用について、成果や課題についてを検証をいたしました。まず、幸田町議会のBCP策定の経過につきましては、令和2年1月に草案を提出といたしまして、計5回議運で内容を精査し、令和2年8月に策定をしております。特徴といたしましては、新型コロナウイルスなどの感染症の被害が発生した場合、南海トラフ地震を想定した災害時の想定、BCP発動要件に該当しない災害の対応マニュアルの規定、各地区で災害時の代表議員を決定し、原則各地区において安否の確認、被害状況確認などの初期対応の取組の実施。策定後の対策といたしましては、議場での避難行動訓練、災害用伝言ダイヤルの体験、MCA無線の体験配置。それで、大刀洗町としての活用



方法は、幸田町においては南海トラフ地震の想定とコロナ感染症と同時に作成されており、町といたしましては議会も並行して町の対策本部に対して支援本部の設置をつくり、数回会議を開催し、早急に作成すべきではないかと考えております。

次に、東郷町について説明を申し上げます。東郷町につきましては、愛知県のほぼ中央部に位置し18.03キロ平方メートルで人口が4万3,784人で議員定数は16名です。名古屋市や豊田市の通勤圏として宅地開発が進んでいる町であります。

研修内容につきましては、議会報告会について。大刀洗町の議会報告会を説明いたしまして、東郷町は主なテーマを決めて意見交換会を行い、円形のテーブルを設置、実施されており、意見要望については執行部までの要望等はなされていないようでございます。

議会モニターについて。令和元年度20人選定され、任期は1年で、意見対応についてはカード式で補助金として1件500円ぐらいが対応されているようです。

3、各種団体との意見交換について。子ども会については小学校5年生、中学校3年生と4回開催され、また、その町内の東郷高校生9人と広報広聴委員会との3回目の意見交換が開催されております。

大刀洗町としての活用方針といたしましては、大刀洗町としても近隣高校から募集をしてはどうかと思います。また、子ども議会も1回ぐらい開催して、議会のあり方やまた予算の使い方等の勉強になるかと思えます。行政に働きかけ、実行してもらいたいというふうに考えておるところでございます。

以上をもって、閉会中の委員会報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。

議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第24回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にも関わりませず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、大刀洗町議会では先ほど平山委員長からも御報告がありましたとおり、今年度も全国町村議長会主催の議会広報コンクールにおいて3位に入賞され、8年連続の入賞と伺っています。これまでの議会広報の取組に対し、敬意を表します。

さて、早いもので、町長に就任し3年余りが経過いたしました。この間を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染症への対応と災害対策に終始した日々であったと感じています。この点、新型コロナウイルス感染症については、先月13日には福岡オミクロン警報が解除される

など、現在全国的に感染者数は減少傾向にあり、今月13日からはマスクの着用は個人の判断が基本となり、5月8日からは感染症法の位置付けが5類感染症に変更されるなど、ウイズコロナに向け大きく舵が切られたところですが、今後とも国・県の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、予定していました諸事業、諸施策もおおむね順調に進捗しています。先月28日、厚生労働省が発表した人口動態統計速報では、昨年のお出生数は統計開始以来、初めて80万人を割り、79万9,728人と過去最小を記録するなど、日本における少子化の進行はまさに危機的な状況にあります。幸い、大刀洗町では昨年のお出生数は163名と、直近の10年間の出生数は大体140人台から160人台で安定的に推移しており、15歳未満の年少人口も町長就任時の令和2年1月末と本年1月末を比べますと、74名の増、全人口では329名の増となっていますが、より一層の子育て支援の充実を図るため、本議会に子ども医療の助成対象の高校生までの拡大や小中学校の学校給食への独自助成への拡大などに必要な条例改正や予算案を上程してまいります。

今後とも、町民1人1人が自分たちの地域に関心を持ち、住みやすい地域を自分たちでつくっていくことで、地域への愛着を深め、10年後も大刀洗町に住み続けたい、住んでよかったと誇れる大刀洗町であり続けることを目指してまいります。

議員各位の御理解と御協力を賜りますように、お願いを申し上げます。

次に、新年度予算の概要について御説明いたします。

令和5年度の一般会計予算については、これまでの政策を継承するとともに、第5次総合計画及び大刀洗よかまち創生プロジェクトの各事業やマニフェストで掲げた政策を推進していくため、必要な予算を計上し、総額89億4,700万円余、前年度の当初予算と比較して2億8,300万円余、率にして3.3%の増と過去最大の予算となっております。

まず、歳入です。町税については前年比約3,300万円増の15億4,600万円余、地方交付税については地方財政計画等を踏まえ前年比1億円増の19億7,000万円を見込んでいます。また、多くの皆様から応援をいただいておりますふるさと応援寄附金については、前年度と同規模の5億100万円を見込んでいるほか、基金から10億4,700万円余を繰り入れることとしています。

次に、歳出では、義務的経費は人件費が職員数の増加等に伴い3.3%の増、扶助費が障害児者自立支援費などの増加に伴い4.9%の増、公債費が菅野橋災害復旧事業や小学校トイレ改修、小中学校のLAN整備事業の償還開始に伴い4.3%の増となっております。また、投資的経費のうち普通建設事業費はため池の浚渫、菊池小学校の校舎の増築、健康管理センターの改修、消防団分団車庫の新設などに伴い14億9,100万円余と前年度に続き大型予算となっております。

います。

次に、令和5年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに御説明いたします。まず、総務課です。選挙関係では4月には福岡県議会議員一般選挙が、9月には大刀洗町議会議員一般選挙が、来年1月には大刀洗町長選挙が執行予定であり、必要な準備と正確かつ迅速な開票に努めてまいります。

総務関係では、住民の皆様の見解を町政に生かし、住民の皆様との対話を大切にしながら町政を推進するため、コロナ禍の状況にも留意しながら、来年度は町政報告会を開催するとともに、住民の皆様が町の課題を自分ごととして捉え、考えていただけるよう引き続き自分ごと化会議、住民協議会に取り組んでまいります。

また、引き続き、職員の人材育成と能力開発に努めてまいります。

財政関係では、引き続き、健全財政を維持するとともに、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、町が管理する各施設の長寿命化に取り組んでまいります。

防災関係では、この春防災行政無線の運用がいよいよ開始いたします。消防団の第1分団及び第4分団車庫の新築工事をはじめ、防災ラジオの普及や防災士の育成支援など今後とも防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、地域振興課です。企画関係では、引き続きのりあい定額タクシーひばり号の運行に取り組むとともに、既存の公共交通の維持確保のため甘木鉄道や西鉄バスへの補助など、交通弱者対策に取り組んでまいります。

また、現在の少子化や晩婚化の状況を踏まえ、引き続き新婚生活支援事業や移住支援事業など定住促進対策に取り組んでまいります。

次に、自治振興関係では、引き続き慶応義塾大学SFC研究所と連携し、大刀洗未来研究所の活動をはじめ、たちあらいつながりの学校PLATの開催など、対話の場作りに取り組むとともに、校区センターの活動やさくら市場を改修したかてでの活動などを通じて、町民の皆様のやってみたい気持ちを応援してまいります。

また、本年度も多くの御寄附をいただきましたふるさと応援寄附金につきましては、来年度も多くの皆様に御寄附いただけるよう、町内業者からの返礼品の充実とPRに努めてまいります。

次に、電算管理関係では、引き続き各種情報システムの保守管理に努めるとともに、デジタル社会の実現に向け、新たに業務システムの標準化、共通化への対応などに取り組んでまいります。

次に、住民課です。住民係の関係では、引き続き戸籍や住民基本台帳等、個人情報の管理に万全を期すとともに、マイナンバーカードについては既に7割を超える町民の皆様に申請をいただいておりますが、デジタル社会の実現に向けて、さらなる普及促進に努めてまいります。

生活環境関係では、より一層のごみの減量化と再資源化を目指して、全ての校区センターに資

源回収ステーションを設置し、引き続きごみのリデュース、リユース、リサイクルの推進とコミュニティの活性化を目指した3RプラスCの社会実験に取り組むとともに、空き家対策の強化に取り組んでまいります。

次に、税務課です。軽自動車税については環境性能割の制度改正及び道路交通法の改正により、本年7月から種別割に新たに特定小型原動機付き自転車が創設されることに伴い、課税標識等必要な準備を進めてまいります。また、令和6年度から国税として森林環境税が創設され、その賦課徴収事務が市町村の法定受託事務とされることに伴い、必要な準備を進めてまいります。引き続き、適正課税と公正な徴収に努め、税収の確保に努めてまいります。

次に、会計課です。指定金融機関の派出態勢の見直しに伴い、福岡銀行の派出窓口は廃止となりますが、町民の皆様にご不便をお掛けしないよう、会計課で収納事務を行ってまいります。併せて、窓口でのセミセルフレジの運用を本格的に開始いたします。

次に、福祉課です。高齢者福祉係の関係では、引き続き在宅医療介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援体制整備など高齢者の皆様が役割や生き甲斐を持ち、住み慣れた地域で生活できるよう地域包括ケアシステムを推進してまいります。また、運動習慣の重要性を踏まえ、感染症対策に留意しながら介護予防教室、UPUP体操教室ですが、や校区体操教室、分館体操教室、男性の体操教室を実施するとともに、認知症予防のための音楽サロン事業や高齢者の中等度難聴の方を対象に補聴器購入の助成事業などに引き続き取り組んでまいります。

障害福祉係の関係では、町の障害者施策の基本となる第3次大刀洗町障害者計画、これは令和6年から令和14年度の計画期間になります。と、障害福祉サービス等の必要量の見込み等を盛り込んだ第7次大刀洗町障害福祉計画、これは令和6年度から令和8年度の計画期間です。及び第3期大刀洗町障害児福祉計画、これも令和6年度から令和8年度が計画期間となります。を一体的に策定するとともに、障害のある人もない人も自立し、安定して暮らしていける地域を目指して、福祉サービスと相談体制の充実に努めてまいります。

また、7月の同和問題啓発協調月間では啓発映画を上映するとともに、パネル展示や人権の花運動など人権啓発活動を推進してまいります。

次に、健康課です。新型コロナウイルス感染症対策では、国や県のワクチン供給のスケジュール等を踏まえ、町民の皆さまが安心してワクチンを接種していただけるよう、必要な体制の整備と正確な情報提供に努めてまいります。健康増進事業では、引き続き、住民の皆さまの健康寿命の延伸に向け、フレイル予防や重症化予防のため、地域の健康課題の分析や糖尿病などの生活習慣病への個別指導、ミニデイや分館体操等での健康相談や健康指導などに取り組むとともに、各種がん検診や20歳から39歳の若年者検診のほか、大刀洗公園のウォーキングコースを中心とする健康づくり事業や健康講座等への参加を促す健康ポイント事業など、町民の皆さまの健康づ

くりに取り組んでまいります。

また、新たに、がん患者やがん経験者への医療用ウィッグや補整具等の購入費用を助成するアピランスケア推進事業や骨髄提供しやすい環境を整備するため、通院や入院日数に応じて助成を行う骨髄バンク移植ドナー推進事業を実施してまいります。

母子保健事業では、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴奏型相談支援と、妊娠や出産後の経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業を実施するなど、出産や子育て支援の充実に取り組んでまいります。

子ども医療では、本年10月から新たに助成対象を高校生にまで拡大し、子育て支援の一層の充実を図ってまいります。

国民健康保険では、引き続き、県とともに安定的な財政運営や効率的な事業運営を目指していくとともに、各種届出の受付や医療費の給付、保険事業など、丁寧できめ細かな事業運営に努めてまいります。

後期高齢者医療では、新たに福岡県後期高齢者医療広域連合に職員を派遣するとともに、引き続き、広域連合と連携を図りながら、誰もが安心して医療を受けることができるように取り組んでまいります。

次に産業課です。まず、流域治水の観点から、昨年に続き中島溜め池と、新たに長助塚溜め池、屋敷付溜め池の浚渫工事を実施するとともに、中島溜め池、屋敷塚溜め池、琵琶溜め池、温水溜め池の4か所の耐震豪雨耐性評価を実施します。また、長年の悲願であった北部地区圃場整備事業は6年目を迎え、早期完了に向け、換地処分に取り組んでまいります。農業振興関係では、引き続き、担い手農業集積促進事業や、新規就農者育成総合対策事業などを通じて、担い手への農地の集積や新規就農者の支援の充実を図るとともに、JAなど関係機関と連携を図りながら、米の需給調整による米価の安定や農業所得の確保に努めてまいります。農業委員会においては、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向け、農地の所有者と耕作者にアンケート調査を実施し、目標地図の作成に取り組むとともに、引き続き、遊休農地の解消に努めてまいります。

商工関係では、引き続き、プレミアム付き商品券の発行などを通じて、コロナ禍で冷え込んだ地域経済の循環を応援するとともに、住民の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓発活動相談体制の強化を図ってまいります。

次に、建設課です。町道関係では、引き続き、区長要望や道路パトロールなどで判明した道路や側溝の補修工事を実施するとともに、4路線の道路改良工事を実施するほか、橋梁補修に向けた詳細設計を2か所及び町道橋21橋の点検を実施してまいります。

水路環境整備では、床島地区冠水対策事業や鶴木川の浚渫を含め、4か所の水路整備を進めてまいります。

公園管理では、新たに大堰公園に転落防止柵を設置するとともに、桜つつみ公園の砂場の撤去や大刀洗公園の進入路改修工事を進めてまいります。

下水道事業では、新年度から地方公営企業法を適用した会計に移行するとともに、大堰水処理センターの災害の防止に向けた施設の耐水化事業や佐田川橋かけかえに係る下水道管路の移設をはじめ、マンホールポンプのオーバーホールなどの維持管理を実施してまいります。

次に、子ども課です。学校教育関係では、子どもたちが自立して社会を生き抜くことができる姿を目指し、引き続き、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和の取れた教育、すなわち、生きる力を育む教育を推進してまいります。具体的には、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向け、小・中学校の9年間を通して一貫した事業改善をより一層進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、一人1台端末や電子黒板などのICT機器の積極的な活用と、ICT支援員や特別支援教育支援員などの配置など、先生方や子どもたちへの支援を実施してまいります。

また、現在の物価高騰を踏まえ、学校給食の単価の引き上げと、町からの独自助成を拡大するとともに、菊池小学校における特別支援教室の増加と今後の児童数増加による教室不足の解消に向け、6教室の増築と駐車場の整備を実施するほか、小中学校の教職員用パソコンやサーバーを含む公務用システムを更新してまいります。

子育て支援関係では、昨年8月におおぞら保育園が開園し、待機児童数は大幅に減少する見込みですが、今後とも、保育士確保や保育士の処遇改善など、保育環境の充実に取り組むとともに、保育園での給食についても独自助成を実施してまいります。

また、全ての子どもと家庭を総合的に支援する相談体制の強化を図るため、令和6年度の子ども家庭総合支援拠点の開設に向け、相談室や親子で遊ぶスペースの整備など、健康管理センターの大規模改修工事を実施するとともに、新たに児童遊園の維持管理に対する補助制度を創出するなど、今後とも安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、生涯学習課です。人権教育関係では、町民1人1人が人権を尊重し合える社会の実現に向けて、引き続き、人権学習や平和学習会の開催と啓発に取り組んでまいります。社会教育関係では、この夏、避難所機能や学習、研修機能を強化した生涯学習の拠点としての中央公民館の大規模改修工事が完成いたします。町民の皆様が、生涯にわたり、人間性豊かな生活を送れるよう、各種講座や学級の充実を図るとともに、青少年育成町民会議や校区民会議、アンビシャス広場、チャレンジ教室、通学合宿などの活動支援を通じて、青少年の健全育成に努めてまいります。

町立図書館では、引き続き、町民の読書活動の推進に向け、施設運営や事業の充実に努めてまいります。

社会体育関係では、スポーツやレクリエーション活動を通じて、町民の皆様が、健康で充実し

た生活が送れるよう、勤労者体育センターの照明設備改修をはじめ、社会体育施設の維持管理に努めてまいります。

文化財関係では、国重要文化財の今村天主堂の耐震対策及び保存修理に向け、地元保存団体や関係機関などと協議を行いながら、調査工事を実施するとともに、下高橋官衙遺跡や発掘調査中の三原城址など、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう、適切な保存を検討してまいります。

次に、今議会に提案しております令和4年度一般会計予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正のほか、出産・子育て応援給付金などに必要な費用等を計上しております。

さて、本議会で審議いただきます主な議案は、人権擁護委員候補者の推薦など、人事案件が5件、専決処分事項の承認が1件、大刀洗町個人情報保護に関する法律施行条例の制定など条例関係が12件、令和4年度一般会計補正予算案など補正予算議案が4件、令和5年度一般会計予算案など予算議案が5件となっております。いずれも重要な案件を提案しておりますので、議員各員におかれましては、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。総務課の松元でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4665番地4。氏名、平川洋子。昭和19年9月7日生まれ。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

人権擁護委員の任期の期間は3年で、令和5年7月1日からとなっております。議会の意見を聞いて法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。2枚目に履歴書を付けております。御一読ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

質疑、討論を省略いたします。

---

#### 日程第5. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字中川2248番地1。氏名、中原大介。昭和37年1月21日生まれ。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

先ほどと同じく、令和5年7月1日からの3年間となっております。2枚目に履歴書を付けております。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） 本件については、議会の意見を求めるという規定となっております。

質疑、討論を省略いたします。

---

#### 日程第6. 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第1号監査委員の選任について。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字栄田2751番地。氏名、渡邊康弘。昭和29年9月16日生まれ。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現監査委員が令和5年5月22日をもって任期満了となるため、後任の監査委員を新たに選任する必要があるために提案いたしております。

任期期間は4年で、令和5年5月23日からとなっております。2枚目に履歴書を付けておりますので、御一読ください。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第7. 同意第2号 教育委員会委員の任命について



○議長（安丸眞一郎） 日程第7、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第2号教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字西原604番地7。氏名、秋吉由美。昭和43年12月22日生まれ。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現教育委員が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、後任の教育委員を新たに任命する必要があるため提案いたしております。

任期期間は4年で、令和5年4月1日からという形になります。2枚目に履歴書をつけておりますので御一読ください。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第8. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。住所、福岡県三井郡大刀洗町大字富多1664番地1。氏名、森利一郎。昭和32年2月6日生まれ。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるため、後任の委員を選任する必要があるため提案しております。この方は2回目という形になります。任期期間は3年となっております。2枚目に履歴書を添付しておりますので、御一読ください。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

. . .

**日程第9. 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、承認第1号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 承認第1号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

専決処分理由です。ふるさと応援寄附金の増加に伴い、ふるさと応援寄附金事務委託料等に要する経費が不足するため、令和4年度大刀洗町一般会計において補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしました。

2枚目が専決処分書となっております。

3枚目をご覧ください。

専決処分第1号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）、令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,032万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和5年2月6日専決。大刀洗町長、中山哲志。

歳出から御説明させていただきます。6ページをご覧ください。

2款1項5目です。24節の積立金、ふるさと応援基金積立金に8,335万円を積立てしております。18目のふるさと応援寄附金事業といたしまして、11節役務費に決済手数料といたしまして465万、12節委託料として5,200万を計上いたしております。

歳入に行きます。1つ前の5ページへお願いいたします。

17款1項1目2節ふるさと応援寄附金といたしまして、1億4,000万を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

ここでしばらく休憩をしたいと思ひます。議場の時計で10時20分から再開予定としたいと思ひます。

休憩 午前10時10分

.....

再開 午前10時20分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

----- . ----- . -----

**日程第10. 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第1号大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第1号大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関して必要な事項を条例で定める必要があるために提出をいたしております。

1枚おめくりください。

これまで個人情報の取扱いにつきましては、大刀洗町個人情報保護条例に基づき運用してまいりました。令和5年4月から個人情報の保護に関する法律に基づいた運用となるため、大刀洗町個人情報保護条例を廃止して、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるために、新たに大刀洗町個人情報保護に関する法律施行条例を制定しております。

内容については、主なものについて説明させていただきます。

第3条でございます。個人情報ファイル本についてです。

令和5年度から市町村に対しましても、個人情報保護ファイル、1,000人以上の個人情報保護ファイルが対象となっておりますが、そちらのほうの作成・公表が義務づけをされております。

第4条です。不開示情報です。こちらのほうは、大刀洗町情報公開条例において、開示しないこととされている情報、社会的差別につながる恐れがあると認められる情報について、情報公開

条例との整合性を確保するために不開示としております。

手数料等の第5条です。開示請求に係る手数料は無料となりますが、ただし、実費負担として写し、コピー代や郵送代等の交付に要する費用を負担しなければなりません。

条例第6条から条例第11条については、開示の決定等の期限です。こちらのほうは現条例と同じように新条例でも規定しており、開示・訂正・利用停止等については、15日以内に開示する形にしております。事務処理上の困難な場合、その他正当な理由があるときにつきましては、プラス15日で30日以内に開示するような形で制定をしております。

第12条、本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置でございます。委任代理者による開示請求が可能となることから、成りすましなどの不正を防止するために、開示請求に係る手続を厳格にするための規定を条例で設けております。

第13条及び第14条につきましては、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を保持するために、大刀洗町個人情報審査会を置くという形にしております。

また、審査会への諮問につきましては、大刀洗町個人情報保護に関する法律施行条例を開廃しようとする場合、個人情報の漏洩等の防止、その他安全管理措置の基準を定めようとする場合、その他実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合としております。

第15条です。第15条は、運用状況の公表です。現状の例と同じく、年に1回公表する規定としております。

第16条、委任についてです。この条例に定めるほか、この条例の実施のための必要な事項は規則で定めるとしております。

附則、第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。

大刀洗町個人情報保護条例の廃止、第2条、大刀洗町個人情報保護条例は廃止する。経過措置といたしまして、この大刀洗町個人情報保護条例で取扱っておりました職員あるものやそういった取扱いに従事していた者や職務上知り得た個人情報を漏らしてはいけない義務や、当該業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに知らせたり、また不当な目的で使用してはならない義務、旧情報に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止について、また大刀洗町個人情報保護審査会にされた諮問は審査会にされた者とみなし、旧条例の規定にする調査審議について、また旧審査会委員であった者が職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務などを、この条例施行後もなお従前の例によるという形で定めております。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、中身はまだ詳しく読んでないから分かりませんが、

1つだけちょっとお尋ねします。

現在、個人情報保護条例、町の条例がございまして、その中に出資団体等の規定が、今の条例の28条に、出資法人等の義務として、出資団体については同様の取扱いをするというのが今の条例の規定になっているみたいで、それを廃止するというところでございますので、例えば、大刀洗町が出資している団体、社協とか、あと株式会社たちあらいとか、それとも一部事務組合と言いますかね、そういうところの取扱いというのはどういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

第2条の第2項で、実施機関のほうで町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会となっております、ちょっと外部団体のことについてが確認をしておりませんでしたので、確認した形で回答させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、今の条例で明確に出資団体等は、ちゃんとやりなさいよという措置をなささいというふうに書いてあるものですから、それを廃止するということをはっきりおっしゃってますので、そういうものを、例えば一部事務組合、私も、多分、三井中央の議会なんか出てますけど、議会が外れるということで、三井中央は三井中央の、これ町長が副会長ですからよく御存じだと思うんですけど、条例を作るということ、議会は議会で条例を作るというふうになっていますので、多分そういう、一部事務組合と同じようなことをするのかと思って、ただ、町が出資している団体の取扱いは、いわゆる個人情報ファイルを作ろうとしたときには、何らかの法に引っかかるのかですね、あるいは自身でそういうものを作らなければならないのかちょっとよく分かりませんので、そこを教えていただければと思って質問をいたしましたので、あとまたちょっと調べて、後日、質問の機会がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（安丸眞一郎） 執行部のほうはよろしいですか、そういうことで。確認をお願いしておきます。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

---

**日程第11. 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年引上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項など所要の規定の整備を行うため、関係条例の一部改正及び廃止をする必要がある。これが提案理由でございます。

新旧対照表にて説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。

大刀洗町職員定数条例の新旧対照表でございます。

第1条関係。町の事務部局職員を87名のところを91名に新たに變更しております。

選挙管理委員会の事務部局の職員を5人から6人、教育委員会事務局の職員を16人から19人、農業委員会事務局の職員を2人から3人、合計を107人から115人と改正しております。

10ページをご覧ください。大刀洗町職員の分権に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表でございます。第2条関係でございます。

趣旨の第1条の免職以降の分でございます。「及び休職」のところを「休職及び降給」という形に変更しております。附則につきまして、施行期日について、この条例は交付の日から施行するという形で、その以降、降給に関する経過措置として、新たに2項目新設しております。

大刀洗町職員の給与に関する条例、附則第12項の規定に基づく措置及び規則、その他、規定に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

3、前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところによる当該措置の適用により給与月額が異動することとなった趣旨の通知を行うものとする。を新設しております。

11ページをご覧ください。大刀洗町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の新旧対照表第3条関係でございます。減給の効果、第3条のところです。新しく期間の後に、「その発令の日を受ける」を加えております。その下に、「この場合において、減ずる額が減に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。」を加えております。

12ページです。大刀洗町職員の勤務時間・休暇等に関する条例、新旧対照表第4条関係でございます。1週間の勤務時間でございます。

旧では、地方公務員法第28条4第1項、もしくは第28条の5第1項、または同法第28条の6第1項、もしくは第2項のところを第2条の4第1項、または第22条の5第1項としております。

その後の「規定により採用された職員」の後を削っております。その後、以下のところでございますが、旧では「再任用短時間勤務職員」というところを「定年前再任用短時間勤務職員」という形で文言の変更をいたしております。それが12ページ、13ページ、14ページと続いております。

続きまして、15ページ、大刀洗町職員の育児休業等に関する条例、新旧対照表でございます。第5条関係です。こちらのほうは、新たに第2条第1項第3号に大刀洗町職員の定年等に関する条例第9条同項の規定により移動期間を延長された管理職を占める職員というのを新設しており、それ以降の「第3号」を「第4号」という形で変更しております。

第7条です。第2号のところを、昭和59年大刀洗町条例第1号の部分を削っております。新たに第3号を新設し、大刀洗町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により、移動期間を延長された管理監督職を占める職員を新設しております。

16ページをご覧ください。こちらのほうも条例の変更と文言の、「再任用短時間勤務職員等」というのを、「定年前再任用短時間勤務職員等」と変更をいたしております。

17ページでございます。大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例、新旧対照表第16条関係でございます。高齢者の部分休業です。「条例で定める期間は5年間」という形にしておりましたが、「条例で定める年齢は60歳」に変更しております。

続きまして、大刀洗町公益的法人等への派遣等に関する条例の新旧対照表第7条関係でございます。第2条第2項第1号の地方公務員法からの括弧の部分を削っております。また第3号に地方公務員法から「(昭和25年法律第261号)」を加えております。

また第5号を新設し、大刀洗町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により移動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加し、旧では第5号でありましたものを第6号へと変更いたしております。

19ページでございます。大刀洗町職員の給与に関する条例の新旧対照表第8条関係でございます。こちらのほうは、初任給・昇給等の基準を第7条第7項の部分を削っております。新たに第8項を新では第7項とし、第8項を新設しております。地方公務員法第22条の4、第1項または第22条の5、第1項の規定により採用された職員の給与の月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給与表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給与の月額のうち、前条第3項の規定により、当該定年前再任用短時間勤務職員に属する職務の給与に応じた額に、大刀洗町職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該定

年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とするという形にしております。

旧の第7条の2につきましては、削っております。

続きまして、勤務手当のところにおきましては、文言の変更という形で、「以下」というところを「時効」に置いてるなど、文言の変更と「以下」の後に、「この項及び時効において」等を付け加えております。

また、文言として、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と変更をいたしております。22ページまで続きます。

23ページにつきましても、文言等の変更、「場合は」を「場合には」等の変更をいたしております。

24ページも同じで、25ページをご覧ください。

旧では、再任用職員についての適用除外のところ、定年前再任用短時間勤務職員についての適用外ということで、22条のところで、11条、第12条の3の規定は再任用には適用しないというところを、第7条第1項から第7項まで、第11条、第12条及び第12条の3の規定は定年前再任用短時間勤務職員には適用しないといたしております。

附則でございます。12から18まで追加をしております。こちらのほうにつきましては、役職定年と給与月額との7割措置の補償等について、附則で定めているものとなっております。

28ページをご覧ください。行政職給与表となっております。「再任用職員」のところを「定年前再任用短時間勤務職員」と変更した部分と、基準給与月額を追加いたしております。単純な労働に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対象表第9条関係でございます。こちらのほうも文言の変更と条例の変更をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第12、議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第3号大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第3号大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例



の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を65歳までに段階的に引き上げるとともに、60歳を超える職員の職制等を整備するため、当該条例の一部を改正する必要があるために提案いたしております。

新旧対照表をご覧ください。12ページとなります。

大刀洗町職員の定年等に関する条例の新旧対照表でございます。新たに目次を新設いたしております。

第2章のところの定年のところに行きたいと思います。

第3条で年齢は60年とするとなっておりますが、新では65年としております。

定年による退職の特例についてでございます。新たにただし書といたしまして、第9条各項の規定により、移動期間を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、第9条第1項または第2項の規定により、当該移動期間を延長した場合であっても引き続き勤務させることについて、町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は当該職員が占めている管理監督職に係る移動期間の末日の翌日から記算して3年を超えることができないという形で特例を定めております。それ以降については文言の変更等をいたしております。

14ページでございます。14ページの第3章、管理監督職の勤務上限年齢制でございます。

こちらのほうは、法律第28条の2第1項の規定にする条例で定める職は、大刀洗町職員の給与に関する条例第18条の2第1項に規定する職とするという形で新設しております。

次に、管理監督職の勤務上限年齢でございます。こちらのほうは、管理監督職勤務上限年齢は年齢60年とする。また第8条で、他の職への後任等を行うに当たっての遵守すべき基準といたしまして、適正を有すると認められる職に後任すること、人事計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職、または管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に後任等をする。第3号で、他の職への後任等をする場合には、第1号に掲げる基準に沿った上で状況、その他の事情を考慮してやむを得ないと認める場合を除き、上位職員の後任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階、または当該職制上の段階により、下位の職制上の段階に属する職に後任等することとしております。

次に、管理監督職勤務上限の年齢による後任等及び管理監督職への任用制限の特例でございます。こちらのほうは、移動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、そのまま当該管理監督職を占めた勤務をさせることができることを定めております。この場合につきましては、後任等により生じる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生じる

ことや、勤務環境、その他の勤務条件に特殊性があるため、他の職への後任等による欠員を容易に補充することができないことや、業務遂行上重大な障害となる特別な事情があること等を定めております。

そういった形で、管理監督職のままとして、移動期間の末日、翌日から起算して3年までという形で、3年を超えることはできない形になっております。

また、移動期間延長等に係る職員への同意については、職員の同意を得なければならないという形と、移動期間延長事由が消滅した場合の措置として、延長事由が消滅したときは他の職への後任等をするものという形に定めております。

第4章で、定年前再任用短時間勤務職員についてを定めております。

18ページをご覧ください。

常時勤務を要する職で、その職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間に等しい短い時間である職を言うという形で採用すること、以下、この条例及び事情において同じに採用することができる。ただし、年齢60年以上の退職者がその者を採用しようとするとき、短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過したものであるときは、この限りではないという形にしております。

13条で、任命権者は前条本文の規定によるほか、本町が加入する地方公共団体組合の年齢60年以上退職者を従前勤務実態、その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるとしております。

第5章が附則でございます。定年に関する経過措置でございます。こちらのほうは、表を見ていただいて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までは61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日までが62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日までが63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日までが64年という形で、経過措置が設けられております。

また、情報提供及び勤務の意思の確認という形で、年齢が60歳に達する前に属する年度の前年度に当該職員の60歳に達する日以降に適用される任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するものという形で定めております。

また、勤務の意思の確認をするようにも定められております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第4号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第4号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、現条例では、財政事情の公表は広報及びホームページで行うこととしているが、紙面の都合上、広報紙への掲載が困難な場合がある。地方自治法第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表等については条例で定めるところとされており、よって現状との差異がないよう条例を改正するものでございます。

2枚おめくりください。2ページ目です。新旧対照表となります。

大刀洗町財政事情の公表に関する条例でございます。今までは財政事情の公表は、大刀洗町広報紙及びホームページにより行うとしておりましたが、財政事情の公表は大刀洗町広報により行う。ただし広報紙により難しいときは、ホームページまたは公衆の見やすい場所にこれを掲示して行うものとする。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第14. 議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第5号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課の案納でございます。よろしく申し上げます。

議案第5号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が令和4年の6月1日に施行されたことに伴い、大刀洗町手数料条例の一部を改正する必要がある、こ

れがこの条例案を提出する理由であります。

2ページをご覧ください。

大刀洗町手数料条例でございますけれども、別表第2、16のところ、狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料として、1頭3,000円を徴することとしております。今回の動物愛護管理に関する法律の改正によりまして、犬・猫の販売業者に対してマイクロチップの装置の義務化がされております。マイクロチップを鑑札と見なすということにされておりますので、マイクロチップを装置している犬については、犬の登録手数料を徴しないこととしております。よって、適用欄でございますけれども、登録鑑札の交付についてを、ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第39条7第2項の規定が適用される場合を除くというふうに改めるものでございます。

1ページ戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は、質疑なしと認めます。

---

#### 日程第15 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

#### て

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第6号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第6号、大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、国民健康保険の出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

次に、内容につきまして2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第5条におきまして、出産一時金として40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。出産育児一時金は、現在40万8,000円に、産科医療保障制度の掛け金1万2,000円を合わせた42万円を支給しております。

しかしながら、出産費用は年々増え続けており、全国平均はこの一時金を大きく上回っている

ことから、出産に係る経済的負担を軽減するため、支給額を8万円増額し、産科医療保障制度掛け金と合わせまして50万円とするものでございます。

次に、1ページへお戻りください。附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は、質疑なしと認めます。

---

#### 日程第16. 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第7号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第7号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、子ども医療費の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者までに拡大することに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第2条第1項第3号の児童の定義を15歳に達するとしておりますところを、18歳に改めるものでございます。現在、子ども医療費の対象は、中学生まで15歳というふうにしてありますが、今回の改正により、高校生等まで対象を拡大するものでございます。この改正に伴いまして、高校生はこれまで3割負担をしていただいておりますが、小中学生と同様に入院については1日500円、月の上限が3,500円、通院につきましては1医療機関につき1月1,000円というような助成を行ってまいります。

1ページにお戻りください。附則でございます。

1、この条例は令和5年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、事項の規定は交付の日から施行する。

2、町長は、前項の規定に関わらず、施行前においても、改正後の大刀洗町子ども医療費の支

給に関する条例第2条第2号の乳幼児及び第3号の児童に係る子ども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療費を交付することができる。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第17 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、議案第8号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第8号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、障害者施設等に入所した場合の特例について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行及び子ども医療費の対象について18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものまでに拡大することに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明をいたします。

第4条第1項第1号及び同条第3項におきまして、子ども医療の対象年齢の拡大に伴い、「15歳」を「18歳」に改めております。

次のページをお願いいたします。

第13条におきまして、障害者施設等に入所した場合の特例について記載をしておりますが、この13条におきまして、下線部、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11号に規定する特定施設（介護保健特定施設）、同条第25号に規定する介護保健施設が今回の改正に伴いまして追加をしているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第18、議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、議案第9号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 子ども課の平田でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第9号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が令和4年12月26日に行われております。それにつきまして、当該条例の一部を改正する必要がありますので、今回提出しております。

では、内容の説明をさせていただきます。3ページの新旧対照表をお開きください。

まず、第26条でございます。懲戒に係る権限の乱用禁止でございますけれども、これにつきましては削除とさせていただいております。これにつきましては、民法等の一部を改正する法律におきまして、児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘がございましたので、新権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、この項目を削除しております。

続いて、4ページをお開きください。第4条、ここで雑則として第53条を新しく設けております。4ページ、5ページ、6ページがこの第53条に係るものでございますけれども、専門的な用語がございますので、簡単に説明させていただきます。

53条の第1項の下から4行目の電磁的記録とありますけれども、これはコンピューターで処理可能なデジタルデータのことを指しております。

続いて、第2項の下から3行目の電磁的方法ということでございますけれども、これは電子メールやCD等で記録して、それを送付する方法でございます。受信者がその記録を保存して、かつ書面に出力できるようなものを指しております。

続いて、4ページの一番下でございます。電子計算機というものは、いわゆるコンピューターを指しております。

続いて、5ページの一番上でございますけれども、電気通信回線というものにつきましては、インターネットなどを指しております。

では、53条につきまして、3ページありますけれども、簡単に内容の説明をさせていただきます。これにつきましては、特定教育・保育施設等が作成・交付等を書面で行うことが規定または

想定されているものについては、書面に変えて電磁的記録により行うことができるものとしております。また、特定教育・保育施設が保護者に対し説明を行いまして同意を得ることとされている事項のうち、書面で行うものについては、電磁的記録による対応も可能でありますということについてが、この53条の第1項から第6項までを記入しているものでございます。

簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第19 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、議案第10号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議案第10号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますけれども、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われましたので、条例を改正する必要があるためでございます。

では、内容の説明を、新旧対照表で説明させていただきます。3ページになります。

まず、大刀洗町家庭的保育事業とは何ぞやということでございますけれども、これは、安全面で十分な配慮がなされた保護者の自宅や専用の保育室などで、家庭的な環境で保育するものでございまして、満3歳未満のお子さんを保育するために、0歳、1歳、2歳を年齢の異なる子供が一緒に過ごすようなものでございまして、大刀洗町には実際はこの施設はございませんけれども、この改正を行うものでございます。

安全計画の策定の第8条の2でございますけれども、これにつきましては、家庭的保育事業者は、事業所ごとに設備の安全点検や事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での日常生活における安全に関する指導や職員研修及び訓練、その他、安全に関する事項についての安全計画を策定し、職員及び保護者に対し周知をするとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなさいよというものでございます。



続きまして、4ページになります。第8条の3でございます。自動車を運転する場合の所在の確認でございますけれども、これにつきましては、認定子ども園の送迎バスに置き去りにされて子供さんが亡くなるという事例が、痛ましい事件が起きたことに伴いまして、国会にて、児童福祉法等の一部を改正する法律におきまして、児童の安全の確保に関するものについては国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われたことに伴います改正でございます。

中身につきましては、家庭的保育事業者は、事業所外での活動や取組等のための移動、その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼、その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法によって、利用者の所在を確認しなければならないということでございます。

また、利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときには、登園自動車にブザー、その他の車内の利用乳児等の見落としを防止する装置を備えて、降車時の所在の確認を行わなければならないというふうな内容になっております。

続きまして、5ページのところでございますけれども、雑則第6章を設けております。電子的記録については、さきの議案第9号でしたとおりの関係で、電子計算機による情報処理等も行うことができるというふうなものになっておるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第20、議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第20、議案第11号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議案第11号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。内容の説明につきましては、3ページの新旧対照表によって説明をさせていただきます。

今回、新しく設けております、まず、安全計画の策定等というところで第7条の2ということでございます。中身については、簡潔に申し上げますと、放課後児童健全育成事業者は、学童ごとに設備の安全点検や学童外での活動、取組等を含めた学童保育所での日常生活における安全に関する指導や、職員研修及び訓練、その他の安全に関する事項についての安全計画を策定し、職員及び保護者に対し周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならないということになっております。

続いて第7条の3ページの下段になりますけれども、自動車を運行する場合の所在の確認ということでございますけれども、これにつきましても、先ほどありましたとおり、認定こども園でのバスでの置き去り関係があったということで、新しく設けたものでございます。

続きまして一番下、13条の2でございますけれども、業務継続計画の策定となっております。これにつきましては、放課後児童健全育成事業者は、学童ごとに感染症や非常災害時の発生において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員及び保護者に対し周知するとともに、業務継続計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならないという内容になっております。

これで、内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 議案の御趣旨は分かりました。

それで、これが実施しなくてはならないとなると、先ほどの議案10号も同じかと思いますが、現場の事業者さんの負担といたしますか、そういう実施策定なり、実施に係る負担というものがまた増えてくるとは思いますか、そのための人員ですとか、あるいはソフトとか、財政等の支援について何かお考えなり、計画があればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 当然、計画策定等につきましては、事業者等の協力というか、人的なものが必要かと思っております。今のところ、その分に関しましての財政的な支援については考えてはおりません。もし何らかの内容についての協力については、本町の職員のほうで協力できる分についてはやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） はい、これで1日目の質疑を終わります。

---

日程第21. 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

## る条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第21、議案第12号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 議案第12号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、改修後の大刀洗町公民館の部屋名及び使用料を定めるに当たり、当該条例の一部を改正するものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

別表第2、第9条関係でございます。区分のところに部屋名を定めていますが、「2階大ホール」とありますのを「大ホール」に、1つ飛びまして、「調理実習室」とありますのを「調理室」に、「一般研修室」としてありますのを「上記以外の研修室等」に、これは今回、「研修室」という名前の部屋以外に、「スタジオ」でありますとか「茶室」、そういった部屋ができますので、こういった記述に改めるものでございます。

旧のほうの最後でございますけれども、公営結婚の部分がございまして、こちらを削除いたします。こちらについては、30年ほど施行があっておりませんし、現在、公営結婚式を受けることができるような設備を持ち合わせておりませんので、削除をするものでございます。

1ページ戻っていただきたいと思います。一番下、附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

説明については以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第22、議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第22、議案第13号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 議案第13号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）。令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,847万

2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,185万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期限及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

歳出から説明させていただきます。16ページをお開きください。

歳出・歳入ともに、減額につきましては、実績や見込みにより不要額を減額しておりますので、説明は省略させていただきます。増額の主なものについて説明をさせていただきます。17ページをご覧ください。

2款1項5目24節積立金でございます。7,508万7,000円を増額しております。こちらのほうは減債基金積立金、公共施設整備基金積立金、地方振興基金積立金となっております。

ページが飛びまして、21ページをご覧ください。

2款4項4目県議会議員選挙でございます。10節需用費、11役務費、12委託料等、金額が上がっておりますので、その分の不足分につきまして増額をいたしております。

次のページ、22ページをご覧ください。

2款1項2目障害児者自立支援費でございます。19節扶助費2,280万円でございます。障害者児介護訓練等の給付費、障害児通所支援の額を増額しております。

2枚めくっていただきまして、26ページをご覧ください。

4款1項7目母子保健衛生費でございます。1節の報酬費、3職員手当費、4教材費、8旅費につきましては、補助的会計年度任用職員の経費を増額といたしております。こちらは出産・子育て応援交付金の事務に伴う経費として上げております。

次のページ、27ページでございます。

18節負担金補助及び交付金でございます。出産・子育て応援給付金に3,220万計上しております。18節としては3,182万6,000円の増となっております。

1枚おめくりください。29ページとなります。

5款1項9目農業農村整備費でございます。18節負担金補助及び交付金901万3,000円でございます。こちらのほうは、県営両筑平野かんがい排水事業負担金第3から第7、施設第2、

施設第3、県営ため池等整備事業負担金小石原第2地区のところを増額しております。

32ページをご覧ください。

7款3項2目公共下水道費です。24節の積立金、下水道施設整備基金積立金といたしまして5,000万円を計上しております。

次に、34ページをご覧ください。

9款1項2目事務局費、24節積立金5,000万円、教育施設整備基金積立金です。

次のページ、35ページをご覧ください。

9款2項1目一般管理費で、こちらのほうは10の需用費、12の委託料で、感染対策についての経費を、17の備品購入費で児童用の机椅子の購入費、菊池小の家庭科室の椅子の購入という形で101万9,000円を計上しております。

また、2目の大堰小学校からの各小学校の予算と中学校の予算につきましては、電気料、感染症対策の備品購入費を各小学校・中学校ごとに計上いたしております。

39ページをご覧ください。

9款5項10目町内遺跡発掘調査費でございます。39ページのところの12節委託料でございます。竹伐採等の業務委託料でございます。100万円を計上いたしております。また、13目文化発掘受託調査費として、10節需用費に消耗品費を150万円計上しております。

続いて、歳入を御説明させていただきます。9ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税でございます。1節の地方交付税、普通交付税を6,114万円計上しております。

次に、12款1項2目農林水産業分担金でございます。1節の農業費分担金、県営両筑平野かんがい排水事業、両筑土地改良区分の分担金でございます。124万9,000円を計上いたしております。

12款2項2目民生費負担金、1節社会福祉費負担金でございます。老人福祉施設入居者負担金、養護老人ホーム分を減額し、福岡県介護保険広域連合派遣職員費負担金2人分について294万4,000円を増額し、1節の社会福祉費負担金を124万4,000円を計上いたしております。

次のページ10ページをご覧ください。

14款1項1目1節社会福祉費負担金です。障害者自立支援給付費負担金の2分の1分と、障害児入所給付費等負担金のほうを計上いたしております。1節の社会福祉費負担金で483万9,000円を計上いたしております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金でございます。4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年の地方分でございます。585万8,000円計上いたしております。

ます。

11ページでございます。14款2項3目衛生費国庫補助金でございます。1節保健衛生費補助金、こちらのほうは主なものが、出産・子育て応援交付金の3分の2補助分でございます。2,346万7,000円を計上し、1節では925万2,000円を計上いたしております。

次に、下のほうになりますが、6目の教育費国庫補助金でございます。1節の小学校費補助金、2節の中学校補助金と、学校保健特別対策事業費補助金を計上させていただいております。

12ページをご覧ください。

15款1項1目民生費県負担金でございます。1節の社会福祉費負担金、こちらは県支出分の障害者自立支援給付費負担金と、障害児入所給付費等負担金を計上しております。1節で244万円を計上いたしております。

15款2項1目総務費県補助金でございます。1節の総務管理費補助金、こちらのほうは福岡県生活交通確保対策補助金といたしまして110万円計上いたしております。3目衛生費県補助金でございます。1節の保健衛生費補助金でございます。こちらは県分の出産・子育て応援交付金6分の1分で585万8,000円を計上し、1節分では584万4,000円を計上いたしております。

1枚おめくりいただきまして、14ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金1節一般寄附金で100万円、2節ふるさと応援寄附金で210万円を計上いたしております。

次のページ、15ページでございます。

19款1項1目繰越金、前年度繰越金といたしまして、1節繰越金に2億5,424万8,000円を計上いたしております。またその下、21款1項5目土木債1道路橋梁債で1,100万円、緊急浚渫推進事業債として鶴木川浚渫分も計上いたしております。

次に、5ページの第2表をご覧ください。

第2表、繰越明許費でございます。令和4年度から令和5年度へ繰り越す事業を記載しております。全部で12事業ございます。お見とりください。合計額といたしまして、12事業で1億7,854万円を令和5年度へ繰り越すこととしております。

次のページ、6ページをご覧ください。

第3表、債務負担行為でございます。旧三輪衛生施設組合の汚染付加料付加金過去分でございます。期間といたしましては、令和5年度から付加金の納付義務が消滅する日に属する年度まで、限度額といたしましては協定に定める額でございます。

大刀洗診療所指定管理料、期間といたしまして令和5年度から令和14年度まで、限度額は協定に定める額としております。

第4表、地方債補正でございます。限度額を変更しております。公共事業等債の限度額を860万円に、災害減災国土強靱化緊急対策事業債を750万円に、上水道出資債を940万円に、緊急浚渫推進事業債を2億7,850万円に、合計で、限度額の補正後の合計は3億400万円です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。ページ数19ページ。2款1項21目の12節の委託料、これは乗合定額タクシー委託料の件ですけど345万6,000円の減になっておりますけど、その内訳をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） こちらの委託料でございますが、乗合定額タクシー当初の予定よりも使用分が出ましたので、減額しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） よく聞き取れなかったんですけど、要は利用者が少なかったという形で解釈してよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 再度、答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 当初の見込みの人数は、最大利用者数で計算しておりましたので、それよりは少なかったということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 減額の説明がちょっとなかったもんですから。22ページの3款1項の5目ですか、防犯推進費ということで、防犯灯の設置工事費が150万円減額されております。確か当初予算では300万円ぐらい計上されていたと思うんですよ。というのは、それまで150万円計上されていたんだけど、要望箇所がちょっと多いということで、LEDの変更とかそういうことで倍額にしましたというのが当初予算の説明だったんですよ。それがまた元に戻っている理由というのは何かあれば教えていただきたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 防犯等の設置工事につきましては、建設課のほうで区長要望なりに挙げていただいた箇所を設置したりとしておりまして、その他、うちのほうの消防防災系のほうでは修繕等を行っているという形で、当初300万円としておりましたが、実際に要望等あって使った金額が150万円の減額をすることになったということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今のは状況説明みたいな形ですね、具体的に前年に要望箇所をまとめてあると思うんですよ、各区長さんのヒアリングをして。多分当初予算、4年度の当初予算ではですね、例えば令和3年度、180か所ぐらいした。それでもやっぱり足りないということと、LEDの云々のことの説明があったかというように記憶しています。それで今は建設課とかこういう話ですけど、実際、要望箇所が上がってきたからそれに見合う額を当初予算に計上してあったのではないかと。だから施工体制が追いつかなかったのか、要望が取り下げられたのか、ちょっと分かりませんが、その具体的な理由をお伺いしているんですが。

○議長（安丸眞一郎） はい、再度答弁求めます。どなたが答弁されますか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 令和4年度の防犯灯の設置工事費につきましては、区からの要望を多く取り入れて改修していくようにということで、多めに実際予算を計上したところでございますが、各区からの要望自体が出尽くしたということで、ここで実際は150万円となったということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 要望箇所は全部しましたという答弁ですね、今。だけど今年また要望があつてますよね。もう少しちょっと、じゃあ何件要望があつて、それを全て終わらせるために、倍額して300万円付けたんだけど、実際その要望の取り下げがあつて半分になりましたとかですね、そういう説明がちょっとほしいんですよ。我々はやっぱり予算審議でしっかり内容を聞いて、そうですね、頑張ってくださいということでやってるわけですから、私の周りでもまだ水銀灯であるところとかですね、非常に頭部が古くなって、もう今LEDでないと機具がないというような、そういう声をいっぱい聞くんですよ。だから今の答弁はもう終わりましたよという答弁になっていますので、ちょっと納得いきませんので、また詳しく調べて答弁していただきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。この件は6日の補正の採決に関連しますので、それ前までに今、野瀬議員から出された部分についての回答を整理していただくように申し上げておきたいと思います。

ほかございませんか。古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 30ページお願いします。5款1項の10目ですかね、農村環境整備費というところの14節に工事請負費というのがありまして、ここで約1億4,000万円ぐらい減額されたんですが、この中身をちょっと教えていただきたいなというふうに思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） ため池浚渫工事費の減額についてお答えいたします。



こちら減額した主な原因、要因が2つございまして、1つ目が入札による予算額と契約額の差額でございまして。それともう1つが下高橋中島ため池の工事を2か年の工事計画に変更したことによるものでございまして。下高橋中島ため池を2か年の工事計画に変更した理由としましては、令和4年度当初予算を作成した時点では、堆積土量調査で調べた土量の全量を根拠に予算を組んでおりました。しかしながら、本年度実施設計を行う中で、堆積土の全量を単年度で浚渫し年度内に完了させるのが作業量から見て困難という判断をしたためでございまして。

以上でございまして。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） そうしますと、当初予算は4億7,000万円ぐらい組んであったと思うんですね。先ほどのお話では下高橋の中島堤については半分ぐらいになるということなんですけれども、どうも数字が合わないような気がするんですけど、その辺のところ、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） はい、お答えいたします。入札残と先ほどの下高橋の半分の工事費を合わせた分と、あとプラスですね、万が一、何かあった場合のために、ちょっと2割ほど残しております、プラスで。

以上でございまして。

○議長（安丸眞一郎） いいですか。はい、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 大体今の説明でほぼ分かったんですけど、大分バッファーがあったということですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございせんか。はい、11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 39ページですね。9款5項10目町内遺跡発掘調査費の中で12節の委託料、竹伐採等業務委託料約100万円。このちょっと詳細な説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） はい、答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） 高橋副議長の御質問にお答えいたします。

9款5項10目の12節委託料、竹伐採等業務委託料100万円の増額についてのご質問でございまして。

こちらについては当初70万円当初予算で計上しておりました。その他、補助的会計任用職員の賃金であるとか、消耗品費であるとか、そういったものを組んで三原城の発掘調査に今年度当たるつもりで予算を組んだものでございまして。こちらの三原城の発掘調査のほうが他の業務、大規模開発に伴う発掘調査に時間を取られまして、三原城の発掘調査を縮小する必要が出ましたの

で、会計年度任用職員等の人件費等は落とし、調査については次年度に行うこととしたものでございます。

なぜ竹伐採委託料だけを増額するかと申しますと、国・県の補助金の関係で、事業費200万円分は使う必要がございます。ですので、竹伐採を増額しまして、その事業費200万円にするために、今回の増額となっているものもでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 28ページの4款4目の農業振興費ですが、下から2行目、肥料高騰緊急対策事業費補助金、これが4,400万円余減額されていますけれども、これの詳細な内容の説明をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 隠塚議員の質問に対してお答えいたします。

こちらの減額につきましては、9月補正で計上しておりました、県が主体で実施予定だった肥料高騰対策事業が国の事業に乗り換わったことが主な原因でございます。9月補正の当初予算の事業費では、県が肥料高騰した2分の1と、町の上乗せ10分の1を合わせた額を町を通じて補助する予定でしたが、9月の補正の後に、国が後出しで肥料高騰対策事業を打ち出しまして、県が国の事業に乗り換えたため、補助金の流れが変わりまして、国と県を合わせた額の補助金が県の協議会から町を経由せず、肥料販売店等へ直接支払われる流れに変わっております。したがって、歳入で町に入る予定だった県の補助金を今回補正で減額させていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 国から県に変わったということと、県の協議会から肥料高騰分、肥料販売店に補助金が行くということですが、差額というか金額は、例えば対象の肥料が減額して販売されるのか、あるいはほかの方法が取られるのかというのはいかがなんでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。肥料につきましては、買われた価格の例年より高騰した分に対しての国約7割、県が15%、町が10%補助をするようにしてございまして、買われた方に対して、後から直接支払うような形になってます。ただ、町の補助につきましては、先日、県協議会からデータをいただきまして、JAみいから肥料を買われた方には、町の方をJAみいに支払いまして、JAみい経由で国、県、町まとめて支払っていただくようにしてございまして、JAみい以外の肥料の方から肥料を買われた方には、3月末までに農業者ごとに直接支払うようにしてございまして。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） J Aみいさんの場合はデータがあるから分かるかと思うんですが、それ以外の販売業者の方から買われた方には、また個人的に振り込むという理解でよろしいんですかね。それを把握する方法とかいうのは考えていらっしゃるのでしょうか。販売店さんからデータをもらうとか、そういうことなんでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） はい、お答えいたします。肥料を買われた方のデータにつきましては、肥料会社等から国のほうに行っておりますので、そちらのほうからですね、国、県の方は県の協議会を通じて支払いまして、町の方はですね、県の協議会から肥料を買われた方のリストをいただきますので、それで確認することが可能でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。はい、ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 同じような質問ですけど、23ページお願いします。23ページの3款1項15目ですね。非課税世帯の臨時交付金ということでございます。これが負担金等が2,290万円減額をされております。これは多分、8月議会で4,000万円ぐらいの補正を行ったと思います。それで、そのとき、ちょっと私の記憶違いかも分かりませんが、対象は1,700世帯ぐらいあるんだというようなことをちょっとお伺いしておりましたけど、実際はどうしてこういう少なくなったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは御質問にお答えいたします。

まず、これは令和3年度から継続して令和4年度まで続いた事業であるということが1つでございます。それと、4年度の当初予算というか補正予算で組ませていただいたときには、要件によっては3年度に支払った方にも4年度で支払うことができるのではないかという見込みと、それと家計急変の世帯がどれだけあるかというのが掴めなかった状態でしたので、その分、ちょっと余計めに組ませていただいたということがございます。結果的に3年度支給した方につきましては、4年度分にはもう支給はできないと、1回限りですという支給になりましたし、家計急変の世帯につきましても、家計のところ十数件しか出てこなかったということで、今回減額という形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今の御質問と同じく、23ページの15目の非課税世帯の給付です

が、国・県支出金が大きく減額して、一般財源が増額しているというのを、ここの詳細をもう少しお聞かせいただきたいのですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） お答えいたします。一応、この額につきましては、3年度の分につきましては、明許繰越しという形で繰越しをさせていただいたところがございます。本来であれば、繰り越した分については3年度分のみで支払いをするという形でしたけれども、国の方針が変わりまして、その繰越し分からまた支払いをなささいということになっております。ですので、実際は4年度に入ってくる額が若干少なくなるという形になります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） それではこれで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を議場の時計で午後1時15分から再開したいと思います。午後1時15分から。

休憩 午前11時58分

.....

再開 午後1時15分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第23、議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（安丸眞一郎） 日程第23、議案第14号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第14号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,316万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,391万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、歳出から御説明いたします。

6ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、一般被保険者療養給付費を1,500万円減額をしております。

続いて、2款5項1目葬祭費につきましては、予算の不足によりまして、24万円の増額補正をさせていただいております。

続いて、3款1項及び3款2項続いて3款3項につきましては、県補助金の減額によりまして、財源の組替えを行っております。

5款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、返還金116万8,000円、同じく5款2項2目保健事業費におきましても、返還金として34万円を計上させていただいております。

次に、5ページをご覧ください。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、普通交付金及び特別交付金を合わせまして3,741万5,000円の減額をしております。

6款1項1目一般会計繰入金、こちら主なものとしては、4節財政安定化支援事業繰入金を529万8,000円の減額でございます。

最後に、7款1項1目繰越金につきましては、2,946万1,000円を計上しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

**日程第24. 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
(第3号) について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第24、議案第15号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第15号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万9,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,171万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節で保険料等負担金としまして、793万9,000円を増額をしております。

こちらは、広域連合のほうに保険料等を納付する項目でございます。

次に、歳入をお願いいたします。

1款1項1目及び2目で特別徴収での保険料及び普通徴収での保険料を合わせまして、703万3,000円の増額補正を行っております。

次に、4款1項1目で繰越金でございますが、90万6,000円を増額補正をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第25. 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号） について

○議長（安丸眞一郎） 日程第25、議案第16号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課、棚町でございます。

議案第16号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,660万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,566万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する

ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、初めに歳出予算から説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。

歳出につきましては、基本的に額の確定により不用額を減額で計上しております。

1款1項農業集落排水費です。1目農業集落排水費に係る一般管理費でございますが、12節委託料、計画停電用汚泥運搬業務委託料57万円を減額しております。

2目大堰処理施設管理費に係る需用費でございますが、10節需用費、水処理センター及びマンホールポンプ場電気料を54万5,000円増。

14節工事請負費、佐田川橋下水道管路移設工事費を1,003万9,000円減額しております。

こちらにつきましては、管路埋設予定の、福岡県の行う新設佐田川橋の高食側取付道路の着手が未定となったためでございます。なお、上部工は引き続き進捗しており、これに圧送管を専用添加する方針でございます。

3目栄田処理施設管理費に係る需用費でございますが、10節需用費、水処理センター及びマンホールポンプ場電気料を30万7,000円増額しております。

2款1項1目公共下水道に係る一般管理費でございます。1節報酬から4節共済費までは、人件費のため不用額を減額しております。8節全国町村下水道推進協議会大会旅費が4万1,000円の減。10節需用費マンホールポンプ場電気料42万9,000円の増。11節役務費、納付書等郵便料等が7万9,000円の増額。12節委託料、計画停電用マンホールポンプ維持管理委託料50万円の減。13節使用料及び賃借料として、計画停電用発電機等リース料20万円の減額。18節負担金・補助及び交付金398万4,000円の減。主なものとして、筑後川中流右岸流域終末処理場維持管理負担金358万8,000円の減額。これは、福童浄化センターへの汚水流入量が当初見込みより減少する見込みのため、減額しております。

2款1項2目公共下水道整備費、12節委託料42万7,000円の減。雨天時浸入水調査業務委託料、ストックマネジメント計画策定業務委託の残額を減額したものです。

2款1項3目流域下水道整備費、18節負担金・補助及び交付金2,094万2,000円の減額につきましては、それぞれ負担金の額が確定をしたため、それぞれ2,071万5,000円、22万7,000円を減額しております。

3款1項2目利子でございます。農業集落排水事業費長期債等利子でございますが、支払利子の額の確定によりまして、不足額1万2,000円を増額計上しております。

以上が歳出でございます。

次に、6ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

分担金及び負担金である1款2項1目の下水道事業費負担金では、1節の農業集落排水事業費9万9,000円、2節の公共下水道事業での収納済みの受益者負担金として279万9,000円を増額で計上しております。

3節滞納繰越分につきましては、39万9,000円の減額をしております。これは、前年度の水道整理期間に支払われているなど滞納がないため、頭出し1,000円を残して減額をするものでございます。

2款1項使用料でございます。1目農業集落排水使用料につきましては、28万2,000円の減額。

2目公共下水道使用料を430万5,000円、3目合併処理浄化槽使用料を1,000円増額しております。

2款2項手数料でございます。

2目公共下水道手数料、督促手数料1万7,000円増額しております。

4款1項1目の一般会計からの繰入金では、公共下水道分を458万8,000円減額、農業集落排水分を956万2,000円減額しております。

諸収入の6款1項1目の雑入では、福岡県下水道協会事務局負担金8,000円を増額しております。

物件移転補償費（猪ノ本橋下水道管路移設）につきましては、令和3年に受け入れた補償額と予算の差額の1,120万3,000円の減額でございます。

町債の7款1項1目1節の下水道事業債は、額の確定により2,780万円の減額で計上しております。内訳については記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

2款1項公共下水道整備費におきましては、412万5,000円を翌年度に繰り越すこととしております。これは、猪ノ本橋の取付け部分の県事業の繰越しに伴い、下水道管の移設分も繰り越すものでございます。

第3表、地方債補正でございます。

それぞれの額の確定による補正でございます。変更の分でございます。

流域下水道事業の事業債を、補正前の限度額2,950万円から補正後限度額940万円へ変更するものでございます。



公営企業会計適用債を、補正前の限度額1,220万円から補正後限度額450万円へ変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第26. 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について

日程第27. 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第28. 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第29. 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第30. 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第26、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して、順次、提案理由及び内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてから、議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまでの議案につきましては、議案書を朗読し、一括提案に代えさせていただきます。

議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算。令和5年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億4,729万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

議案第18号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算。令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億9,507万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第19号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算。令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,336万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第20号令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算。令和5年度大刀洗町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ477万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

続きまして、議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算。総則、第1条、令和5年度大刀洗町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間有収水量144万9,474m<sup>3</sup>。

(2) 主要な建設改良事業。

①下水道施設整備事業8,210万9,000円。②流域下水道建設負担金2,677万8,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款下水道事業収益7億3,540万7,000円。

第1項営業収益2億6,410万2,000円、第2項営業外収益4億7,130万3,000円、第3項特別利益2,000円。

支出。第2款下水道事業費用7億3,532万9,000円。

第1項営業費用6億2,616万5,000円、第2項営業外費用7,684万8,000円、第3項特別損失3,221万6,000円、第4項予備費10万円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。（資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,422万7,000円は、引継現金2,151万4,000円、当年度分損益勘定保留資金1億2,782万8,000円及び当年度利益剰余金処分額1,488万5,000円で補填するものとする。）

収入。第3款資本的収入2億9,801万4,000円。

第1項企業債4,800万円、第2項補助金2,555万円、第3項負担金2億2,436万1,000円、第4項分担金10万3,000円。

支出。第4款資本的支出4億6,224万1,000円。

第1項建設改良費1億1,088万7,000円、第2項借入金償還金3億5,135万4,000円。

次のページをお願いいたします。

特例的収入及び支出、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債券及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ3,814万8,000円及び6,792万2,000円である。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

下水道事業債、限度額2,570万円。下水道事業債集落排水分でございます。2,230万円、合計4,800万円です。

起債の方法は証書借入れ、利率は5%以内、償還の方法は、政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他資金については、貸付先と協議して定める。ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り替えることができる。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、営業費用及び営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条、次に掲げる経費について、そ

の経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費1,991万8,000円。

他会計からの補助金、第9条、下水道事業会計助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億989万1,000円である。

利益剰余金の処分、第10条、当年度利益剰余金のうち1,488万5,000円は、次のとおり処分するものと定める。

1、建設改良費に充当。

令和5年3月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

以上で、提案を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。日程第26、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第30、議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は、3月7日火曜日、午前9時30分より協議会室で開催します。

---

### 日程第31. 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第31、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それでは、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御説明いたします。

個人情報の保護に関する法律の一部が改正されるに伴い、地方自治体においては令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律が適用されることとなりますが、議会は、国会や裁判所と同様に同法の適用除外とされ、議会における個人情報の取扱いは自律的な対応に委ねられました。

そこで、大刀洗町議会において個人情報の取扱いに関する規則を定めるため、議会の個人情報の保護に関する条例を制定することとし、本案について提案するものでございます。

まず、条例の目的について第1条に書いております。定義について第2条、3条については、議会の責務について書いております。

2ページを、はぐっていただきたいと思います。

第4条は3ページまで。4条から16条については、個人情報の取扱いについて書いております。

そして、第17条につきましては、個人情報ファイルについて、18条から43条については、開示、訂正及び利用停止について書いております。

第44条から46条については、審査請求について。

第5章につきませんが、47条につきましては適用除外。

48条につきましては、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等を書いております。

49条には、個人情報等の取扱いに関する苦情処理。

また、50条につきましては、個人情報の適切な取扱いの確保について。

51条につきましては、施行の状況の公表について。

52条につきましては、委託について。この委託については、この条例の実施に関し、必要な事項は議長が定めるというふうにしております。

罰則については、53条から57条に書いております。これにつきましては、議会事務局の職員による、不当な個人情報の取扱いに対する罰則や不正な手段により開示請求に関する罰則について定めております。

施行期日は、令和5年4月1日とするということにしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後1時50分

---

---

令和5年 第24回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和5年3月6日 (月曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和5年3月6日 午前9時00分開議

日程第1 議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第10号) について

日程第2 議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について

日程第3 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第4 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第4号) について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第2 議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将

---



開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第24回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

**日程第1. 議案第13号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、議案第13号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） おはようございます。

1日目に御質問頂いておりました3款1項5目防犯推進費、14節の工事請負費の防犯灯設置工事費の150万の減額について、野瀬議員より御質問頂いた件を答弁いたします。

こちらのほうは当初300万の予算を組んでおりましたが、その当初予算組んだときには、まだ区長さんたちからの要望が出そろってない形でしたので、今まで150万というところでそれまで全ての要望が通らない形となっていたということで、多めに300万組んでいたところでございます。

区長要望で3月末までしまして、25行政区の区長さんのほうに出されてないところにも全て、防犯灯の要望はないか確認をいたしまして、今年度は、要望があった分全部、取りまとめて、秋に工事を行っております。その秋までの間に区長さんのほうから追加要望等もございましたが、その分は来年度予算にといったのも一、二件ございますが、当初からお願いされ要望として出された分に関しては、全て行いまして、30件で今のところ120万の支出をしているところでございます。

初日の答弁で区長要望についてですが、建設課等と申しましたが、消防安全係のほうで別に区長要望は取っておりましたので、そのところを訂正させていただきます。

以上で、答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいま、初日の質疑に対する答弁と、初日の答弁内容についての訂正ということでの、ただいま総務課長からの発言がございました。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、今答弁頂いた件でもう少し、説明をお願いしたいと思

います。

今の説明はですね、区長要望が出た分については、まあ11月ぐらいですかね、区長要望をされ、ヒアリングが 있습니다。それを積み上げて、例えばその200基とか出たときに、まあ200基できないから、大体その積み上げた分の半分ぐらいか何割かちょっと分かりませんが、4月にこれだけしますというのを行政区長さんに来ているんですよ。

だから、要望数は25区ありますから、いや、1区が1灯出しても25灯はあるはずなんですよ。令和3年度の実績が、18件立って80数万だったと記憶しています。令和4年は今、百二、三十件ですかね、何かそういうふうな答弁で、120万程度、何件かちょっと知りませんが120万程度を今使っていますよというお話でございました。ということは、もうほぼ要望箇所が、今のお話からすれば要望箇所はもう、ないというか少なくなっているということのようによつと聞こえるんですけど。

実際、4年のヒアリング時点です、何件の要望があつて、それに対応すれば——まあいろいろ形態は違うと思うんですよ。すぐ見積りが出たかどうかちゅうのはちょっと分かりませんが、具体的に何件要望があつて、そのうちの何件は、今時点です、やっているとすることをちょっと教えていただきたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） まず、野瀬議員の120万の分ですけれども、30件の工事を行っております。

あと、要望に関してなんですけど、取りまとめのほうにつきましては、3月末まで各區長さんのほうの取りまとめ、また3月末までに出てない場合においては、区長さんにお電話して、要望がないかというところまで確認をさせていただいております。

当初の予算を組んだときですけれども、その際にはまだ概算でという形で組んでおきまして、ただ、その前年度までが実際全部の工事を行ってなかったということで、多めに組んでいるということでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 私ちょっと今、金額を聞いたつもりではございませんで。

ヒアリングのときに何件要望があつたのかということです。その後も、要望、区長さんが「またここもちょっとお願いしたい」ということで追加要望はされていると思うんですけど、11月にヒアリングしてあるというのは、次の年度の予算にですね、反映させるということだと思うんですよ。だから、その時点で、もうその今おっしゃっているような例えば30件、またちょっとそれよりも少ない何件やったのか、追加要望して30件、今30件が大体できてきていて、ほぼ

4年度の要望箇所は全部やったんだよという、そういう回答でよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 要望があった箇所については、全て工事は行っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いえいえ、だから全体で、11月ですよ、たしか要望ヒアリングがあるのは。そのときに何件あって、その後何件追加してきて結局トータルで30件になりましたよということをお聞きしているんですよ。

○議長（安丸眞一郎） 再度求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 先ほど、建設課のほうの要望とは一緒に取っておりませんで、3月末までに区長さんのほうに防犯灯のほうの要望を提出頂くという形を取っております。そのため、当初予算に組んでおります分は1月ぐらいに、毎年150万組んでいたけれども、そこで全部できない部分が出てきているので、多めに組むという形で300万で今回計上させていただいたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。再度、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、しつこくて申し訳ありません。

要望書がありますよね、建設課で道路改良とか、たしか一緒に要望を出していたと思うんですよ。私、区長をしていたときはです。それで、照明灯、いわゆる交通安全施設とか防犯灯とかいうのは、たしか同じ時期に要望を出していて、ヒアリングは総務課でされていたのかな。だから、全体の件数というのはその時点でもう把握できているはずなんですよ。だから、そのときに何件だったんですかということをお聞きするんです。追加で何件出てきて、もうその出した要望、例えば私は菅野区長だったんですけど、現在でもできてない部分ありますよ。

だから、全て要望はしましたって今おっしゃっているのは本当ですかということをお聞きを、ちょっと疑問です。何件も、菅野から出しています。で、いまだにできてないところがあります。それで要望を全部もうやりましたという答弁で、だから150万にもう戻しましたよと。多分、ちょっと来年の予算見てないから分かりませんが、要望が少ないから減額しますとかですね、まあ幾らになっているか分かりません。ちょっと、まだいっぱいするとこあって要望を出していて、それが……、把握できてないのかなと僕はちょっと思うんですが、そこはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 建設課のほうと一緒に要望を出しているのは、ミラー等の交通安全の部分だったかと思えます。防犯灯については、消防安全係のほうで、3月末までに区長さんに要望を出していただくような形で要望は取っております。

今回、予算のほうも増額いたしましたので、25行政区の区長さんには、出されていないところに関しては電話をするなりして、ほかに要望がないかというところまで確認して工事は行っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

ページ数が32ページ、7款2項3目の14節工事請負費でございます。

これは、道路交通安全対策事業費という形で400万の減になっておりますが、これも、先ほどの野瀬議員の防犯灯と絡むかと思えますけど、これ道路交通安全対策事業費、当初予算は800万なんですよね。800万のが400万へ今半額の減額になっているんですけど、これについて、400万の減の理由と、野瀬議員の質問に絡みますけど、これも区長要望ですね。それと、これは道路交通安全対策ですので、建設課が町内の道路関係のパトロールを兼ねて、そしてカーブミラーとかガードレールとかそういったものを当然、点検して、不備な点についてはこの交通安全対策事業費でやっていると思うんですけど、その400万の減で、当初予算の半分が減額になっておりますので、そのプロセスをお願いしたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたが答弁ですか。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 東議員御質問の7款2項3目の道路交通安全対策事業費ですけれども、正確には、そういったガードレール関係の事業と申しますよりも、道路橋梁、例えば橋の点検だったりとか橋の修繕工事費に関する目でございます。具体的な道路交通安全、そういったガードレール関係は別の目でございます。今御質問のガードレール関係の事業費が下がったというよりも、すみません、橋梁の修繕工事、そういったほうの事業費が下がったことによる減額でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） ということは、橋梁関係の項目で、その400万という、当初予算の800万から、当初予算の半分という形で事業が終わっているという形で補正されてあると思うんです。ということは、当初予算の見込みというか、これ入札残とかじゃないですよ。そのところをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。

今言われました7款2項の3目の14の工事費の分でございますが、工事の道路橋——橋梁の

補修工事の関係でございまして、中川の新川橋と高樋橋の2橋のほうを当初予定しておりました。それで、工事の金額が、当初金額をしていたよりも安くですね、工事のほうが終わりましたので、400万円の減という形でさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 建設課長の答弁によりますと、これ、入札残ですかね。入札で、まあ半額が落ちたから、こういった形で減額されてあるのか。そうなってくると、もう当初予算が、ちょっとあやふやちゅうたら言葉は悪いんですけど、そここのとこをちょっと私、入札残なのか、そここのところをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

当初予算のほうは、コンサルのほうに設計ちゅうか前年度で設計していただいて、それで予算を組んでおりまして、入札のほうをかけましてですね、金額を算出しております。それで、ちょっと当初よりも減額になったということでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 建設課長の答弁で理解できますけど、コンサルが出した金額をそのまま、入札したという捉え方をしてよろしいんですかね。

そうではなくて、コンサルはあくまでこういったことですよという形の金額を出してきて、そして建設課のほうでその内容をチェックして、そのままじゃなくてここは減額になるんじゃないかというようなことを確認して入札に入るんじゃないかと私は思うんですけど、そここのところをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 東議員の質問、お答えいたします。

金額のほう、言われましたように、まずコンサルのほうから出されてもらった設計価格、それに基づいて、うちのほうでまず予算をまず確定しまして、その後、こちらのほうで金額をして。工事を、橋梁を進めていく中で、金額がですね、出来高のほうとかその辺で金額が当初よりも安くなったということでしたので、400万円減額という形で出ささせてもらっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません。6ページをお願いします。

ちょっと私がよく分からない、理解してないからなんでしょうけど、債務負担行為で、大刀洗診療所の指定管理料のところの、いわゆる限度額ですね。複数年にわたる契約だから、大体全体としての限度額が幾らですよというのをここ決めるんだらうと思うんですけど、その限度額で、「協定に定める額」というふうにしてありますよね。普通工事だったら、10億で3億ずつ、最後4億払いますって何かそういう割りがあるんですけど、こういう、その「協定に定める額」というような決め方というのがちょっとよく分からんので、少し何か説明頂ければと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、御質問にお答えいたします。

診療所の指定管理につきましては、基本協定というものを指定管理者のほうと結ぶようにしております。その中で、指定管理料として、町立の診療所につきましては普通交付税で算定されるようになっております。その普通交付税で算定された分を指定管理料としてお支払いするということになっておりますので、具体的な金額を定めることができませんので、ここでは「協定に定める額」というところで限度額を設定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 12月の定例会で、大刀洗診療所と「ふるさと」の指定管理者の候補を決定したんですけど、多分これもですね、診療所で報酬は収入として上がってなかったと思うから、利用料金制みたいな形で相殺してあると思うんですよ。その中で、地方交付税の分のいわゆるその600万とか事務手数料を指定管理料として、だから690万ぐらい当初予算組んであると思うんですけど、それを指定管理料として納めると。それを大体毎年の契約の中ですれば、その債務負担にはならないような気がするんです。いわゆる、全体として債務を負っているというか、基本協定の中で、毎年、その分は支払っていきますよと。

だから、いわゆる……、これ嶋田病院だったですかね、相手は。嶋田病院に入っていくお金は、その診療報酬、もう、それはもう直接入っていつているんでしょ。だから、いわゆる「ふるさと」と同じで、利用料は全部その指定管理者に入るし、その中から維持管理をちゃんとしていつてください、管理運営をいつてくださいということで、たまたま大刀洗は、その基本協定なんか見ていけば赤字にはならないから、それはもう負担することなくて、あとはそれはもう企業の努力だらうと思うんです。

だから、これも、例えばその嶋田病院さんが、患者が増えようが、その分を町に返してくださいとは決して言っていないと思うんですから、この決まった額、いわゆる、これは交付税措置がされている額をずっと多分納めてあるんだらうと、基本協定の中にうたい込んで、納めていつてあるんだらうと思う。それが、額が分からないので、その年度ごとに、また協定をしてあるのかな

と思ったんですね。そうすれば、債務負担になるのかなってちょっと思ったものですから。そこら辺の見解はどうなんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

おっしゃるように、基本協定として10年間の期間の指定管理をお願いするという部分と、毎年結ぶ分、協定もちろん毎年結んでおります。その中では、金額についてはまだ交付税の算定が7月になりますので、その時点ではまだ金額は確定しませんので、毎年結ぶ協定にも金額は載せておりません。そこには「この時期にお支払いする」という形で載せておるところです。

ただし、この債務負担行為については10年間、その管理、指定管理料としてお支払いするという債務がございますので、こういう書き方で載せさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 33ページの非常備消防費、80万の減になっております。消防団員報酬110名分で80万の減になっているんですが、この原因を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、執行部のほう。

答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 消防団員の報酬の80万の減額について、松熊議員からの御質問でございます。

当初、消防団員の報酬につきましては、全員並べた数というか一番多い数で組ませていただいておりますけれども、実際、4月から始まりまして実際の人数が分かりましたので、その分で減額とさせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○総務課長（松元 治美） すみません。

○議長（安丸眞一郎） 追加。追加答弁があるそうですから。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） すみません。

それと、こちらのほうは出動手当のほうも含まれておりますので、出動の、何回出動するかというのはその年度で変わってまいりますので、多めに組んでいた部分を減額させていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） そうしますと、この消防団員110名というのは、実際は110名、いないと。100人切れとるということでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 欠員等もございますので、110名はマックスの人数となっておりますので、その人数まではないということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（発言する者あり）10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 110名の定員の中で何名、今在籍しているんですかというのを聞いているんですよ。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 消防団員の人数は104名となっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

ページ数28ページの4款2項2目塵芥処理費関係の12節の委託料で、これ資源回収ステーションモデル事業という形で、新規事業で上がっていたんですよ。それで、委託料が120万の減になっておりますが、これは、これも当初は510万余りあったんですよ。それで3分の1ぐらい減額になっているんですけど、その内容の内訳をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 東議員の質問にお答えいたします。

資源回収ステーションの当初予算からの減額でございますけれども、こちらにつきましては、実績での数字となっております。始まります時期もですね、4月からではございませんで、4か所開設しておりますけれども、それぞれにずれも生じておりますので、月割り計算等もさせていただいております。そういった意味での減額となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今年ですかね、菊池校区において回収ステーションのモデル事業がされたということで聞いておりますけど、もうそれも含めての減額ですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 4か所しまして、菊池校区につきましても含めた額の数字となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。



ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと2点ほどお伺いします。

当初予算に上げられた分が、一つは全額減額されている分と、一つは全額繰り越されている分でございます。

まず、全額繰り越されている分が、情報システム改修事業費442万2,000円、これは繰越明許のところに書いてありますし、費目でいえば何ページ、戸籍住民基本台帳ですから2款3項1目戸籍住民台帳費に入るんだろうと思うんですけど、何か……、ここには書いてないけど当初予算に442万2,000円が計上されている、これ全額繰越しになっている理由というのはちょっと何かというのを一点。

それともう一点は、今度、何ですか、新規就農の件でございますけど、これは今度は全額削除されていますね。5款1項6目です、29ページですけど、新規就農農業者育成総合対策事業というようなことで、これは全額減額されているということで、1年間通して全く申込みがなかったのか。これは、たしか国の全額補助だったと思うんですよね。それを、たしか49歳だったかな、これ聞いたときに非常に条件が厳しいなと片一方で思ったんですけど、そういう、ここがもう1件の申込みもないというような、例えば就農された方はおられるんですけど年齢がちょっと合わなかったとか、大変何か、そういう……、何か条件が厳しいとかですね、あるいはその周知がなかなかうまくいってなかったとか、何かそういうのがあるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） まず最初の、繰越明許の関係で、住民課のほうから答弁求めたいと思います。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） ページ5ページになるかと思えますけれども、戸籍情報システムの改修事業に対して442万2,000円の繰越しをさせていただいております。

これにつきましては、今年度、事業のほうは2月に契約を結びまして、戸籍の改修しておりますけれども、実質の改修については来年度になりますので、費用がかかる部分について来年度になりますので繰越しをさせていただいているような状況になっております。来年度、戸籍につきましては振り仮名等ですね、付票にも振り仮名をつけるようなシステムの改修等もございまして、そういったところになっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 1点目の件はよろしいですか、それで。

じゃあ、2点目についての産業課のほうですかね。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） それでは、新規就農者育成総合対策事業費の補助金の件についてお答えいたします。

こちらの事業は750万円の減額としておりますが、当初予算組みの段階では、5名の方から、国の事業の経営開始型を使って就農を考えているという相談があっておりまして、5名分ですね、5名掛け150万の750万を予算計上しておりました。

そのうちの2名については準備型という、就農に向けて農家で働きながら研修を受ける事業を使われまして、1名は雇用型という、農家と雇用契約を結んで働く契約の事業を使われております。両事業とも、町を通らず国から直接補助を受ける形となっておりますので、町の予算は使わないような形になっております。

残りの2名については、いろいろ相談を受けサポートをしましたが、就農するまでには至りませんでした。

そのため、農家で働き出した方はいましたが、町経由の経営開始型の事業メニューを使われる方はいなかったということで、全額減額となっております。

町としては引き続き、新規就農を希望される方のサポートに努めてまいります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） じゃあ確認ですけど、国の補助で、まあ町で予算計上してあったということは、最初は町で国からの助成、補助を受けて交付する予定だったけど、それがもう直接、国の事業に替わったから、とにかく全額、減額すると。国の事業に替わったから全額するという理解でよろしいんですかね。

あと、今、内容は今おっしゃった内容で、その研修期間、研修とか就農とか、幾つか分かれていたと思うんですけど、そういう形で、当初よりも少なくはなったけど、1名はされていますよと——いうことでいいですかね。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

そうですね、こちらで予算を組んでいる経営開始型というのは、町を通して、農業者に行く事業でございまして、乗り換えた事業は国から直接、農業者にお金が行くような事業ですので、予算を落とすような形になっております。

それで、3名ほど就農をされていますけど、ほかにも、親元就農とかこっちで把握してない新たに就農した方は恐らくいるのではないかとは思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかはございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第2. 議案第14号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、議案第14号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第3. 議案第15号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）  
について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、議案第15号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4. 議案第16号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に  
ついて

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第16号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前9時37分

---

---

令和5年 第24回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和5年3月13日 (月曜日)

---

議事日程 (第3号)

令和5年3月13日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	柴田 晃次	総務課長	……………	松元 治美
税務課長	……………	田中 豊和	福祉課長	……………	矢野 智行
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	矢永 孝治
建設課長	……………	棚町 瑞樹	子ども課長	……………	平田 栄一
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	佐々木大輔
会計課長	……………	山田 恭恵	住民課長	……………	案納 明枝
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	辻 孝将
監査委員	……………	村山真知子			

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第24回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありました。許可しておりますので、御了承ください。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。3番、平田康雄議員。

**3番 平田 康雄議員 質問事項**

1. 防犯カメラなどの設置について
2. LED照明の早期導入について

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄でございます。私の質問は、防犯カメラなどの設置とLED照明の早期導入の2件であります。

まず最初に、防犯カメラなどの設置について質問します。

最近の新聞やテレビなどの報道によりますと、特に都会ですね、非常に公共施設が、街路など、防犯カメラがたくさん設置されているようでございます。特に、最近ではカメラの技術が向上し、映像が格段に鮮明になったということから、コンビニ強盗やひったくり、路上での暴行犯などが、カメラの映像を証拠として逮捕に至るケースが多くなっているようであります。

さて、本町における防犯カメラにつきましては、令和3年3月議会での議員の質問に対し、総務課長から、「事件や事故、犯罪については、主に警察が活動しているので、防犯カメラの設置については警察と協議しながら進めていきたい」との回答がありました。以来2年が経過しましたので、その間における警察との協議の状況とか防犯カメラの設置に関する今後の計画などについて、町の考えをお伺いしたいと思っております。

それでは、質問します。

まず、1つ目の質問は、防犯カメラの設置についてであります。

まず、警察とはどのような協議をされたのか、協議の結果は怎么样了か。



次に、防犯カメラの設置の現状や設置計画などについて、町の考えをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の防犯カメラなどの設置について答弁をいたします。

防犯カメラの設置についての御質問でございます。

まず、1点目の警察との協議内容や結果についてでございますが、大刀洗町では、犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを実現するため、公用車へのドライブレコーダー設置や防犯カメラの整備促進などに関して、小郡市と共に、小郡警察署と協定を締結するなど、防犯や交通安全対策などに関して、日頃から県警察と協議をしているところでございます。しかしながら、現時点では、防犯カメラ増設の要望はお聞きしておりませんので、今後、必要性が高まった場合には、その都度、設置を検討をまいります。

また、小郡警察署では、本年1月10日、住民の皆様も参加して、携帯電話を活用した映像訓練が行われるなど、住民の皆様が所有する携帯電話やドライブレコーダーなどの媒体の活用など、町が設置した防犯カメラやドライブレコーダー以外の映像も活用されているところでございます。

次に、2点目の現状や設置計画についてですが、防犯カメラは平成30年度に、みい農業協同組合から御寄贈いただきました4機のほか、類似のものとしまして、学校防犯システム「ツイタもん」を各小学校に設置しておりますが、現在のところ、町として新たに防犯カメラを設置する計画はないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問させていただきます。

まず、警察との協議についてであります。

確かに、ドライブレコーダーとか携帯電話、こういった映像というのは、事件や事故、犯罪が起きた場合の対応としては非常に効果的ではないかと思っております。しかし、最近、全国で発生している様々な事件、こういった状況を考えますと、私は防犯カメラも必要ではないかと考えております。

そこで質問ですけども、事件や事故が発生した後に防犯カメラを設置しても、遅いじゃないかと思えます。少なくとも、防犯カメラの設置が必要な場所ぐらいはぜひ事前に、警察と協議を進めるべきじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田議員の質問にお答えいたします。

警察との協議の中では、現在、防犯カメラの増設等の要望はございませんけれども、今後、防犯カメラの必要性や、平田議員がおっしゃったように、こういった場所につけるのが有効なのか

とかの情報共有は随時行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） ぜひ進めていただきたいと思います。

次は、防犯カメラの設置について質問いたします。

私は、不特定多数の人が駐車する役場前の駐車場、ここには防犯カメラが必要じゃないかと思っております。現に、役場前の駐車場では、当て逃げが発生していますし、この表に出ない当て逃げ、これも少なからず発生しているんじゃないかと考えております。

そこで質問ですけども、役場、ドリームセンター、中央公民館、健康管理センター、ぬくもりの館、こういった多くの施設があるわけですね。それから、町外からの来庁者も非常に多いということで、多くの方が利用する役場前の駐車場ぐらいは、やはり防犯カメラを設置してはどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 役場前の駐車場等に防犯カメラを設置してはという御質問だと思いません。

今のところ、そういった計画等はございません。また、近隣市町村等も、そういった市町村があるかなというところで確認したんですけども、まだどちらも駐車場等にはカメラを設置している市町村がないというところで、つけるに当たっては、どういったことに配慮しなきゃいけないかも含めて、今のところは設置する考えはないんですけども、そういったところは考えてみたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 考えはないけど今後考えていくということですから、ぜひしっかりと考えていただきたいと思います。

やはり非常に車が多いわけですね。やっぱり問題は起こると思います。だから、ぜひしっかりと考えてください。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2問目は、監視カメラの設置についてであります。

質問を3点しておりますけども、会計課内の監視カメラ、それからセルフレジ対応の監視カメラ、この件につきましては、先週、特別委員会がありまして、その中で課長のほうから具体的な説明がっておりますけども、一応通告していますから、通告どおり質問いたします。

現在、会計課内に監視カメラが設置されていますけども、このカメラは福岡銀行の所有物であ

ります。福岡銀行の窓口は今月末までで閉鎖されるということで、監視カメラの取扱いが気になる場所でもあります。

また、お金の挿入口が室外にあるセルフレジや会計課以外での現金を取り扱う窓口、こういった場所にもやはり監視カメラの設置が必要ではないかと私は思っている場所でもあります。

そこで質問ですけども、1つは会計課内の監視カメラについてであります。

福岡銀行が窓口を閉鎖した後、会計課内の監視カメラの取扱いはどうなるのか、もし撤去された場合は、町はどのように対応するか。

それから、2つ目は、セルフレジに対応した新たな監視カメラ、これを設置すべきじゃないかということです。

それから、3つ目は、会計課以外で現金などを取り扱う窓口にも、やはり監視カメラを設置してはどうかと。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えいたします。

監視カメラ設置についての御質問でございます。

まず、1点目の会計課内の監視カメラの取扱いについてでございますが、今、議員のほうから御紹介がありましたとおり、このカメラは福岡銀行小郡支店が、行員とお客様の動きを録画するために、平成18年1月12日から設置したものでございますが、今年度末で福岡銀行の派出窓口の廃止に伴い、撤去する予定となっております。

次に、2点目のセルフレジに対応した監視カメラについてでございますが、会計課内全体とセミセルフレジ真上からの2か所に設置をしたいと考えてございまして、必要な予算を新年度予算でお願いをしているところでございます。

次に、3点目の会計課以外への監視カメラの設置についてですが、これは現在のところ設置する予定はないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 監視カメラを2か所設置するということですが、設置時期というのはいつ頃になりますでしょうか。また、工事ってどれくらいかかりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。山田会計課長。

○会計課長（山田 恭恵） 平田議員の御質問にお答えいたします。

設置につきましては、来年度、5年度の4月に入りまして、すぐに準備を進めたいと思っております。

また、工事に関しましては、1日あれば設置できると業者から伺っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 簡単に言うけど、簡単に設置できるものですかね。

それでは次に、現金などを取り扱う窓口について質問いたします。

本町において、会計課が現金を扱っておりますけども、それ以外で現金を扱う窓口というのはどれくらいあるものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 現金を取り扱う窓口ということですが、一番、会計課以外でしたら住民課が主なものになるかと思いますが、各課、生涯学習課でも使用料を集めておりますし、税務課でも証明等、固定資産のも扱っており、建設課でも、少額ではありますけど、どこの課も現金を、少しずつではありますが、取り扱う課がございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 結構いろいろ、取り扱う窓口はあるけども、わずかということですが、取り扱う金額が少なくても、やはり現金を扱う窓口というのは監視カメラを設置したほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

やはり監視カメラを設置することによって、トラブルを未然に防止することができるということで、職員の皆さんも安心して職務に専念することができるんじゃないかと思えます。

設置する予定はないようですけども、ぜひ、これは課長さんが思うだけじゃなくて、やはり担当職員さんの意見とか、そういう意見を聞きながら、ぜひ再検討していただきたいと思えます。

この件については、回答は必要ありません。ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

3つ目は、公用車へのドライブレコーダーの設置についてであります。

先ほど町長から、ドライブレコーダーの情報は非常にいいということですが、実は、昨年6月に、チューリッヒ保険が全国のドライバー2,230名を対象として実施したあおり運転実態調査によりますと、このドライブレコーダーの利用者というのは54.7%で、前年よりも4.8ポイント上昇したと、初めて未利用者を上回ったというような結果が出ているようです。

調査では、あおり運転をされたかどうかということで、あおり運転をされたと答えた人の割合が51.3%、ドライブレコーダーの普及であおり運転が減少するかという質問に対しては、約70%の方が減少すると回答されたそうであります。

また、ドライブレコーダーは、あおり運転をしていないという証拠にも活用できるということですから、職員の安全・安心のためにも極めて有効であると考えております。

そこで質問ですけども、まず現状についてですが、本町における公用車の台数、それからドライブレコーダーを設置した車の数はどの程度あるかということと、公用車へのドライブレコーダーの設置計画などについて、町の考えをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 公用車へのドライブレコーダー設置についての御質問でございます。

現状や今後の計画についてでございますが、現在、大刀洗町では、リースを除き33台の公用車を管理をしておりますが、うち11台にドライブレコーダーを設置をしております。

この点、マイクロバスやハイエースなど、町外への移動機会の多い車や見守り活動に使用されているアオパト、災害時出動等の機会のある消防活動車には既に設置してございまして、その他の公用車については、平成31年度以降、車両更新に合わせ、順次設置を進めているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町では、全ての公用車にドライブレコーダーを設置するお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 更新の時期にドライブレコーダーを設置していくという形で、最終的には全ての公用車のほうにドライブレコーダーを設置することとしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全ての公用車にドライブレコーダーを設置するというんですけども、この設置が完了するのは、あと何年ぐらいかかりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平成31年に買ったものがつけてないの最後の年度となっておりますので、少々お時間がかかる、10年ぐらいはかかるんじゃないかとは思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 車両更新に合わせて設置するのであれば、しょうがないかなと思います。

そこで、ドライブレコーダーの設置費はどれくらい見込んでおられますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 今つけてますのが大体3万円ぐらいのものとなっておりますので、22台をつけるような形になりますと、70万円程度が必要かと思われれます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 長年お世話になりました福岡銀行さんが今月末までで本町の窓口を閉鎖するということでもあります。非常に残念ですけれども、これは銀行さんの都合なので致し方ないと思います。

今後の問題としては、やはり福岡銀行さんが設置している監視カメラの取扱いであり、かつセルフレジ専用の監視カメラ設置でございます。

そこで、今回は、防犯カメラやドライブレコーダーを含めまして、町の考えについてお尋ねしたところであります。町長の回答では、監視カメラについて、新たにセルフレジ専用のカメラを設置するということでございますし、ドライブレコーダーも10年ぐらいかかるということですが、進めているということでもありますから、非常に安心はいたしました。

一方、防犯カメラにつきましては、設置する考えはないということでしたが、やはり防犯カメラというのは設置することで犯罪を未然に防止する、そういった効果があると私は思っておりますので、ぜひ警察との協議を進めていただきたいと思います。

特に、役場、先ほど言いましたように、役場の駐車場、非常にたくさんの方が利用しますし、当て逃げも現にあっておりますから、ぜひ防犯カメラを設置していただくよう希望するものでございます。

以上で、1つ目の質問を終わります。

次に、LED照明の早期導入について質問します。

令和3年6月議会において、運動施設のLED化の推進状況と今後の対応方針について質問いたしましたが、課長からは、中学校の体育館以外は水銀灯や蛍光灯を使用しているもので、4年度から計画的にLED化を進めるとの回答がありました。

計画に基づく改修なのかもしれませんが、本年度の当初予算には、テニスコートの照明改修工事費として約3,000万円ぐら이의予算が計上されておりましたけれども、本町には、それ以外に運動公園とか勤労者体育センターなどの運動施設があります。

また、運動施設以外にもドリームセンターなど、高額な電気代を必要とする施設がたくさんありますので、電気料金はかなりな金額になるのではないかと考えています。

特に、本年度は、ウエスト電力の電力小売業からの撤退とか、ウクライナ情勢あるいは円安などの影響で、電気料金は高騰しております、6月、12月に増額補正をされております。

また、今回の議会にも、3回目の補正予算が計上されておりますが、最近の電気料金というのは非常に不安定で、かつ価格も高騰しておりますが、このLEDを導入することによって、少なからず電気料金を削減できるんじゃないかと考えています。

ここで質問します。

まず1つ目は、運動施設へのLED照明の導入についてであります。

まず、現状についてですが、学校の体育館を除く運動施設とLEDを導入済みの施設はどの程度あるのかということと、次に、今後の計画とか、LED導入についての町の考え方を伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問のLED照明の早期導入について答弁をいたします。

運動施設へのLED照明の導入についての御質問でございます。

現状や今後の計画、町の考え方についてでございますが、この質問については、教育委員会のほうから答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平田議員の御質問について答弁いたします。

学校施設を除く運動施設へのLED照明導入の現状と今後の計画についてですが、教育委員会、生涯学習課が所管しています運動施設として、大刀洗運動公園の多目的グラウンド、それからテニスコート、勤労者体育センター、それから武道場の4施設、これについて、LED照明等の改修を考えなければならないというふうに考えているところでございますが、本年度は、先ほど議員の御質問の趣旨の中にもありましたように、運動公園のテニスコートの照明につきまして、スポーツ振興くじ助成金を活用して、LED化工事を実施し、3月の7日に完成しているところでございます。

今後の計画については、現在使用しています水銀灯が体育館施設等々にありますので、その生産中止となる施設から順次改修工事を実施する予定でございます。

令和5年度の当初予算に、勤労者体育センター照明のLED化工事費と、それから運動公園多目的グラウンド及び武道場のLED化工事実施設計業務委託費を計上しているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

来年度当初予算に勤労者体育センターへのLED導入が計上されていますし、多目的グラウンドなどへのLED改修の実施設設計業務委託費が計上されていますので、運動施設のLEDの導入というのは、6年度までの3年間で完了するのかなと思っていたところでございます。しかし、先日の予算特別委員会における課長説明では、多目的グラウンドへのLEDの導入は7年度になるかもしれないというような回答がございました。

そこで質問ですけども、運動施設へのLED導入というのは、その7年度までの4年間で全て完了するのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの体育施設、運動公園多目的グラウンド、それから武道場、勤労者体育センターの3つの施設のLED化が、令和7年度までに終わるのかというような御質問であったと思います。

まず、結果から申し上げますと、7年度まででの改修を予定しております。質問の中にもありましたように、来年度に実施設計をそれぞれ各施設行いまして、順次、改修工事を行っていく予定ですけども、運動公園多目的グラウンドについては、令和3年度にグラウンドの土の入替え工事を実施しております。

その際に、スポーツ振興くじを活用しておりますので、同一の施設を改修する場合には3年間期間を空ける必要がございますので、多目的グラウンドについては最後の令和7年度に予定をしているところでございます。

ただし、予算特別委員会でも御質問がありましたように、もっと早くできないのかというお声を頂いております。半分ほどがもうちょっと切れてしまっているというような状態で、令和7年度まで本当にもつのかというのは、私どもも懸念をしているところでございますので、別の事業があれば活用しあるいは応急処置を行うなりして実施をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） スポーツ振興くじ助成金というのは、1回使うと3年間は空けるといことですけども、このスポーツ振興くじの補助率というのはどのくらいあるんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、引き続きお答えいたします。

スポーツ振興くじ助成金の補助率についての御質問でございますが、こちらは対象経費の3分の2が補助される仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 3分の2というのは非常に大きいですね。やはり3年間ぐらい待っても使う価値があるような助成金ですね。ぜひしっかりと活用してください。

それから、最近、電気料金が非常に高騰しているけども、この運動施設全体で大体どの程度になっておりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。



○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、お答えいたします。

運動施設の電気量がどれほどかという御質問ですが、予算計上ベースで答弁をさせていただきますと、運動公園、それから勤労者体育センター、武道場、3つの施設で合計しますと、令和4年当初予算には360万円ほど計上しておるところでございますが、先ほど議員からもありましたように、いろんな要因により電気料金が高騰しておりますので、補正予算を計上しまして、合計しますと750万円ほどの計上になっておるとかと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 倍ぐらいになってますね。非常に大きい金額であります。

そこで、もし、かなり難しいかもわかりませんが、全ての運動施設で、今度、LEDを4年かけて導入していくということで、全てLEDになったら、どれくらいの経費が削減できるとお考えでしょうか。分かる範囲で結構です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、引き続きお答えいたします。

3つの施設全てLED化が終了した場合、どれくらい電気料金が削減できるかという御質問かと思いますが、まず、LEDの商品のパフレット等を見ますと、消費電力は7割から8割削減できますというふうな表示がしてあります。これをちょっと額面どおり受け取るのであれば、消費電力については7割から8割削減できるということになります。先ほどもありましたように、電気料金についてはかなり不安定で、高騰しております。また、これがこの先落ち着くのかといった状況もありますので、金額についてはいかほど削減できるかというのは、ちょっと答弁が難しいところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに、そうですね。やってみないと分からないというところはあると思いますけども、70%、8割と言わなくても、5割でも削減できれば非常に効果があると思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、学校施設へのLED照明の導入についてであります。

町内の小中学校の体育館のうち、既にLEDが導入されている施設は令和3年6月時点では、中学校の体育館のみということでございました。学校施設には、体育館のほかにも教室とか食堂がありますけども、このLEDの設置がどうなっているのかなと思っております。

そこで質問ですけども、まず体育館とか教室、食堂など、学校施設のLEDの導入の現状はど

うなっているのでしょうか。

次に、今後の計画とかLED導入についての教育委員会の考えをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、議員の御質問について御答弁させていただきます。

学校施設へのLED照明の導入の現状と今後の計画についてですが、現在、学校施設においては、小中学校の校舎について、平成28年度以降の改修工事と併せてLEDを導入しております。

校舎は小中学校全部で10棟ございまして、その中で4棟が今、LED化が進んでいるところでございます。4棟については、大刀洗小学校と菊池小学校の北校舎、それから大堰小学校の特別教室棟、大刀洗中学校の南校舎棟が済んでいるところです。

給食室もございまして、この給食室については、大刀洗小学校と大堰小学校の2校が進んでいるところです。

体育館については、先ほどの御質問にもありましたように、中学校の導入が進んでいるところです。

今後の計画についてですが、まず水銀灯を、先ほどから言いましたように、使用している体育館から令和6年度、7年度に小学校4校ありますので、それぞれ2校ずつ導入を計画させていただいています。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 以前ちょっとお聞きしたところによると、学校には在庫の電球があるというふうに聞いておりました、その電球が切れたら、先生たちがその都度交換しているということでしたが、在庫の電球というのはあとどれぐらい残っておりますか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 水銀灯の在庫の件についての御質問と思っております。

水銀灯につきましては、現在11個の在庫がございまして、あと、蛍光灯につきましては、各学校で30本程度常備しておりますので、なくなり次第、随時購入していつている状況でございますけれども、水銀灯につきましては、もう製造中止となっておりますので、その残りの在庫の分で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 11個とか30個ありますけれども、これで大体どれくらいもちますか。

○議長（安丸眞一郎） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 水銀灯の寿命がどのぐらいかというのははっきり分かりませんが、各学校での譲り合いを行っていきながらやっていきますので、2年ないし3年程度が限界なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 次に、先ほどお聞きしましたけども、電気代について質問させていただきます。

学校の電気代は、当初予算に1,400万円計上されていますけども、6月と12月、2回増額補正されましたし、今回の議会にも増額補正が計上されておりますけども、最終的には、どれくらいの金額になるとお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先般の補正第10号のほうでも、小学校、中学校のほうで、電気代については補正予算の計上を御承認いただいた次第でございますけども、トータルでいきますと、約3,278万円でしたけど、約3,300万円弱というふうになっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 1,400万円だったのが3,300万円ですかね、極めて電気代が高額になっているということでございますが、ぜひ積極的にLED化を進めていただきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

3つ目の質問は、運動施設と学校以外を除く町の主な施設へのLED照明の導入についてであります。

これらの施設としては、役場庁舎をはじめドリームセンターや中央公民館あるいは大刀洗公園など大規模な施設がありまして、主として、水銀灯、蛍光灯など、極めて大量の電力を必要とする照明が使用されています。

そこで質問ですけども、町の主な町施設へのLED導入についてであります。

まず、町の主な施設とLED導入済みの施設はどの程度あるのか、次に、今後の計画とかLED導入についての町の考え方をお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、お答えいたします。

町営施設へのLED照明の導入についての御質問でございます。

現状と今後の計画、町の考え方についてでございますが、まず、役場庁舎については、平成

26年の改修工事の際に、全てLED照明への改修を行っておりまして、中央公民館につきましても、現在実施中の大規模改修工事において、LED化する予定でございます。

次に、ドリームセンターにつきましましては、今年度、ドリームホール内の未改修分の水銀灯をLED化するとともに、新年度予算に展示ホールのLED化の工事費やドリームホール舞台照明及び通路など、未改修分のLED化工事の実施設計に必要な予算をお願いしているところでございます。

健康管理センターにつきましても、来年度の大規模改修において、全てLED化してまいる予定でございます。

そのほか、ぬくもりの館や校区センターの一部などは、まだLED化改修を行っていない町営施設の照明がございますので、これらにつきましましては、長寿命化計画、個別施設計画に基づきまして、改修等に合わせ、順次、LED化してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問します。

まず、大刀洗町立公園のLED化についてでございます。

大刀洗町立公園もかなり大きな施設だと考えております。たしか本年度の当初予算に町立公園の街路灯整備工事費として300万ぐらい予算が計上されていたと思いますが、これはLEDを導入される予算と伺っていましたが、どうなったのでしょうか。LEDは導入されましたか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えします。

大刀洗公園を含めまして、建設課で管理しております大堰公園、桜つつみ公園の街路灯につきましては、令和4年度にLEDの照明に変更しております。

なお、トイレ等につきましては、水銀灯が切れ次第、その都度変えるようにしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） では次に、ぬくもりの館でございます。

先ほどは、今後、改修に合わせてやっていくということですが、時期としてはいつ頃になるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、平田議員の質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、ぬくもりの館については、まだLED化がなされていないというところでございます。しかしながら、LEDの導入ということは今現在も考えておるところでございます。次年度におきましては、その導入時期または費用がどのくらいか

かるか、こういったものを具体的に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） では、校区センターはどうでしょうか。先週行われた予算特別委員会において、6年度に南部コミュニティセンターと就業改善センター、7年度に本郷ふれあいセンター、8年度に大堰センターをそれぞれ改修する計画とのことでしたが、この改修に合わせてLEDを導入されるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

現在、校区センターの状況でございますが、菊池就業改善センターのみ全てLED化をしておるところでございます。大堰交流センター、南部コミュニティセンターにつきましては、現況では、修繕発生時に順次変更している状況でございます。

なお、本郷ふれあいセンターのほうは、未実施となっておりますのが現状でございます。

今後に関してですが、平田議員がおっしゃられていましたとおり、令和5年度実施設計を予算組ませていただいておりますが、令和5年度から令和8年度までの改修のときに合わせまして、LED化の検討を同時に行う予定としております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 最後に、電気料金について質問させていただきます。

本町における昨年度の電気料金というのは3,500万円ぐらいでしたが、先ほど言いましたように、様々な要因から電気料金が大幅に高騰をいたしております。本年度も3回増額補正されましたけども、要するに、最終的に、町の電気料金はどの程度になるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 平田議員の御質問にお答えいたします。

3月議会で最終的な補正、電気料を上げさせていただいている分も含めまして、7,200万弱という形で予算ベースで考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 非常に電気料金が高騰する中で、何とかしてこれを抑えないといけないというような気がしておりまして、そういう点では、LED化すればいいのかなという気がいたしておりまして、質問させていただきましたけども、町の主な施設につきましては、思った以上にLED化が進められているというふうに感じました。

来年度の当初予算には、照明施設の改修工事とか、それから実施設計業務委託費が数多く計上されています。私も、当初予算書を見て、ちょっと驚きました。

運動施設だけじゃなくて、主な施設へのLED導入ということを計画的に進めるんだという、町の考え方がよく分かりました。特に、経費の3分の2補助ですかね、スポーツ振興くじ助成金を活用してLED化を進めるというのは、これはすばらしいアイデアでございますので、ぜひどんどん活用していただきたいなと思った次第でございます。

ところで、最近の電気料金は非常に高騰しております、実は、3月1日付の西日本新聞にも、電気料金高騰直撃というふうな記事が掲載されておりますけれども、この傾向はまだまだ続くんじゃないかと思っております。かといって、電気を使用しないわけにはいきませんので、やはり電気料金を削減すると、電気使用量を削減するというこの努力は必要だと思います。非常に難しい問題ですけれども、その点で、LEDを導入すれば、少しは電気の使用量を削減できると思いますので、今後とも知恵を出し合いながら計画的かつ迅速に、照明施設のLED化を進めていただきたいと思っております。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、8番、東義一議員、発言席からお願いいたします。8番、東義一議員。

**8番 東 義一議員 質問事項**

1. 住民の要望・意見の対応について
2. 行政事業の進捗状況点検について

○議員（8番 東 義一） 改めて、おはようございます。議席番号8番、東義一です。ただいま議長の発言許可を得ましたので、質問通告に従いまして、1番目に、住民の要望・意見について、2番目に、行政事務の進捗状況点検について、以上2点につき、それぞれ小項目ごとに順次質問をいたします。

まず最初に、大きな1番、住民の要望・意見についてであります。

このことにつきましては、御承知のとおり、昨年5月に、4会場において議会報告会を実施し、会場で寄せられた123件の御要望・御意見に対する議会の対応のまとめを10月20日に、町長のほうに提出をいたしております。

内容といたしまして、防災関係、公共交通、コミュニティバス、現在、乗合定額タクシーでございます。また、ごみ環境対策、防犯対策、空き家対策、交通安全施設整備、教育環境、不登校問題、学童保育等地域関係対策問題と地域行政に関わる貴重な御意見・御要望、提案と、多種多

様な面についてであります。

議会といたしましては、議決権があるため、問題提起及び修正や否決などの権限はありますが、執行権はございません。しかしながら、議会報告の意見・要望等については、各委員会で対応を協議し、また、議員各位が内容を抜粋し、町への予算要望、対策等への働きかけ、取組等については、一般質問等において問うて、対応しているところでございます。

そこで、（１）議会報告会のまとめ（住民の要望・意見への回答）を受けて、町長、教育長の所感を伺うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の住民の要望・意見の対応について、答弁をいたします。

議会報告会のまとめを受けての所感についての御質問でございます。

今、先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、昨年１０月２０日、安丸議長から、５月に開催されました第１２回の議会報告会のまとめを頂いたところでございます。

まずは、議会基本条例に基づき、開かれた議会に向け、継続的に議会報告会を開催されてまいりました、これまでの議会の取組に対し、心から敬意を表させていただきたいと思っております。町民の皆様から頂きました、たくさんの御意見や御提言、また、議会からの回答を踏まえ、よりよい町、よりよい地域を目指して、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、東議員の御質問について答弁させていただきます。

議会報告会のまとめを受けての所感ということでございます。

先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、昨年の５月の議会報告会で、住民の方々が出されました貴重な意見、それから提言については、取りまとめたものを報告していただき、承知しているところでございます。

教育委員会が所管している施策等につきまして、まず、子ども課でございますが、学童保育や、それから保育園の充実等に向けた子育て支援に関しまして、それから小中学校における不登校解消等、学力向上に関しまして、そして生涯学習課につきましては、公民館建設事業助成交付の規定見直し等々に関しまして、様々な意見を頂いているようでございます。

これらにつきましては、先ほども議員が言われましたように、一般質問等々で回答させていただいておりますように、教育委員会としましても、真摯に受け止めて、今後、子ども課及び生涯学習において、次年度の施策等に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長、教育長の答弁、真摯に私自身受け止めております。がしかし、やはり数多くの地域住民の方が議会報告会に出席されて、いろんな思いを率直に、議会のほうに御意見を頂いております。

その中で、行政のほうにも声が入っているかと思いますが、報告会の中に参加された方から、行政のほうにいろいろと相談なり、要望等を申し入れておるが、なかなかこう聞き入れてくれないというふうな御意見も中にはあったわけなんです。だから、そういった形で、何か議会報告会の中で、住民の方の心の鬱憤ですかね、そういったものも率直にこう述べられております。

それと逆に、町長、教育長のほうから答弁いただいたわけなんですけど、それだけ大刀洗町の住民の方は、行政に物すごく関心を持たれていることを、私個人、感じたわけです。他の議員もそういった思いがあったと思いますが、先ほど町長、教育長のほうから、今後も行政にというふうな答弁いただいたんですけど、そのところをちょっと深く取り込んで、回答をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

行政と議会というのは二元代表制の下で、それぞれの存在意義というか、に基づいて、住民の皆様からいろんな意見をお聞きして、それを、それぞれの立場から町政に生かしていくということで、これまでも進めてきているんだらうと思います。

議会のほうが、先ほどの答弁と重複しますけれども、この町政報告会を、コロナ禍の中で、いろんな困難な場面もあったと思いますけれども、これまでずっと継続して、いろんな改善を繰り返しながら実施されてきた、そのことについては深く敬意を表したいと思います。また、取りまとめに際しても、議員の皆様、それぞれ議会の意見を取りまとめ、行政に意見を伝え、されてきております。そのようなことを含めまして、町としても、この意見を真摯に受け止めながら、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えてございます。

議員がおっしゃるように、大刀洗町の一番の強みというのは、住民の皆様、お一人お一人の気持ちというか、行動だと思っています。その気持ちなり、行動を、今後の町政運営に生かしていくように、今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 教育長のほうにも、今の件について、教育委員会のほうは、教育委員会等も開催されて、いろんなこう保護者なり、また学校からの御意見等も多々あるかと思うんですけど、その点について、ちょっと教育長のほうに、教育委員会としての議会報告会について問うて、2度目になりますが、教育委員会として学校関係、それと教育委員会の考え方、1 2 3件の教育委員会のほうにもあるし、行政のもありますけど、それを見た上で、教育長の感



じられる考え方を頂きたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問に対して、答弁させていただきたいと思います。

教育委員会の事業、所管する内容に関しましても、先ほど言いましたように、多くの内容が、御要望、それから提言がなされているということで、それを直接、議員の皆様が議会報告会でお聞きになりまして、私たち方にも伝えていただいています。

直接、教育委員会のほうにも要望をお入れになって、御意見をお聞かせいただいたケースもございますし、それらについては私たちも強く実現に向けて、あるいは真摯に受け止めまして、教育行政を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

各課のその後の対応ということについて、述べさせていただいたらよろしいですか、具体的。それはいいですか。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長、教育長の答弁というか、難しい面もあるかと思えますけど、一つはですね、まあ、2番目のほうに行きます。

2番の各課に対するその後の対応についてという形で質問をいたします。

これにつきましては、各課に対するその後の対応という形で、各課長の答弁は、私は求めておりません。これにつきましては一般質問等で、各議員が内容について一般質問しておりますので、担当課長の答弁は、私は求めておりません。ただ、所感を先ほど町長、教育長から頂いて、それに対して、各課に対するその後の対応はどんなふうに、町長、教育長が各課に、対応することについてどういったことを重点において周知されたかということをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、お答えをいたします。

各課に対するその後の対応についての御質問でございます。

議長のほうからこのまとめを頂きまして、翌日の朝礼におきまして、各課長に配付をいたしますとともに、この町民の皆様のご貴重な御意見として、また議会の回答も踏まえて、今後、取り組む事務事業の参考とするようにということで指示をいたしたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、東議員の御質問について答弁させていただきたいと思います。

今、町長が答弁いたしましたように、具体的にその後の指示を受けながら、教育委員会としても所管します事業、子ども課と、それから生涯学習課が実施します事業について、それぞれの課長に指示をしながら取組を進めさせていただいているところでございます。

具体的に、よろしいですか。それで、教育委員会としましても、子ども課、生涯学習課における対策について、先ほどの質問の所感でも述べさせていただきましたように、3点のほうから触れさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、学童保育の充実、それから待機児童の問題についてですが、これにつきましては、私自身も、親が働きながら、それから安心して生み育てる環境づくりや見守る体制の強化は、非常に重要な課題というふうに捉えているところでございます。それを支援する学童保育や保育所の拡充、それから質の向上についてはますます求められており、そのための保育士や、それから学童支援員の確保は必要となっております。

現在も、保育士や支援員の処遇改善のための事業を行い、広報紙等において支援員の業務内容・処遇などを周知しながら、学童の運営法人でも募集を進めながら、確保に努めております。

また、待機児童の問題につきましては、御存じのように、8月の22日に、菊池校区におおぞら保育園が開園いたしましたので、待機児童の解消につながっていると考えているところです。

次年度も引き続き、保育士、それから学童支援員等の処遇改善、待機児童の解消に向けた保育の受皿の拡充については、進めていきたいというふうに考えています。

それから、町民の皆様も御心配いただいています、2点目、小中学校における不登校の解消についてですが、これについては、12月の議会でも御質問いただいていたから、答弁させていただきました。

小中学校における不登校等々の出現率は、ここ数年は下降傾向にありますが、まだ県等と比較しながら高い状況ではございますので、引き続き、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等と連携した不登校解消に向けた取組、それから、福岡アクション3、オンライン学習、ラポール等々の取組を通しまして、不登校を生まない学校づくりを目指していきたいというふうに考えています。

小中学校の学力向上については、本年度の全国、県の学力学習状況調査の結果は、広報させていただいているところです。本年度、全国、県を、平均を上回っているところでございます。これは、次年度も引き続き、今、効果を上げています学校教育推進事業に引き続き取組ながら、具体策として、教えて考えさせる授業や、それから効果のある指導、ICTの効果的活用、これらの3つを柱にしながら、事業改善について取組を進めていきたいと考えています。

そして、認知能力と非認知能力のバランスの取れた骨太の学力ということで、今、確認しながら、周知しながら取組を進めていきたいと思います。

3つ目に、生涯学習を推進します公民館、それから建設事業費助成金交付等々については、区長会等でも御意見をお聞かせいただいているところです。現在、この規定に関しましては、補助対象の拡大や建設費、補助額の増額等の要望が出ていますので、各分館活動を推進していく観点

からも、補助上限額や補助対象の拡大など、規定の見直しを現在進めているところでございます。

また、12月にも御質問がありました、チャレンジ教室のバス予約要望の件につきましては、事前計画の早期提出を基に仮予約をしていただきながら、他団体等予約が入っていた場合については、使用予定者と協議し、確保できるように進めているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 教育長の答弁ありがとうございました。

それと、一つは、今現在、3月議会で令和5年度の予算関係について、議会として協議しているところなんですけど、先ほどの10月の議会報告会の報告を、町長、教育長、答弁があったように、ご覧になったという回答をいただいておりますが、その123件、いろいろありますけど、この中で、教育長が先ほど申されました、公民館のことについては対応したというふうなことでございまして、こういった形の住民の方の要望関係、町長の答弁では、議会のほうだというふうなことでございまして、令和5年度の予算編成について、どれだけ住民の意向関係について答えられてあるのかと、私自身も予算関係ずっと見させていただいておりますけど、ある部分はもちろん対応されてありますけど、すぐに対応できるものと対応できないもの、いろいろあるかと思っておりますけど、町長としては、副町長でも結構ですが、令和5年度に対して、議会報告会で、住民の方から要望があった事項についてどのくらい対応されてあるのか、分かる範囲で結構ですので、副町長で結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えします。

10月20日に頂いた議会報告会のまとめを受けて、そのまとめで御要望を頂いた123項目について、どの程度、新年度予算に反映したのかという趣旨の御質問かと思っております。

頂いた質問については、かなり広い範囲で、多種多様の御要望・御提言を頂いております。この中で、すぐにできること、なかなか難しいこと、それは予算の制約もございまして、法制度上の制約あるいは他機関との調整等がありまして、全てが全て実現可能なものではございません。ですので、町民の皆様からの御意見は本当に大切な御意見だとは思っておりますが、そこは、それぞれ各課において、各課の充てられている状況、優先順位、予算等を踏まえて、新年度予算を策定したところでございまして、今すぐに何項目予算化していますということに、今、手元にございませぬので、お答えするのは困難でございますけれども、大切な意見を踏まえ、参考にさせていただきながら、予算編成に取り組んできたところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） すみません、教育長のほうも、先ほど答弁いただいたんですけど、

それにこう付随して、何かこう付け加えて、答弁するということがあれば、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 教育長、部局のほうはありますか。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 改めて、新規に取り組んでいます、予算計上しております事業につきましては、児童公園ですね、児童公園、宅地開発分譲地に伴う公園の管理が十分行われていないということでございました。

これについては、本来、報告書の中にも出ておりましたけども、分譲地内の公園管理等については隣組で行うように、宅地業者、開発業者が本来は説明して、その隣組等々で組織しながら、管理していくというのが必要になってくるということだろうと思っておりますけども、御要望出ておりましたので、草取り等々の要望につきましての予算化をさせていただいたりしているところです。

また、不登校等々の問題につきまして、特別委員会でも説明させていただいておりますけども、御質問に出ておりました。心の天気等々の新たなインターネットを通した、タブレットで答えていくと、そして、それを子供たちに答えさせながら、先生たちが共有して、子供たちの支援に当たっていくということ等の予算化を進めていますので、そういった事業を新たにさせていただいているところでございます。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 続きまして、大きな1番の最後でございます。

まちづくりの取組として、町政懇談会の開催の考えはあるのか、ないのか、これにつきましては、町長の所信表明のときにも、住民と語り合いたいという形で、町長室にお立ち寄りくださいという立ち寄りトーク、それと、町長が地域にお邪魔しますという形で、出前トークということを実施されてあると思いますが、それと併せて、今後、町政懇談会を町長のほうで考えておられるのか、考えられてないのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員の御質問にお答えをいたします。

町政懇談会についての御質問でございます。

これ、3月議会冒頭の御挨拶の中でも申し上げたところなんですけれども、町長に就任いたしまして3年余りが経過しましたが、この間は、まさに繰り返し、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置が発令されるなど、コロナ禍の3年間でもございました。

このたびようやく、本日からは、マスクの着用は個人の判断と、5月の8日からは、感染法上の位置づけが5類感染症に変更されるなど、ウイズコロナに向けて、大きくかじが切られたところでございます。このため、住民の皆様の意見を町政に生かし、住民の皆様との対話を大切にしたい町政の推進をするために、今後のコロナ等の状況も留意しながら、来年度については、町政報

告会を開催してまいりたいと私自身は思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁いただいたんですけど、3月議会の当初に、町長の気持ちというものを、所信表明という形で頂いたんですけど、この報告会というのは、今、町長の答弁で分かるんですけど、終わったことも大事だと思うんですけど、ただ、町長もおっしゃられたように、3年、町長として就任されて3年が経過しております。それで、残り1年ですね、任期として、その間に報告をやりましたということもいいと思うんですけど、残り1年は、こういったことにも重点を置いて行政をやっていききたい、それも、報告を含めてと思いますけど、その点の報告会も大事と思うんですけど、町長が今思っておられる残り1年の任期について、こういうことをもっと、町長に就任して、最初はこう思ってたんですけど、やはり自分が3年間行政に携わってやってきて、ああいうこともやっぱりやってみたいということも、住民へのアピールも必要ではないかと私は思うんですけど、その点、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 今のは、東議員、町政報告会の具体的な中身、予定されている具体的な内容について考えを聞きたいということでしょうか。

○議員（8番 東 義一） はい、そうです。

○議長（安丸眞一郎） ということで、もし現時点でそういう具体的な、構想といいますか、計画があれば、町長のほうから答弁求めたいと思いますが、中山町長。

○町長（中山 哲志） 東議員の御質問にお答えをいたします。

今、議長のほうからお話ししていただきましたように、町政報告会の進め方あるいは町長として、3年間踏まえて残り1年をどういうところに、重点的にやっていききたいかということかと思えます。

進め方については、今後どういう進め方をするかというのは、具体的に検討をしてみたいと思いますが、まず3年間、この3年間を振り返って、どういう町政だったかというのを率直に、町民の皆様にお伝えしますとともに、町民の皆様から、それを受けて、どういう町政を要望されるのか、期待されるのかというのを、こちらのほうからお聞きをする、そういう場にさせていただければと、現時点では考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁ありがとうございました。

しかしながら、もう先ほどからずっと申し上げておりますけど、住民の方々から、町政、行政に関わる貴重な御要望、御意見、提案と多種多様な面についていただいたことについて、町長もおっしゃったように、すぐ解決できない課題も多いかと思いますが、やはり行政が変わると町が変わる、町が変わると地域が変わるということも聞いた記憶がございます。このことをしっかり

と受け止め、内容を精査されて、今後の政策策定に携わっていただくことを強く要望いたしまして、大きな1番目の質問を終わりたいと思います。

次に、大きな2番、行政事務の進捗状況点検についてであります。

(1)として、主要施策等に基づく実施計画の進捗状況点検の有無について問うものであります。

このことにつきましては、例年、主要施策等に基づく実施計画を遂行するため、ソフト事業あるいはハード事業に関係なく、予算執行されていられることと思いますが、進捗状況の経過、工期どおりにこの事業が進んでいるのか、予算は不足していないのかとか、補正が必要であれば、もうすぐ補正をしなくてはならないとか、そういった確認についてされてあるのか、ないのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員質問の行政事業の進捗状況点検について答弁をいたします。

まず、議員の御質問の主要施策というのがよく分からないんですけども、総合計画を実施するために、どういうふうに行っているのかという趣旨であれば、大刀洗町では、第5次大刀洗町総合計画で掲げた将来像、「わたしたちが創る 誇れるよかまちたちあらい」の実現に向け、様々な施策を展開しているところでございます。

この点、総合計画は、10年間の長期計画であり、各施策の進捗状況の点検・把握をしていくため、年に一度、有識者や関係団体の代表者、町民等で構成されました大刀洗町総合計画審議会を開催し、各施策の取組状況を報告させていただくとともに、審議会で御審議いただき、御意見等については施策の担当部署に共有し、取組の検証・改善を加えながら、各施策を展開しているところでございます。

また、各年度ごとに、当初予算の際に、年度年度で主要事業ということで、御説明をさせていただいておりますが、そのことをもしお聞きでしたら、その進捗状況については、それぞれ担当課で管理をしているところでございまして、事業等に大幅な変更等が生じた場合は、全員協議会等で御説明させていただくとともに、最終的には、翌年度の決算委員会において、御報告をさせていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再質問をいたします。

町長の答弁でありましたように、総合計画が大刀洗町の事業計画の基礎なんですよ。私がお尋ねしているのは、総合計画どおりに、各課、事業等を年次計画でされてあるということはもう十分承知しております。

私が今回質問させていただいているのは、ソフト事業にしる、ハード事業に関係なく、進捗状況、例えば、工事関係で、そのとおりにいつているのかと、工期が間に合っているのか、これじゃあ間に合わないとか。それと、入札状況をホームページで拝見したんですけど、工事発注が12月の段階で10本ぐらい出ているんですよ、ハード関係で。それで、12月に10本、10本やったと思うんですけど、そういった形で入札して発注する、そうした場合に工期関係、12月に入札して、した場合は、1月からして3月までに事業を終了せろというふうなことだと、私、思ったんですけど、それが果たして、業者にとって、また行政にとって、果たして妥当な件かなということを私自身思ったんですよ。

どういうことかという、発注する関係課については、その準備をして、そして入札という形なんですよ。それが3月いっぱいまでとか、そういったものが入札の結果になっているんですよ。果たして、それが妥当であるか、妥当でないかはちょっと別にして、3月31日までに事業を終わらないかんと、もう到底、見ても、もう終了する見込みがないというふうに私自身判断したんですよ。

例えば、1,000万の工事、これが1月から3月までにできるかできないか、それはもうできるように業者関係は頑張ると思うんですけど、そういった行政の発注の仕方、もっと時間をもって、夏場関係は、どっちかっちゃうと、業者あたりもゆっくりやるタイプなんですよ。それをまとめてだあつ出すと、もう逆の立場を考えて、やっぱりできるできないは別にして、物すごく負担になると思うんですよ。役場職員の方も、国から県から何月何日までに出しなさいよというふうなことが来た場合、やはり頭を抱えられることもあるかと思うんですよ。そういったことについて、私は、主要施策っちゃうんですか、予算執行どおりに、進捗状況とか、どなたかが、担当課長がチェックするのが当たり前かと思えますけど、契約関係について、副町長のほうが入札関係とかされてありますし、そここのところのチェックをする部署、そこを明確にしてされてあるのか、ないのか、そこを私自身ちょっとお尋ねしたかったんですよ。その点、分かる範囲で結構ですので、お願いします。

○議長（安丸眞一郎）　ということは、先ほどの町長答弁の後段の部分の、年度当初の予定されている主要事業の進捗管理の関係についての答弁を求めているわけですね。

○議員（8番 東 義一）　はい、そうです。

○議長（安丸眞一郎）　分かりました。そういうことで、執行部、よろしくお願いします。中山町長。

○町長（中山 哲志）　東議員の御質問にお答えいたします。

今、議員御質問の趣旨の御質問でございましたら、それぞれ各課において、進捗管理をしているところでございます。

また、議員のほうから御指摘をいただきましたように、どうしても工事のほうに年度後半に集中しているのではないかと、それはまさに議員の御指摘のとおりでございまして、どうしても一部の工事、例えば、ため池の工事とかは、出水期が終わって水が落ちた後じゃないとできないとかございますし、あるいは補助事業等で、国、県との調整を要する部分があるので、その調整が終わらないとなかなか着工できない部分等ございますけれども、これはいろんな事業者の方から、例えば、単独事業等について、もっと早めに早期発注できないのかというふうな御指摘は頂いているところでございます。この点については、建設課等に対しても、なるべく早期発注を心がけてもらえないかということで、私のほうからも指示なり、お願いをしているところでございます。

ただ一方で、それぞれ各課で持っている工事量であったり、いろんな各種の事務事業あるいはマンパワーの問題等ございまして、なかなか今まで議員が御指摘があったような状況もあろうかと思えます。その辺は、改善できるところは改善をできるように、私のほうからも、課のほうに指示なり、お願いをしてまいりたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、どうぞ。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、大きな2番、最後になりますけど、庁舎玄関前設置の庁舎総合案内板のその後の状況についてでございます。

庁舎総合案内板と、私、書いておりますけど、これは大刀洗町総合案内板という形で修正をしたいと思えます。

この件につきましては、令和3年の12月の定例会の中での一般質問で、町有施設の整備点検の中で、案内板の劣化について周知しているのかという形で問うたところ、担当課長の答弁は周知しておりますと、そして、令和4年の9月の定例会の一般質問で、令和4年度の予算で、修繕費、これは100万計上されておられますが、修理時期はいつになるのかという形で質問をいたしております。これにつきましては、町長自らの答弁で、本年度中に修理予定をしておりますという回答を得ました。

しかし、私自身、いろんな、役場に用件があるたびに、玄関のほうから上がって来るんですけど、毎回見るんですけど、総合案内板がいつもそのままなんですよね。本日も、もう一般質問も出しているから、もう修繕も終わってるやろうと、毎回、まあ、楽しみっちゃうといかんけど、そういった形で参っております。

それで、町長の答弁、本年度中に修理予定という答弁を頂いているんですけど、もう今年度も、あともう20日足らずになっているんですけどよね。それで、あと20日足らずで修理が完了するのにかという、ちょっと、私、不安になってきたんですけどよね。



これも、もう1年と4か月という形でしておりますけど、たまたま前の広報をずうっと見よつたら、新人さんの自己紹介の中で、総合案内板の前で写真撮られて、自己紹介ということが載ってたんですけど、それが令和3年5月時点でもう総合案内板は、もう劣化状態の初期に入っているんですよ。こういった形で、私、今回3月の定例会で、まさか一般質問するとは夢にも思っ  
てなかったんですけど、あと20日足らずですけど、町長、いかがでしょうか。その答弁をお願い  
します。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、東議員の御質問にお答えをいたします。

庁舎玄関前設置の総合案内板についての御質問でございます。

この案内板につきましては、先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、昨年の9月議  
会でも御質問いただいたところございまして、昨年10月に契約をいたしまして、今月中に完  
成する予定でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 町長の答弁では、10月に業者を設定したという答弁でございま  
すけど、10月から10、11、12、1、2、3、もう半年経過しているんですよ。そういう  
ことであれば、今日に至るまでの過程、町長が答弁されたように、10月に入札したと、それか  
らどうしたっちゃうことをちょっとお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 東議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたように、昨年の、令和3年の12月の一般質問にて、東議員の  
ほうから御指摘いただいております。

その後、令和3年度に、令和4年度の新年度予算のほうに計上させていただきまして、令和  
4年度を迎えたところでございます。

上半期で、これは契約に至るまでの間に、掲示板のほうのデータが保存されていなかったため、  
新たに町の地図の制作をする必要があるということで、これで予算等の面から、最善の策を協議  
をしておりました。他部署との協議を進めておりまして、1枚ではなく、もう1枚合わせて制作  
をするなどの協議をした後、方針を決めて見積りなどを取りました。そこから業者選定の協議を  
しまして、10月に業者が確定しまして、契約をしたところでございます。これが上半期でござ  
います。

選定で業者が決定しました後、業者からの打合せで作成等の日程が出てまいりました。これで  
データの作成に3か月間、10月なので、11、12、1月まででございます。1月末にデータ  
が作成されまして、その後、制作期間として2か月間、3月10日までが製作期間となっております。

ます。現在、業者のほうにその進捗等も随時確認して少し早めてもらえないかなどの協議をいたしました。契約当初にそういった日程を進めていくということで協議も済んでおりましたので、予定どおり3月の18日に工事のほうを施行するということで確認を取っています。

なお、雨等が降りました場合、3月20日を予備日とさせてもらっておるところでございます。以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 先ほども私がお尋ねしたように、これ令和3年の5月の段階でも劣化状態が始まっているんですね。他の地区ちゅうとかばってん、町内一円の隅っことかいうことであれば、理解もしますけど、役場庁舎の玄関なんですよ。これこの間一般質問でも申し上げましたけど、もう役場の玄関ですので、当然、来庁者は玄関を通過してこられます。それとこの前も申し上げましたように議会のほうの広報関係で、全国から視察研修にもお見えになっているんですね。視察研修に来られた場合、まずバスとか車から降りられた場合に、前のほうに、掲示板なら、当然、どなたでも見るんですね。そういったことを、私のほうが質問したからというんじゃないんですけど、役場庁舎内でも職員さんも、玄関には出たり、玄関から出たり入ったりされてあると思うんですね。その中でどなたか、掲示板がもう劣化し始めているよという声が出なかったのは、私自身残念でございます。

それと振興課長のほうから回答いただいたんですけど、もう劣化している状態ちゅうことは、今でも分かるんですね。それをそのままにして、もう本当言えば、大刀洗町の玄関の恥を、来庁者、そういうとこですね、視察研修の方にですね。見せる必要がないんですね。そういうことであれば、シートか何か張って対応するというふうな考え方がですよ、この職員の中にいらなかった。また町長、副町長、思うのは総務課長もですけどですね。その中で何の対応もしなかったちゅうことについては、やはりこれは、私自身、これ個人的ですけど、信用失墜行為なんですよ。大刀洗町の恥をどうぞ、どうぞというような感じで、このことについては、町長も、副町長も、総務課長も考えておられると思いますけどね。やはり何らかの、何らかのことは、やっぱり考えていただかんと、本当大刀洗町の一住民として、本当、私は恥ずかしい思いをいたしているところでございます。

このことについては、もう町長はじめ、副町長、総務課長、担当課長、十分猛省はされてあると思うんですけど、こういったことは、毎回毎回、起きてはならないし、もっと、いろんな事業あるかと思えますけど、スピード感を持って、行政の運営に携わっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） これで、東義一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で10時50分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、10番、松熊武比古議員、発言席からお願いいたします。松熊武比古議員。

10番 松熊武比古議員 質問事項

1. 大刀洗町埋蔵文化財の発掘調査について
2. 防災行政無線の設置について

○議員（10番 松熊武比古） 10番、松熊武比古でございます。

議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、小項目で大刀洗町埋蔵文化財の発掘調査についてと、防災行政無線の設置についてと、この2項目で質問いたします。

まず最初に文化財のほうでございます。現在、発掘中の高樋塚添遺跡の件でございますが、これは、株式会社九州むらせ事業所が倉庫を建設するために工事に入りましたが、ここで遺跡が出土しまして、これの発掘調査でかなりの時間を要しております。これは、私がちょうど現地に視察に行ったときに、県から4人ほど応援に見えてありました。町としては、赤川さんと新人の2人でやっておられましたけど、ここでなんと、私も高校時代には経験したことがないように、私も朝高の史学部で、この発掘調査あたりはやっておりました、ほとんどが古墳の発掘ということで勾玉とか石剣、石の剣ですね、とかこういうやつが発掘調査でございまして、この高樋塚添遺跡みたいに250基のかめ棺が出土するというのは、全国的にも珍しい物件じゃないかなというふうに考えております。これは、大体、購入者、事業者が賃金は払うということで、町の持ち出しはあまりないとは思っておりますが、ここでちょっと心配なのが、かめ棺250基出て、これをならどう保管していくか、完全に復元できるやつは、半分はあっても125基あるわけですが、割れたり、完全に復旧できないやつについては、プラスチックのパレットに保管していく、それからかめ棺については、展示もしくは十分な保管庫を用意するということになるわけですが、現状からいきますと、もう今の事務所では、保管がちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。それで、こういう収納できる建屋を増築又は新規建造されるのかその辺のところを町長にお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松熊議員御質問の大刀洗町埋蔵文化財の発掘調査について、答

弁をさせていただきます。

発掘された文化財の収納方法についての御質問ですが、この質問については教育委員会から答弁させていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 松熊議員から御質問ありましたように、御紹介先ほどありましたように、高樋塚添遺跡かめ棺が、先ほど言われたように、多くのかめ棺が発掘されております。これについて、私自身も視察に行きまして、今後どういうふうに進めたらいいかということを考えているところでございます。詳しくは、担当課長から答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、松熊議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、高樋地区の塚添遺跡、あちらは、株式会社むらせが倉庫建設のために約1.5ヘクタールの農地を転用して開発をするものです。それに先立ちまして、むらせより委託を受けまして、町のほうで文化財の発掘調査をしているところです。

先ほど来言われていますように、250基のかめ棺、これは、かめ状の棺でございますけれども、が、発掘されまして、その保存をする必要が出てきております。こちらについては、現状、遺物保管庫としてユニットハウスを6棟を保有しておりまして、役場の北側駐車場に設置をし、その中に遺物を保管している状況でございます。

また、令和5年度の当初予算に、これを一基増設する予算を計上させていただいております。ただし、250基も出ておりますので、その1棟を増設する分はもういっぱいになるような状況でございます。足りなくなつては増やすということを繰り返してることについては、かなり問題であるという認識をしておりますので、今後、その発掘される遺物の保存のみではなく、重要なもの、貴重なものについては、展示をできるようなスペースの確保、そういった活用できるような施設としての文化財事務所の在り方を検討するための調査を今年度実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質疑があれば、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） その辺は十分考慮してやっていただきたいと思います。

それから2番目ですが、現在、ドローンは、発掘調査でも重要な機械となっております。戦力となっております。ドローンの購入の考えはということでお聞きしますが、私が、高樋塚添遺跡に行ったときに、赤川氏がドローンで撮影しておりました。これドローン、どうしたのと聞いたら、いや、これは個人の持ち物ですということで、撮影しておりましたが、このドローンについて、町として購入するのか、ちょっと大きなやつなると、これ全部免許が要りますので、そ

れを、ドローンを操作する人が当然免許も取得してもらわないかん。それと、これは遺跡だけやなくて、建設課辺りでも工事現場を航空写真撮るのは非常に便利な機械ですので、その辺は町として購入の考えというのは、どう考えているのか御返答お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、引き続き2点目に答弁させていただきます。

ドローンを購入する考えについての御質問ですけれども、御指摘のとおり、現場においては、基本的には業者に委託をしまして、ドローンからの空中撮影を実施しているところでございます。ただ、費用が高価であること、それから業者の日程に左右されまして柔軟に撮影ができないことから、個人所有のドローンを使って撮影というケースもあったようでございます。やはり、個人のものを使うよりも購入をして柔軟に撮影ができれば、業務の効率化を図れるというふうに考えております。

一方で議員から御指摘がありましたとおり、機種によっては、ライセンスが必要になったりであるとか、あるいはやはり高価であったり、また他の用途があります。先ほどを議員からもありましたけれども、例えば災害発生時に、河川の増水状況を確認したらであるとか、あるいは農地の作付状況を確認するとか、そういった多用途に使えるのがドローンでございますので、現時点では、文化財係での購入では考えておりません。全庁で保有をして、共同で活用できるような保有の仕方が必要であるというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 今、佐々木課長がおっしゃいましたように、あの文化財だけやなくて、災害それから、農地の放棄地とか、全てにこのドローンというのを活用されるわけですが、その辺で町としてドローンを所有するというお考えはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松熊議員の御質問にお答えをいたします。

町として、ドローンを保有してはどうかという御趣旨の御質問でございます。

これにつきましては、議員のほうからも御紹介ありましたように、ドローンについては、それぞれ機種によって、ライセンスが必要であったりとか、あるいは今後、法改正、法規制がどうなっていくかっていうこともございます。そういうこともございますので、他団体の保有状況等含めまして、ドローンの保有についてどう考えていくべきなのかっていうのを、少しお時間を頂いて検討させていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） それでは、3番目に入ります。

遺跡の発掘というのは、非常に難しい作業でございますので、現場で指示する方のスキルがかなり求められます。なぜかと言いますと、発掘する人間というような40人ぐらい大現場に入りますが、これをどう掘ったらいいのかという指示者が、きちんとした技術でやらんと、日にちばっかりたって、人件費がかさむということにもなります。それで、この人員の増員もしくは教育というのは、どうお考えでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木大輔） それでは、3点目の御質問にお答えしています。

文化財の人員体制についての御質問であるというふうに考えております。こちらについては、先ほどから質問にありました高樋の塚添遺跡、こちらの大規模な発掘調査が実施されておりますが、さらに来年度についても、下高橋北部に約10ヘクタールの開発が予定されておまして、そのうち4ヘクタールが大刀洗町分ですので、そこを調査する必要が出てきております。そういった業務量の増大が、かなり見込まれておりますので、まず今年2月より、専務的の会計年度任用職員として1名増員をしているところでございます。こちらの方については、鹿児島県の自治体において正規職員として働いていらっしゃる方ですので、それなりの知識とスキルをお持ちの方でございます。また、先ほど現場で指導している一番のベテランの文化財専門員がおりますけれども、こちらについては、今年度までパートタイムの会計年度任用職員でございましたけれども、こちらを来年度からはフルタイムへの移行を考えております。また、現在おりますベテランの整理作業員がおりますけれども、こちらを補助的の会計年度任用職員から専務的の会計年度職員に、こちらが2名おります。またさらに2名整理作業員を増員する予定でおります。

来年度については、ある程度の体制の強化を考えておりますけれども、議員御質問のように将来を見据えますと、そのベテランの会計年度任用職員、定年退職を経て再任用、それから現在会計年度任用職員ということで、数年後の退職を見据える必要があるというふうに考えています。現在おります2年目の職員をしっかりと育てていくと同時に、そのベテランの職員の退職を見据えたときに、やはり増員というのが必要になっていくというふうに考えております。ただし、近年埋蔵文化財の技師というのは慢性的に不足をしておまして、他市町村と取り合うような状況でございます。今年2月から雇用しております文化財専門員については、県からの紹介を受けて、ちょうどいいタイミングで来ていただくことができました。今後もそういった県とのパイプを密にして、そういった紹介であるとかを経て、技師の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） よろしくお願ひします。それと、下高橋の北部大規模開発発掘調

査、これについては、恐らく住居跡だと考えられますので、またかめ棺あたりはあまり出らんのかなというふうには考えております。それでも、またいつ、今発掘しとる東側辺りの竹やぶ辺りも、恐らく掘れば出てくる、かめ棺が出てくるのやないかなというふうには考えておりますので、その辺も出土した場合の保管倉庫を十分お考えになってやっていただきたいというふうに思います。

文化遺跡の件につきましてはこれで終わります。続きまして、防災行政無線の設置についてということでお伺いいたします。

この防災無線のスピーカーについて、各区長さんと業者、もしくは町ときちっと打合せをして設置してあるのか、してないのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは松熊議員質問の防災行政無線の設置について答弁をいたします。

区長と打合せをした上で、設置をしているのかという御質問でございます。

屋外拡声器の設置場所につきましては、昨年7月から設置予定の町内35か所の現地において、各行政区長の立会いの下、担当職員、工事業者の三者で打合せを行った後、設置工事を開始しているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 防災無線のあの塔の設置辺りは分かるんですが、スピーカーを何機つけるかとかいうのを各区長さんと話合いをされた中で設置をされているのかというのを伺いたわけですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） スピーカーにつきましては、専門的な部分もございまして、設計をお願いしていたところと業者と行って、決めていたところでございます。音達の領域がありますので、そういったのを計算した上に、どこにどのスピーカーをつけるかというのを決定しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 守部の防災無線、スピーカーをつけよるときに、業者に聞いたんですが、後ろとか横も聞こえますということ言ってあったんですが、果たして20日の日に音達調査はやるというふうになっておりますが、横とか、斜め後ろにね、果たして聞こえるのかなと、守部辺りは南東のほうに、4つのやつが一基ついとるわけですね。そうすると、北西とか、北東、またアパート関係がある住宅辺りはちょっとのスピーカーから斜め後ろになるわけです。そうすると、マイクは前向いて、後ろが聞こえるとは言うけど、なかなか本当にこれが届くのか

なという心配があるんですが、何で専門家と区長あたりとね、きちっと打合せをして設置しなかったのか不思議でならないのですが、聞こえなければ、防災ラジオで対応するという事になっておりますが、現在、防災ラジオの在庫は何台町のほうに保有してあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

防災ラジオの在庫についての御質問でございます。

これまで町では1,000台を購入し、公共施設や学校をはじめ、保育園施設、消防署、町内の社会福祉施設、行政区長、民生児童委員、携帯電話をお持ちでない65歳の世帯などに対して、126台を無償貸与するとともに、一般販売分として153台を販売してございまして、現在の在庫は、初期不良等に基づき交換した9台を除きまして、712台となっております。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 712台のうちに、217台はもうかなり前の在庫ですよ。この辺のきちっと動くのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 初期不良等がございましたら、交換を行って聞こえるような形で、また初期不良で戻ってきたものに関しては、こちらのほうで確認してちゃんと鳴るのかどうか等も行っておりますので、お手元に聞こえないようなラジオが届くようなことはないようにしていきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） それでは、そういうことでよろしくお願いたします。

それから2番目ですが、防災行政無線は、ほかにも利用されると思うのですが、これ聞こえない場合は、聞き取りにくい場合は、例えば町の行事辺りを放送するのであれば、防災無線じゃ連絡つかんわけですね。こういう場合、その聞こえない部分については、どう対応されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

防災ラジオでは対応できない放送等についての対応策についての御質問でございます。

大刀洗町では、避難情報、防災情報の伝達手段として、4月から稼働いたします防災行政無線のほか、緊急告知防災ラジオ、携帯電話による緊急速報メール、エリアメールですね、それから防災メールまもるくん、ホームページ、SNS、KBCのDボタン広報誌、行政区長や民生児童委員等への電話連絡等により情報伝達手段の多重化、多様化を図っているところでございます。

また、今回整備しております防災行政無線施設では、町が発令する避難情報や災害情報のほか、



併せて、それぞれ行政区内が連絡や伝達の手段としても活用できるものでございます。

議員御質問の防災ラジオについてでございますが、これについては、ドリームスFMの通常放送に、災害に関する緊急放送を割り込んで放送するものでございまして、もう緊急放送に用途が限定されますので、それぞれの行政区での連絡や伝達に、防災ラジオを活用することは現状ではできませんので、従前のおり、隣組等を通じた伝達や連絡事項の回覧等をお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 例えば体育祭あたりが、雨が降って中止になるのか、決行するかというような報道ですね、この防災行政無線を使って、皆さんに告知すれば非常に分かりやすいと思うんですが、聞こえないところの対応をどう考えてあるのか、私はお伺いしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えをいたします。

繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、町のほうでは、今回整備をいたします防災行政無線のほかに、各ホームページであるとか、いろんなSNS等を通じて、情報については発信をいたしておるところです。ただ、物理的に防災行政無線で流したとしても、聞こえない方の対応を、全ての方にその音声で届かせるというのは現状では困難でございますので、そこは、ほかの手段等でこれまでどおりに伝達して確認をいただけないかというように考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 再質問ありますか。松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 住民のみんなが、分かりやすいような放送でやっていただきたいというふうに思っております。

私の質問はこれにて終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に4番、野瀬繁隆議員、発言席からお願いします。4番、野瀬繁隆議員。

#### 4番 野瀬 繁隆議員 質問事項

1. 浸水対策について
2. 農業振興について

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬繁隆でございます。ただいま、議長の発言許可いただきましたので、通告に従いまして、順次質問を行なってまいります。

今回、私は2問の質問を行います。

まず最初でございますけれども、最初は浸水対策についてでございます。

浸水対策については、令和2年6月定例会においても質問を行っております。重複する点があ

るかと思いますが、その後の進捗などについて伺っていきたいと思います。

平成29年7月の北部九州豪雨以降、5年連続して浸水被害を受け続け、昨年は幸いにも豪雨災害を逃れたものの、近年の異常気象を考えますと、ますます不安を感じざるを得ません。全国的に見ても、各地で水害が激甚化するとともに、発生の頻度も増加しているものというふうに思われます。このため、河川整備などのハード整備の加速化や治水計画の見直しなど、流域関係者が協働して取り組む必要があることから、流域治水関連法を整備するという事になったというふうに聞き及んでおります。

そこでお伺いをいたします。まずは流域治水についてでございますが、1点目は、流域治水関連の改正法の、法の改正の背景とその改正の概要についてお願いします。2点目は筑後川流域治水協議会というものが設置されたというふう聞いておりますが、その協議会の設置目的及び構成並びに協議会で何を実行していくとしようとするのかについてでございます。3点目は筑後川流域治水プロジェクトに掲げる主な治水対策及び防災・減災対策の取組など、以上3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員質問の浸水対策について答弁をいたします。

流域治水についての御質問でございます。

まず1点目の流域治水関連法改正の背景と改正の主な概要についてでございますが、近年、全国各地で水災害が激甚化、頻発化するとともに、気候変動の影響により21世紀末には全国平均で降水量が1.1倍、洪水発生頻度が2倍になると試算されてございまして、ハード整備の加速化、充実や治水計画の見直しに加え、上流下流や本線支線の流域全体を俯瞰し、国が流域自治体、企業、住民等あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高めるため、流域治水関連法が改正されたものでございます。

主な概要といたしましては、1つ目として、流域治水の計画体制の強化として、流域治水の計画を活用する河川の拡大や流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実、2つ目として、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河川、下水道における対策の強化や流域における雨水貯留対策の強化、3番目としまして、被害対策を減少させるための対策として、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫、4番目としまして、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策が掲げられているところでございます。

次に2点目の筑後川流域協議会の設置の目的、構成と、実施する事項についてでございますが、本協議会は近年の激甚の水害や気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、筑後川流域においてあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を行うことを目的とし、筑後川流域の27市町村、福岡県、佐賀県、

熊本県、大分県の関係部局、農林水産省九州農政局、林野庁、九州森林管理局、水資源機構筑後川局、気象庁の関係地方气象台及び国土交通省九州地方整備局で構成されておりまして、1つ目として、筑後川流域で行う流域治水の全体像の共有と検討、2つ目として、流域治水プロジェクトの策定と公表、3つ目として、流域治水プロジェクトに基づく対策の実施状況のフォローアップなどを実施することといたしてございます。

次に3点目の筑後川水系流域治水プロジェクトに掲げる主な防災・減災対策の取組についてでございますが、日本3大暴れ川の筑後川における抜本的な治水対策及び流域が一体となった防災・減災対策として、ロードマップの作成、久留米市総合内水対策計画、砂防関係施設の整備、ダムの事前放流、農業水利施設の整備、有効活用、樋門等の遠隔操作、森林整備、治山対策等、タイムラインの作成や取組状況を報告しながら、防災・減災対策に取り組んでいるところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今回の関連法の改正によって、流域の関係者が協働して取り組んでいくと、以前は本当ポイント的に悪いところを改修していましたが、それが線になって、今度は面として取り組むということだろうと思います。取組方としては、やっぱり非常にいいことだなということで、何も下流域だけではなくて上流域にもいろんな計画が及んでくると思いますので、ぜひこういう協議会なりを活用しながら、町の状況等もしっかりと伝えていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

次に、これは2点目かな、小石原川の改修等についてお伺いしたいと思います。

令和2年6月の定例会の一般質問で、江戸橋下流域の改修整備などについて、その進捗状況の質問を行っております。また、この質問は、松熊議員も同年12月の定例会で同様の質問を行われております。その際、筑後川河川事務所へ江戸橋下流の小石原川左岸への堤防設置と川幅の拡幅拡大の要望を行っているが、国からは築堤は非常に厳しいと、難しいということ、拡幅整備については、測量を行い詳細設計に着手し検討する中で、途中で小さな橋で染橋というのがございます、これは久留米地域、地域的にはなっているんですが、この撤去が拡張工事の際の大きな課題であるというような答弁でございました。そこで、また今回お伺いしますのは、その令和2年6月あるいは12月の定例会の答弁がありましたけれども、それ以降の進捗がどう進んでいるのかというのをお願いしたいと思います。

2点目は、先ほど答弁にもありました流域プロジェクトという計画があるんですが、小石原川の改修整備計画の内容が具体的に書かれているんだろうと思いますが、整備区間とか、延長あるいは整備の時期などが明確になっているかどうかは別にして、どういうふうに位置づけられているのかというお伺いします。

3点目は、ちょっと関係ないかも分かりませんが、これ予算等の説明でありましたので再度になるかと思えます。床島地区の内水排水対策についてでございますけれども、4年度に当初予算で測量設計等の委託が計上されておりました。来年度工事、30万ぐらいだったですかね、ちょっと記憶しておりませんが、計上されておりました。とにかく、現状の進捗と今後の計画についてお伺いしたいと思います。

4点目でございますけれども、目北橋というのが、みいの寿のところに架橋されております。やっぱり橋の中央部の橋脚基礎が洗掘されて浮いたような状況になっております。ちょっと注意看板等も立てられておりますけれども、やっぱり早急な対応が必要ではないかというふうに考えますので、今後どのように対応されていくのか、現状と今後の取組について、以上4点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

江戸橋下流の小石原川改修についての御質問でございます。

まず1点目の進捗状況についてでございますが、国土交通省筑後川河川事務所では、筑後川水系河川整備計画に基づき、近年の出水状況や上下流のバランス、背後試算の状況等を考慮し、予算を踏まえ筑後川水系における河川整備を計画的に実施をされているところでございます。

議員御質問の小石原川1キロ300付近にある久留米市所有の染橋及びその付近の整備につきましては、染橋の撤去も含め道路管理者や関係機関等と協議を進めていくとともに、河道内の土砂堆積や樹木の繁茂についても、河川巡視や定期点検、洪水発生後の点検等により状況把握に努めており、今後も河道の状況を適切に把握しながら、河川管理に努めていく方針とお聞きをしているところでございます。

次に2点目の流域治水プロジェクトにおける小石原川の改修整備計画についてでございますが、小石原川につきましては、築堤6.4キロ、橋梁架け替え2橋とされてございます。また、具体的な計画としては、令和4年9月変更の国土交通省九州地方整備局の筑後川水系河川整備計画では、江戸橋から筑後川合流部にかけての右岸の堤防のかさ上げ、拡幅、桜づつみ公園から栄田橋間の右岸、左岸の堤防のかさ上げ、拡幅をおおむね20年間で計画がなされてございます。また平成30年7月の福岡県の筑後川中流平野右岸圏域河川整備計画では、栄田橋から上流の約4.8キロメートルについて築堤、河道の掘削をおおむね30年間で計画をされているところでございます。

次に、3点目の床島地区の内水排水対策の進捗状況についてでございますが、床島地区の内水排水対策につきましては、昨年度国土交通省筑後川河川事務所と施工の位置、方法等の協議を進めながら基本設計を策定し、本年度に詳細設計を進めているところでございます。

次に4点の目北橋の補修、補強対策についてですが、議員御指摘のとおり、今年度調査をいたしましたところ、河川の洗掘により基礎部分がえぐられ不安定な状態であり、出水期の増水時には危険性があることが判明をいたしてございます。

このため現在、国土交通省筑後川河川事務所と補修、補強対策の工法等の事前協議の上、占用許可申請をしているところでございます。今後、目北橋を通行止めとするとともに、国の許可が下り次第工事を発注し、今年5月末までに補強、補修工事が完了するように対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 小石原川関連について、ちょっと再質問をさせていただきます。

1点目の状況というのは、ほとんど協議は進んでいないような状況にあるというふうにお伺いをします。2点目は、計画の内容を詳しく今答弁がありました。要は栄田橋から合流部までの兩岸の堤防がやっぱり低いんですね。だからかさ上げをするということになりますね。そのかさ上げに伴って橋梁2橋もやりかえにやいかんという話だろうと思うんですね。そういう計画になっています。20年ぐらいって言われますけど、それまでにできればいいんですけど、できるだけ早くやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。結果的には、何もできないのかって言われたら、ちょっと私どもも非常に不安でございます。答弁の中にもありましたように、江戸橋下流においても、その河道をきちんと拡張して整備していたというのは非常にありがたいことではございますけれども、やはり阻害要因となっている部分、江戸橋下流のすぐ下、すぐくこう出っ張っているところがあります。ああいうところとか、部分的な改修ができないのかとか、染橋を残したままでも結構ですけど、河道の整備いわゆる浚渫とか、掘削とか、そういうことをやっぱりやりながら、幾らかでも本格的な整備を待つというか、そこら辺を協議においても、ちょっと強く訴えていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたが答弁されますか。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えします。

年に1回、出水期前に4月下旬から5月上旬に、筑後川、矢部川整備に係る意見交換会を大刀洗町の役場におきまして、国土交通省の筑後川河川事務所の所長ほか7名出席の下、本町は中山町長はじめ総務課、建設課職員ほか7名にて意見交換会を行っております。その際に、こちらのほうから意見とか、要望によって、早く整備をしていただくように要望等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 年に1回、役場のほうにおいでになるなるということでございます。

要は、整備してくれ整備してくれといっても、なかなかどう整備すればいいのか、いろいろあると思いますので、具体的に、ここだけでもちょっと流れが非常に阻害されているから、ここだけでもいいから拡幅できないか、道路と一緒にですね、ちょっとここだけ拡幅していただければ、離合場所ができますとか、そういう感じになると思うんですが、そういうことも具体的に話し合っていたいただきたい、協議していただきたいということをお願いしときたいと思います。

それと、もう1点、ハード整備には、20年とか30年というお話が、かなり長いスパンの話がございました。そういうふうに時間と費用が非常にかかるんだろうと思います。加速化してもらいたいというのは、もう十分あるんでございますけれども、一方で、最初にちょっと答弁いただいた中に、ダムの事前放流がソフトの施策としてあるということが位置づけられているということでございます。そこで、ちょっと分かればお願いしたいんですが、たしか令和2年ぐらいから始まったんだろうと思うんですけど、もうこれまでに小石原川に関して、ダムの事前放流等がどのくらい行われたのか、そしてその事前放流することによって、どういう効果があったのか、そういうのをどう捉えてあるのかっていうことが、掴んであればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 小石原川上流にあります江川ダム、小石原川ダムを管理しております水資源機構が令和2年5月25日にダムの水を利用してあります市町村等と筑後川水系治水協定を結んでおります。協定を超える洪水において、可能な限り下流河川沿いの被害を軽減するために、大雨が降る前にダムにためた水を放流して、ダムにためられる量を増やすこととしておりますが、令和2年5月25日協定を結んでからこれまで事前放流を行ったことはございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） あの沿線に住んでいる方々は感じておられるんですけど、ダム放流の事前放流はないということでございますけど、まあその放流の規則っていうかルールが非常に厳しいのかなと思います。利水者ダムですから、小石原川ダムが全体で約3,900万トンぐらいのダムになっています。そのうちの410万トンが洪水調整を、機能を持っている、もうおのずと持っていることですよ。で、その下にある江川ダム、これ2,400万トンぐらいですけど、全く洪水調整機能を持たないんですよ。で、その今言われた事前放流によって、小石原川ダムは378万トンの洪水調整機能を持っているような事前ダム放流ができるようになっておるんだろうと思います。しかも、その江川は全然持たないんだけど、243.2万トンですから、全部合わせたら1,000万トンに近い事前放流まで含めたら洪水調整機能を持つんですよ。ぜひとも、だって栄田橋のところ、氾濫危険水位に達して、それから放流されても堤防切れますよ、破堤しますよね。そういう現状とか、私はもう何回か放流して行って、町のほうの

災害対策本部に連絡が行っていると思っていたんですよね。そして、ダム放流についてどういう効果があったというのをきちっとですね、やはり水機構なのか国交省なのか分かりませんが、そこを地元としては、こういう報告があったとか、あるいはもっと早くしていただかないと。本当にこう堤防を越流するぐらい、しかも堤防が、国土交通省にも申し上げています、町のほうも御存じだと思うんですけど、かなりパイピングをやっているところもあるんですよ、何か所か。それは、国土交通省も把握してあるんです。現場にもやかましく行って連れて行っていきますので。そういう弱い堤防、低い堤防沿いの方々は、本当に急激な水かさが増すのは非常に心配なんですよね。そういうのは、やっぱり、なんか氾濫危険水位を越えてても、ああこれもう大変だなと思うときに、ダムのサイレンが鳴って、放流しますと言われて、29年かなんかそういう状況だったんですよね。一気に水かさが増します。とてもじゃないが、住んである方々は、ああこれはもう越えるばいというぐらいにありますので、そこをもう1回ですね、どこをやっているのかな、水機構かどうか知りませんが、そういう、国交省であろうか、ダムの統括管理事務所みたいなのがありますので、もう1回、国と、具体的にどういう状況のときに放流して、それであればちょっと遅いとか、そういうのをやっていたことの考えがあるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 野瀬議員の御質問にお答えします。

今、議員から御指摘があったとおりでございまして、この両ダムの洪水調整容量と、洪水調整可能容量、それが事前放流に基づくものでございますけれども、これによって、小石原川は、議員が御紹介ありましたように、新たにですね、1,000万トンの、ポケットができたわけです。これをうまく活用しない手はないわけでございます。ですので、私も当然あの事前放流の制度ができたときに、当然、事前放流あったんだろうということで、そのたびに、今回はどのくらい事前放流されたんですかというのは、国のほうにお聞きしたんですけど、いや今回はやってないんですよとか、その辺のですね、ちょっと現場の感覚と国の運用と、なかなか一致してない部分がございますので、そこは強く申し上げてまいりたいと考えてございます。

ただ、小石原川ダムが完成、試験湛水等を含めてできたことによりまして、ここ数年のですね、大雨時も小石原川の水位がどのくらい下がったかって、そういう情報というかデータは頂いているところとございまして、その辺の周知も含めて、今後対応してまいりたいと思っております。

ただ、小石原川は、両ダムでカバーされる流域面積というのは、3分の1強なんですよね。だから、秋月のほうに降った雨は、そのままどうしても流下してまいりますので、それだけでは、必ず安全が確保できるということではございませんので、その辺も含めて、国のほうともよく協議しながら、また議会のほうでも御説明をさせていただければと思います。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 前回の質問のときも、詳しく数字を挙げられて、流域面積が、やっぱりダムでは3分の1しかないんだということで、あんまり期待してないでくださいとまでおっしゃらなかったんですけど、それでも効果は大きいと思うんですよね。ぜひとも、そういうことを踏まえて、今後、今、再度そういうところについて、現状とルールとの差を考えていくというお話でございますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それともう1点は、4点目でございますけど、目北橋、この現場御覧になっているかと思えます。今、国と協議をして、工法が決まり次第やると言っても、もう4月、5月しか多分ないと思うんですよね。やるとしても、その暫定的なものとしてやられるのか、いや、もう1回やっとならば、災害ですから、分かりませんが、これで十分だというようなことはないと思います。だから暫定で、暫定って言ったら、ちょっとふとんかごを置くような程度ですね。下の基礎部分を少し土砂を盛って、その上に洗堀されないようにふとんかごを置く。その程度の工事しか僕はやれないと思っているんですよね。それが、本格的な復旧って言えるかどうか、いわゆる暫定、暫定という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういう感じにしか受けていないんですよね。しかも、あまり本格的にやって、じゃあ今度は橋本体の体が持つかというのもちょっとあるんですけども、非常に難しい判断が迫られていると思います。今、いろんな工法を打ち合わせられていると思うんですけど、そこら辺の工法を、どういうふうな工法を取ろうかという中において、取りあえず、今年の梅雨は、何とかしのがないかんという考え方で、ある程度この1か月か2か月の間でできるような工法しか取れないということであれば、また本格的な復興については、梅雨明けといいますかね、次の出水期、渇水期に入ってから検討するんだとか、そこら辺の考えはどうだろうかということで、分かればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

洗堀していた部分に、川の流れが集中しているのが今回の要因というように思っていることから、橋の基礎の部分につきましては、重量のある袋詰め玉石及びふとんかごを設置する計画で、流れが速くても流されない構造に一応するところで進めているところでございます。

また、橋の上下流の堆積土を敷きならしをしまして、部分的な流れを緩和させるようなところで計画をしているところです。

なお、今回の補修後に影響が出た場合は、次の渇水期に再度また対策を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。



○議員（4番 野瀬 繁隆） あそこは、栄田橋から下流は、川幅が狭いし、勾配がきついんですよ。非常に流れが速い。だから、堤防を越さないんだと思うんですけど。しっかりと点検等もしながら、工事をやった後通行させるんでしょうけど、出水期の後の点検をさらにやっぱりしていただきたいと思います。例えば筑後川にかかっている片の瀬橋というのは御存じだと思います。あれは、もともとアーチ橋がかかっていますけど、あそこまでがもともとの橋なんですよ。小石原川は、ずっと下まで引っ張っていきましたから、新たにつくっている橋が手前のほうです。そこはやっぱり流れが速いから、ものすごい箇所が削られて、基礎の周りにきちっと矢板を打って、中にコンクリートを詰めて、あれ以上洗堀されないように工事されています。一回ああいうのをちょっと御覧になっとなつて、こういう工法もあるんだということをいろいろと参考にしていただければというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

次にもう移りますけれども、次に、令和4年6月に大刀洗川、あるいは陣屋川総合内水対策というものが、これは、たしか久留米市とか大刀洗が中心になって、県、国で、県かな、ちょっと忘れちゃったけど、そういう計画が策定されています。かなり具体的な計画になっております。1点目が、そういう計画の策定の背景、目的というのは、大体どういうものかというのと、2点目は、それぞれの河川の改修計画の区間とか延長、それや計画期間と現在の整備状況がどうなっているのか、いわゆる陣屋川、大刀洗川についてです。それと、そういう計画の中において、大刀洗地域の中において、もちろんハードの整備もあると思うんですが、ぱらっと見てみますと、例えばその田んぼダムみたいなものとか、調整池とかいうのは、下流域ではどうしてもできないんですよ、中流、上流でないとできない、そういう計画もされています。

それには、当然大刀洗町辺りも一体となって、共同で動くということになっていますので、どういふ計画が取組がされているのかという、以上4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、お答えをいたします。大刀洗川・陣屋川総合内水対策計画についての御質問でございます。

まず、1点目の計画策定の背景、目的についてでございますが、平成30年7月豪雨をはじめ、近年の甚大な浸水被害が発生した豪雨に対し、浸水被害の軽減を図ることを目標とし、住民と一体となって、水害に強いまちづくりの実現に向けた取組を進めていくために策定されたものでございまして、詳細については、担当課長から後ほど答弁をいたします。

次に2点目の改修計画の区間、延長及び計画期間並びに現在の整備状況についてでございますが、この質問についても後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に3点目の、治水対策、ハード対策の主な取組についてでございますが、流域治水の観点から、本年度から3か年で、町内7か所の防災重点ため池の浚渫工事を実施いたしますとともに、

先ほど来、答弁しております床島地区の内水排水対策に取り組んでいるほか、現在、福岡県において、大刀洗川、陣屋川の調節池の検討をしていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、令和4年6月策定の大刀洗川・陣屋川総合内水対策計画について、計画の策定の背景、目的について答弁させていただきます。

筑後川水系では、平成30年7月豪雨により、福岡県の久留米雨量観測所などにおいて、観測史上最大の豪雨を記録し、久留米市街地周辺では、筑後川に合流する内水河川で、住宅等が浸水する被害が多く発生しました。水門並びに排水機場の管理者は国、内水河川の管理者は県、内水河川に合流する水路の管理者並びに避難情報の提供は市長であることから、関係機関、国、県、市長が一堂に会し、平成30年7月豪雨による浸水状況やその要因を共有し、住民への情報提供や連絡体制について点検、確認するとともに、専門的な知識を有する学識者から指導、助言を得るため、久留米市街地周辺内水河川連絡会議を平成30年8月1日に設置し、その後3回の会議を行い、学識者から提出された久留米市街地周辺における内水対策への提言を受けて、今後の取組方針が確認されております。

総合内水対策は、近年の甚大な浸水被害が発生した豪雨に対し、浸水被害の軽減を図ることを目標とし、浸水被害の軽減に効果的な対策を具体的に示したもので、これらの対策を住民と協議の上、関係機関が責任を持って実施することにより、早期に地域の安全性の向上を図り、水害に強いまちづくりを目指していくものでございます。

次に2点目の、大刀洗川、陣屋川の改修計画の区間、延長及び計画期間並びに現在の整備状況について説明させていただきます。

6月に策定されました総合内水対策計画では、国、県、市、町が実施するハード対策とソフト対策について示しております。この対策は、最近いろいろなところでよく言われるようになりました、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うという考え方である流域治水と言われるものでございます。県が実施されます大刀洗川と陣屋川のハード対策について説明をさせていただきます。

まず、大刀洗川事業について説明させていただきます。県のほうから実施されます対策としまして、最下流の築後川合流部において、大刀洗排水機場のポンプ増設、河川改修として、河道の拡幅及び上流域の大刀洗町内において調整池の整備、河川の堆積土砂の撤去となっております。このうちポンプ増設、調整池の整備については、現在関係機関や関係者との協議を進めているとのことでございます。

次に、従来から実施しております河川改修事業についての事業の方針及び今年度の予定について説明をさせていただきます。大刀洗川の改修事業の方針であります、西の宮橋より下牟田橋

までの長さ6キロの区間を改修区間として、この区間を3つの段階に分けて整備を進めていることとされています。第1段階は、西の宮橋から鶴木川合流部までの長さ4.3キロの区間で、河床部の河道掘削を主とした事業となります。第1段階は、平成27年度に完了しております。

第2段階は、西の宮橋から鶴木橋までの長さ4.7キロメートルの区間で、片側拡幅河道掘削を主とした事業となります。第2段階は、平成28年度より着手しており、大刀洗改修事業は、現在この第2段階となっていることです。

第2段階が完了後、第3段階として、鶴木橋から下牟田橋までの長さ1.3キロ区間で、片側拡幅河道掘削を進めていくということです。

次に、事業の進捗についてですが、令和3年度は西鉄橋上流の護岸工事及び用地補償を実施し、令和4年度は令和3年度に引き続き護岸工事及び小池川合流部の基幹工事を実施するとのこととございます。

次に、陣野川改修事業について説明をさせていただきます。従来から実施されております河川事業として、筑後川との合流部から旧北野町と大刀洗町までの境、3,860メートルにつきましては、既に改修整備が完了しているということです。次に、上流部大刀洗町区間2,870メートルにつきましては、平成26年度から改修事業に着手しております。改修計画の内容としては、河道拡幅・築堤、それから橋梁改築等が計画されております。まず、治水効果を早期に発揮させるために、河積断面が狭くネックとなっている4つの橋梁、下流側から有本橋、猪ノ本橋、端井橋、そして本郷橋の4つの橋梁の改築工事を先行実施していくということで、有本橋については、令和2年8月から全線供用を開始されております。

次に、進捗状況ですが、猪ノ本橋につきましては、令和2年9月に仮設の付け替え工事が終了し、下部工に着手したところです。令和4年度、上部工に着手して、先月の2月4日に完成式を行い、暫定一車線のみ供用となりますが、仮設道路撤去と合わせて、なるべく早く全線供用をしてもらうこととしております。

次に、上流にあります端井橋、本郷橋につきましては、猪ノ本橋架け替え工事終了後に着手することとなっており、現在のところ未定となっております。令和5年度以降検討を行う予定とのこととございます。

昨年度、大刀洗町において、浚渫や樹木伐採が実施され、昨年度は下流部の北野町でも実施されております。本年度は、猪ノ本橋架け替え工事に合わせて、猪ノ本橋付近の護岸工事を進めております。県としては、近年の降雨状況や浸水状況などを踏まえ、効率的、効果的な維持化を実施し、治水安全度の保持に努めていくとのこととございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 詳しく説明していただきました。ありがとうございます。

今、答弁をお聞きになってほとんど分からないというか、あまりにも計画が多すぎて分からない。実は、建設経済委員会で、佐賀県の大町町というところに視察行ったんですね。油の流出事故とかで有名なところでございます。そのときに、いわゆる大町町の内水対策に関する取組というのを、ちょっとホームページを見ればこういう冊子、20ページぐらいです、これに簡潔に国の取組、県、あるいは町が取り組むものを、簡潔にイラストを入れたり、写真を入れたりして、分かりやすくまとめられているんですね。だから、こういうものをちょとつくられて、いろんな地域の自主防災とか、あるいはミニデイとか集まられるときに、もうちょっと簡単でもいいのかも分かりませんが、こういう教科書的なものがあつたら、国のホームページ、県のホームページから、ずっと計画を拾い上げてくるのはちょっと大変ですし、こういうのをできるだけ簡単なものをつくって、ハザードマップと対しておいて、保管しとっていただければ、大体こういうところを大刀洗川は改修しよっちゃなとか、小石原川はこういうところが危ないっちゃなというのが分かりますので、そういうことをぜひともお願いして、この質問を終わりたいと思います。

ちょっと時間がございませんので、駆け足で行きます。少し質問を省くところがあると思いますので、恐れ入ります。

2問目でございます。農業振興についてでございますけれども、第5次基本計画に掲げる将来像に向けて、子育てとか教育などの様々な施策が進められていますが、いま一つ成果がよく見えないのが、農業振興だというふうに私は感じております。農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み暮らすという目標像が掲げられているところでございます。しかしながら、現状は災害とか資材高騰などで、一層厳しさが増している農業の経営、あるいは担い手不足、農業インフラの老朽化など多くが課題となっております。

1問目に、令和3年10月作成の農地等利用の最適化推進に関する指針の内容についてお伺いしようと思っておりましたけれども、ちょっと時間がございませんので、これは基本的には前回とそんなに変わっていないと思います。変わった点だけと言ったらいかんけど、変わっていないと思いますけど、それはそれでいいですかね。

○議長（安丸眞一郎） 今の変った点だけということでの質問、よろしいですか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 結構です。もう変わっていないです。変わっていないというのは私、把握してまして、非常に残念なのは、数値目標を掲げてあつて、それは現状に合わせてちょっと書いてはあるんですけども、取組の方針、これが全く変わっていないんですね。最初の指針をつくったときに質問をしたら、町長の答弁ですけど、一つはコロナ禍でいろんな団体との協議をしていくようなものがなかなか思うようにできなかったんだということが一点。もう一

点はですね、農業委員と推進委員と分けたんだけど、実際は同じ業務をやっている、いわゆる本来の推進委員さんに特化した業務がなかなかできなかったという、大きくはその2点の答弁がございました。その点がちょっと変わったのかどうかということだけを、じゃあ答弁をお願いしたいと思いますが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） それではお答えいたします。

初めに、取組が何か変わったのかという点でございますけど、農業委員会としましては、新しい指針の内容ができたときに協議をいたしました。現在のやり方でも遊休農地の解消の成功事例も少しずつ出てきておるといことで、今後、成功の実績を積み重ねつつ、新たな具体的な取組方法も同時に模索していきたいということでもございました。また今後、地域計画を作成していく中で、地域との話し合いがありますので、そこで、よい案が出てくる可能性もあるので、農業委員会のほうも積極的に地域の話し合いに関わっていくことが重要であると考えております。

推進員の活動の特化の件でございますが、推進員の活動についてですが、議員おっしゃいますとおり、本来は推進員の活動に特化する必要があるとは思いますが、現在の農業委員の考えをお伺いしたところ、大刀洗町のような小さな町の農業委員会は、農業委員も推進員活動を行って、現在の役割を明確に区別しないやり方のほうが、お互いに協力し合ってチームワークも出てくるということ、活動がやりやすいとのことでした。事務局としましては、今後、推進員の先進地の事例等も調査するなどいたしまして、より良い集約化の活動ができるような研究を重ねてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 3年ごとに方針が変わるといことで、大きく変わることのほうがいいのかどうかというのはちょっと別として、やっぱり継続性というのが、やっぱりありますので、そして今、課長の答弁がありましたように、推進員さんと農業委員を別にきちっと分けて業務するのが本当にいいかどうかというの、ちょっと考えるところでもあります。地域にあった推進員の下、要は目標をどうすれば達成できるのかというのが問題ですから、そこら辺はまた再度、いろいろ協議していただきたいと思っております。

次に、昨年改正されました農業経営基盤強化促進法というのがございます。これは、人・農地プランはいわゆる地域計画として法定化されまして、市町村は今年の4月の同法施行後2年以内に地域計画を策定するというので、いわゆる法的に義務づけられたといつか、そういうふうになっています。

今回の改正は、いわゆる農業者の減少や耕作放棄地の増加などが懸念される中で、農地の集約

化、集約の加速化が大きな狙いだというふうに言われております。そこでお尋ねしますが、法改正により地域の将来の農業の在り方、目標とする農地利用の姿を示した目標地図などを定めた地域計画の法定化に伴い、今後、計画策定にどう対応されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えをいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正についての御質問でございます。地域計画策定の法定化に伴う今後の対応についてですが、まず農業委員会から農地の出し手と受け手の意向を把握するためのアンケート調査や聞き取り調査を実施し、目標地図の素案を作成し、その後、地区ごとに農業者の方々をはじめとして、県、農業委員会、農地中間管理機構、JAみい、土地改良区など、関係機関と協力連携して、誰がどこで何を作付するかなど、地域の将来像を協議する場を設けまして、最終的にその意見を取りまとめ、計画を策定してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっと細かなことになるんですけど、地域計画を策定するに当たって、やはり農業者へのアンケートとかいうのは必須要件になってくるのではと思います。以前の町長答弁で平成30年ぐらいだったかな、1回アンケート調査をやりましたということで、例えば5年後、10年後、20年後の耕作をどうしますかということで、たしかアンケート、私も書いた記憶はあります。だから、そういうことの実施も新たにされるのかなというふうに思っております。

それと、もう一つは、農水省の資料を見ますと、農地台帳とか、水田台帳というのがありますけれども、農地の現場情報を統合して、農地利用の現状確認の効率化、省力化などを図るため、農水省地理情報共通管理システムというのが開発途中にあると思います。これは、今でも自分のパソコンで見れるんですよ。地図上、いわゆるGIS情報になっていまして、eMAFFという感じで、いわゆる農地ナビみたいな感じで紹介されています。そういうのが見れますから、もう1点は目標地図というのは、この情報システムを使って、さらに内容を充実していくということになるのかどうか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

まず、以前行ったアンケートに関する件でございますが、以前行いましたアンケートについては、現在の実質化した、人・農地プランの資料としてアンケートを行ったものでございまして、今回、新たな地域計画は目標地図を作成して、現在の人・農地プランを土台にして各地域で協議を行いまして、10年後の農地一筆ごとに将来の耕作者を明確化させる地図のことでございます。

それを含めた計画でございます。今後、高齢化や人口の減少の本格化により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農業者の省力化やコスト削減を図って、地域一体となって、効率よい農業を行うために農地の集約を進めていくことが、この地図と計画の目的でございます。

それで、この地図を作成するにあたりまして、先ほど議員がおっしゃられた eMAFF 地図の件でございますが、現在、農水省が各種データを収集している最中でございますため、データの最新の状態が反映されていない状況でございますため、地域計画の作成の業務については、活用する予定では今のところございません。現在、町の GIS システムを利用して、目標地図は今後作成していこうかと考えております。将来的には、この eMAFF 地図に地域計画の内容等が全て反映されるようになりまして、農業者にとっても利用しやすいシステムになると考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） いろんな自治体がいろんなシステムを入れて、この前もDX推進でそういうシステムを入れて、自分なりに合うようなカスタマイズしていて、最後は統一しようと思っても、なかなかできないという、変な状況にあります。

ぜひとも、農水省がそういう地図基盤をきちんと整備して、そこにデータを入れれば、例えば農業問題というのは大刀洗町だけではないんですよね。小郡もあるし、久留米もあるし、そういった広範囲なものが共有したデータを持ちながら、どうしていくのかというのを考えていく必要があると思いますので、そこら辺、地域計画を策定するに当たって十分考えていただきたいと思います。

3問目の質問でございますけど、今までいろんな農業施策を継続されてきております。しかしながら、新たな農業技術、いわゆるスマート農業とか言われるようなものもあるのかもしれませんが、そういうものの導入によって、農作業の効率化とか省力化、あるいは経営の大規模化とか、集落農営、農作物のブランド化など、いわゆる持続可能な農業経営の取組というのが全国的に言われております。そういうものも必要ではないかなというふうに考えますけれども、いっぱい施策があつて、何していいか分からんというのが実態でもありますけれども、そういった新たな技術といいますかね、そういうことへの取組等について何か所信があればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、お答えをいたします。

スマート農業など、新たな技術に関する所信についての御質問でございます。

日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者しかできない作業も多く、人材の確保や作業負担の軽減、あるいは農業技術の継承の面で大きな課題が残っているものと認識をい

たしております。この点、先端技術を駆使したスマート農業の取組は、省力化、軽労化に加え、農業技術の見える化など、新規就農者の確保育成や栽培技術力の継承にも効果があるものと期待をしているところでございます。

一方でスマート農業の機械や施設の整備には、現状のところ、高額な費用を要することや、操作をする農業者の人材育成の面でも課題があるものと認識をしてございます。

いずれにしましても、JAの各部会をはじめ、関係機関と連携を図りながら、今後の支援の在り方についてまずは検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） まさに今おっしゃるとおり、初期の費用とかかなりかかります。農業収入というのは、一般のサラリーマンの方々に比べてちょっと不安定だということも言われております。そういうことからすれば、新規に就農する方へのサポートの体制とか、あるいはその関係団体、今申し上げられましたように、関係団体の協力支援などの充実という、いわゆる環境整備ですよね、環境整備が非常にやっぱり重要と考えますので、いろんな機関と協議されていく中で、やはり町長のマニフェストで見れば、やっぱり担い手の育成とか、地産地消とかいうのも掲げられておりますので、そういうところにも視点を当てていただいて、やはり大刀洗町の主要な産業ではございますので、ぜひそういう点に配慮いただいて、予算でも施策でも続けてほしいというふうにお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、野瀬繁隆議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここでしばらくの間、休憩をしたいと思います。議場の時計で13時30分より再開をしたいと思います。午後1時30分から再開いたします。

休憩 午後0時12分

.....

再開 午後1時30分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 物価高騰や負担減について
2. 学校教育や家庭支援について
3. 防災や災害対応について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。発言通告に従い、順次質問させていただきます。長いこと議員やっておりますが、意外と3月議会というのは、質問が難しいなと思っております。



予算というのは予算委員会で詳細に審議するものですから、これをどう具体化していくかとか、あるいは翌年度以降の長期的な取組などを主に質問していかなくてけないと、改めて感じたところでした。

さて今回は、そういうことで予算書を拝見する前に通告したものですので、委員会の審議との重複も多々あるかと思いますが、その点御容赦ください。

大きな1点目です。物価高騰や負担減について。御承知のとおり、コロナ禍による経済停滞に加え、昨年来の戦争等による物価高騰が市民生活を直撃しています。昨年12月の物価はさらに高騰し、消費者物価指数が生鮮を除く総合で前年同月費4.0%と、41年ぶりの高い伸びでした。ガス、電気、食品をはじめ、生活に欠くことのできない品目の値上がりが特に深刻であります。我が党が試算した家計の負担増は、2人以上の世帯で年間14万3,000人に上ります。国民の暮らしを守る対策は一刻の猶予もありません。日本共産党が近隣市町村で行っているアンケートでも、今回はとりわけ返信率が高く、物価高騰への対策を求める声が非常に大きくなっている現状であります。

さて、昨今の物価高はロシアの侵略だけが原因ではなく、国の経済政策による部分も大きいと思います。その1つが円安の加速です。日本ではアベノミクスの下で異次元の金融緩和が進められ、金利が低く抑えられてきました。欧米諸国がインフレ対応として金利を引き上げても、日本では低金利を維持したいがために、日本との金利差が拡大し、投機筋が高金利を求めて円売りに拍車がかかってきました。円安が加速した結果、輸入品を中心に物価が高騰しています。加えて、日本経済の構造問題があります。長年の政治によって経済が脆弱化し、円安を招きやすくなっています。

1つが慢性的な貿易赤字であります。かつて輸出大国と呼ばれた日本ですが、海外生産の比重を高め、産業空洞化が進みました。輸出の減少に加え、国内生産の減少が輸入を招き、円の需要が減り、円安が加速しています。また賃金が上がらない国になっていることも円安を加速しています。実質賃金は、安倍政権が発足した2012年以降、24万円近くも下がっています。新自由主義に基づく労働法制の規制緩和を連続的に推し進め、非正規雇用労働者を拡大したからであります。

その結果、個人消費が低迷し、日本が成長しない国になってしまいました。成長しない国に投資の魅力が欠け、円の需要を減らすことになります。こうして産業の空洞化を野放しにし、労働法制を相次ぎ解約し、異次元の金融緩和を進めてきた政治の責任は重大だと思います。さらにその大元には、工業品の輸出と引き換えに生活の根幹である食料とエネルギーの多くを、海外に頼っている政治の問題もあります。

食料やエネルギー自給といった国家の根本に関わる問題でも、労働法制や賃金といった問題で

も、あるいは軍事一本やりといった外交でも、現在の政治を抜本から転換させる必要があると思います。さてそうした中で、町としても住民や町内業者さんの状況を把握し、必要な支援を国や県との連携、または町独自で緊急に充実する必要があると思います。以前から取り上げてきた項目もあり、既に実施済みのももあるかと思いますが、現状と今後について改めて問うものであります。

第1に、町内の家庭や企業における物価高騰等の負担増について、町の認識はいかがでしょうか。また町行政における物価高騰の影響はいかがでしょうか。

第2に、5年度の町税の収入見込みについて、町の見解はいかがでしょうか。

第3に、5年度における具体的な対応策や支援策はいかがでしょうか。特に新規事業についてお聞かせください。

4点目に、ふるさと応援寄附金の目的別歳出状況や及び目的別残高、今後の方針についてお聞かせください。

5つ目に、インボイス制度が開始されようとしておりますが、町発注の工事等における受注側の条件は発生するか、町の見解をお聞かせください。

以上5点、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の物価高騰や負担減について、答弁をいたします。

まず1点目の負担増に関する認識についてでございますが、昨年の6月議会での平山議員の一般質問でもお答えしましたとおり、コロナ禍による影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、全世界的な原油高、資源高、穀物高に加え、物流コストの上昇や金融資本市場の不安定化や日米欧の金利差拡大に伴う円安も加わり、先週金曜、日銀が発表した今年2月の企業物価指数では、1月よりもやや鈍化したものの、前年比でプラス8.2%と高水準であり、先月24日総務省が発表した消費者物価指数でも前年比で1月はプラス4.3%と、2か月連続で4%台で上昇するなど、生産者や事業者に加え、消費者にとっても物価高騰は私たちの暮らしに大きな影響を与えてございます。

次に、町行政における物価高騰への影響についてでございますが、来年度の予算編成におきましても光熱水費、特に電気料金は昨年度当初に比べまして2倍以上に高騰しているほか、消耗品費、印刷製本費についても価格が高騰しており、普通建設事業費につきましても、資材価格の高騰を見据えた予算組みを行っているところでございます。

次に、2点目の5年度の町税の収入見込みについてでございますが、来年度の町税は15億4,638万円余を見込んでおりまして、前年度の当初予算額と比較しまして3,297万円余、

率にして2.1%の増加を見込んでございます。主な要因といたしましては、個人町民税では最低賃金の増加による課税所得の増や、転入や定年延長による課税対象者の増加が見込まれることから、前年度比2,932万円余の増を見込んでございます。また、軽自動車税種別割では課税対象車両の台数減により、291万円余の減収を見込む一方、タバコ税では前年度まで増税によるタバコ離れを考慮し、予算計上をしておりましたが、段階的な増税が終了したことに伴い、例年のタバコ販売の実績を考慮し、801万円余の増を見込んでいます。

次に、3点目の5年度の具体的な対応策や支援策についてでございますが、現在の物価高騰を踏まえ、小中学校の学校給食への町からの独自助成を拡大するとともに、保育園での給食についても独自助成を実施してまいります。また、引き続き化学肥料低減に取り組む農業者の春肥に対し、国県の補助金に10%上乗せした独自助成を実施してまいります。詳細については、後ほどそれぞれ担当課長から答弁をいたします。

次に、4点目のふるさと応援寄附金の目的別歳出状況、目的別残高、今後の方針についてでございますが、大刀洗町では、これまでも小中学校への空調機器の設置や情報機器の設置、保育園整備補助など子育て支援や教育環境の充実を中心に、ふるさと応援寄附金を活用してきたところであり、今後ともそのときどきの財政状況やふるさと応援寄附金の状況等を総合的に勘案の上、寄附者の意向も踏まえながら、子育て支援や教育環境の充実など、未来への投資につながるような事業を中心に活用してまいりたいと考えてございます。ふるさと応援寄附金の目的別歳出状況、目的別残高、今後の方針の詳細につきましては、後ほど担当課長から答弁をいたします。

次に、5点目のインボイス制度についてでございます。消費税の的確請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、消費税の仕入税額控除の方式として、本年10月から導入されるものであり、制度導入後は消費税の申告で仕入税額控除を受けるために、取引に適用される消費税率や消費税額を正確に記載した的確請求書、いわゆるインボイスが必要となってございます。

その際、消費税が免除されている免税事業者は的確請求書を発行できず、所管の税務署に的確請求書発行事業者として登録した者のみが発行できることとなります。この点、国の通知では的確請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないことを要件とする入札参加資格を定めることは適当ではないと示されており、町といたしましても的確請求書発行事業者であることを、入札参加や契約締結の要件にすることは考えていないところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 担当課長のほうの答弁はありますか。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） それでは私のほうからふるさと応援寄附金の目的別歳出状況、目的別残高について答弁いたします。

まず1、豊かな暮らしでございます。こちらのほうは、環境、防災・防犯、産業振興などという形で御寄附いただいているものでございます。御寄附を頂いた金額は4億1,762万

7,000円ほどでございます。

次に、2番目に輝く人、これは健康づくりや福祉、子育て支援、教育などが目的となっております。こちらのほうが5億5,259万円ほどとなっております。つながる町といたしまして、住民協働情報発信、地域コミュニティ推進などを目的としているものが1億547万5,000円となっております。また、ふるさと応援といたしまして、町が使い道を決定する寄附金にいたしましては、32億1,606万1,000円ほどいただいております。あとクラウドファンディングの分といたしまして、397万4,000円ほどでございます。

それを使いました事業といたしまして、使用した金額といたしましては、豊かな暮らしのほうにつきましては8,324万6,000円を使っております。輝く人につきましては5億9,834万7,000円ほど、つながる町が4億9,160万3,000円、ふるさと応援といたしまして、町が使い道を決定する分に関しましては事務費も含めておりますので、15億2,615万7,000円ほど使っております。またクラウドファンディングのほうも事務経費が必要となっていまいりますので、それを含めたところで316万3,000円を使っております。

目的別の残高といたしましてはそういった形で分けましたところ、豊かな暮らしのほう3億3,438万1,000円ほど、4のふるさと応援のほうの町が使い道を決定する分につきましては16億8,990万4,000円ほど、クラウドファンディングについては81万円を残高として積み立てております。

あと使い道につきましては、今後とも財政状況も踏まえましてふるさと応援寄附金の状況等を総合的に見まして、先ほど町長が申しましたように、寄附者の意向も踏まえながら、未来につながるような投資事業に活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） それでは私からは肥料高騰対策事業について、内容の詳細について御説明いたします。令和4年度に行いました肥料価格高騰対策事業の一部繰り越しまして、化学肥料低減に取り組む農業者の5月末までに注文した春用の肥料に対し、国県の補助に10%上乗せした町の独自補助を行います。まず国の支援策がございまして、化学肥料低減の取組を2つ以上を行う場合、前年度から増加した肥料費について、前年度から増加分の70%を支援金として交付する事業となっております。

次に、県の支援策が国の支援のときに取り組んだ化学肥料低減の取組2つ以上を含む、3つ以上の取組を行う場合、国の事業に15%の上乗せの支援を行います。さらに町が10%の上乗せを行い、国県町の支援により前年度から価格増加分について、トータルで約95%の支援をすることとなっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 担当課長の答弁終わりましたか。答弁が終わったようですけど、再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次再質問させていただきます。

まず1点目で、まず町行政における物価高騰の影響であります。先ほど電気代が2倍以上、その他建設費等も高騰しているということで、今年度は非常に大きな予算組みとなっておりますが、今年度その過去最大の一般会計予算となる中で、この物価高騰の影響はどれほどあるものかということで、例えば昨年度の財政調整基金の繰入予定が4億で、今回は5.5億ということで、非常に大きなものになっております。

ここはふるさと応援基金の5億程度を除いても、非常に予算組みというか歳入については厳しい分があるのかなと思うんですが、この財調の繰入額の増加も含めて、やはり町の予算組みとして物価高騰の影響も大きいということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。もちろん物価高騰の要因も大きいんですけども、来年度についても普通建設事業のほうをかなり積極的に組んでおりますので、そういう影響があるものと考えております。また、どうしても予算編成時点では、歳入のほうは少しタイトにというか厳しめに組みますし、これ決算段階ではまた違った状況になってまいりますけれども、今の状況では、議員御説明があったとおりの予算編成となっております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 4年度、今年度ですね、決算については恐らく財調は取り崩しはなしになるんじゃないかということで話はお聞きしておりますので、5年度においても財調は歳入としては確保はしておりますけれども、効率的な財政運営ということに当たっていただきたいと思います。ほかの質問にもしておりますが、一方で町内の免税業者さんとかに差別や負担というものが発生しないような、公正な行政運営というのをお願いしたいというのが、1つの結論でございます。

1点目の関連してであります。先ほど申し上げましたように、近隣での住民アンケートでは、何といても物価高騰というのが非常に大きなキーワードとなっておりますし、私のところにも光熱費をはじめとしてやはり負担が高すぎて、これ以上の家計が維持できないといった御相談が増えてまいりました。この点につきまして、行政に対する相談の件数ですとか、また相談内容の進化とか変化というものがもしございましたら、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。どなたか答弁されますか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。物価高騰に伴って、例えば電気料

金等高騰しているのも新たに町のほうに支援をしてほしいとか、あるいはこういうことで相談があるとかいうのは、直接私のほうでは入ってきておりませんので、もしかしたら産業課なり、あるいは社会福祉協議会等のほうでお聞きしていることはあろうかと思いますが、ちょっと今議員の御質問にお答えする資料を手元に持っていないところです。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについても以前から申し上げているところでありますが、各課でいろんな相談があると思います。やはりこれを相談件数なり、例えば横の連携というものを図るためにも、それぞれの相談件数等を総合的に把握して、管理する町の体制が今後ともますます重要になってくると思いますので、ここはなかなかマンパワーの問題等もあって、前向きのお答えをいただけないのですが、御検討いただきたいと思います。

それから、次であります。3点目であります。先ほど支援策ということで、特に子育て、学校教育等への投資ということが出てまいりました。予算審議でも申し上げましたが、子ども医療費ですとか学校給食への補助については、大いに評価をしたいと思います。

一方、これが4点目にも係りますが、一方でこの財源として、例えば先ほどお答えいただきました学校給食費の生徒補助金とか、それから給食保育ですね、保育所給食支援金、待機児童補助金、それらがふるさと応援寄附金からの財源ということで充当されていると思います。以前の基本的なお考えでは、投資的なものには使うけれどもなかなか恒常的な部分には使いにくいということがありまして、お答えがありました。今後、方針、お考えとしてこの給食補助や子ども医療費も1,400万、応援寄附金が出ています。こうしたいわゆる恒常的な支援についても、今後、応援寄附金からの充当を恒常的に考えていくと、こういう立場で認識してよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。ふるさと応援寄附金の充当する事業の内容についてでございます。これについては、先ほど答弁いたしましたとおり、そのときの財政状況、あるいは寄附金の状況を踏まえて判断をしてまいりたいと考えております。その点、いわゆるイニシャルコストについては、未来の投資ということなり、ある程度一過性のものであるので、こういう寄附金等は充てやすいんですけれども、ランニングコスト、経常経費については、それを当てにした財政運営を行うことは、このふるさと応援寄附金がかなり続いてきておりますけれども、今後どういう状況になるかというのが、まだ先行きについて変わってくるケースもございますので、そのような中で、なかなかそういうものではないものということで、これまでやってきたところでございます。

ただそうは言っても、一方でふるさと応援寄附金の基金の残高が財調を超えるぐらいまで積み

上がってきたということもございまして、その残高も見ながら、ある程度この分野のランニングコストのほうにもコスト対策支援を中心に活用したとしても、一定程度は持続できるんだという見込みの下で、今回このような予算編成をさせていただいているということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほどお答えいただいたように、ふるさと応援寄附金の4か年合計で43億と、うち3年末の基金が約16億円ということでもありますから、これを積極的に使ってほしいということは、私どもも常々申し上げてきたとおりでございます。おっしゃるように、この子供への医療費の助成にこれを1,500万使っていただくということは、私たちも大いに評価したいと思います。

今後もこの財源がどうあれ、こうした支援策が数年度で終わってしまうことのないように、今後ともこうした残りの額、それから今後も積みまされるであろう額をランニングコストということで、子育てや住民の生活支援に積極的に使っていただきたいと思う次第です。それからマンパワーの充実も、ひるまず進めてほしいと思います。

今回、それから図書購入費等にもこの財源が入っているということで、非常にこれも恒常経費だろうと思いますし、文化事業の協会助成金等も入っておりますので、これを1つの大きな財源として、こうしたものに今後とも積極的に使っていただきたいというふうに思っております。その負担軽減ですとか、生活支援等に十分に活用していただきたいと思う次第であります。

このような、現在のような近代社会でも極めて困難な状況が重複して、住民を襲っている中であって、こうしたふるさと応援寄附金も含めた財源を活用して、積極的に住民生活の支援につなげていただきたいと思います。冒頭に述べましたが、国や県の政治姿勢についても、町民の生命と生活を守る立場から毅然と意見を述べていただき、住民生活を守る先頭に立っていただきたいと思う次第であります。

1点目はこれで終わります。

大きな2点目であります。学校教育や家庭支援についてであります。兼ねてから取り上げておりますように、現在のような経済状況にあって、とりわけ子育てや教育負担への支援が緊急の課題ではないでしょうか。これもまた予算審議等々重複もありかと思いますが、5年度あるいは6年度以降との方針とも関連してまいりますので、改めて質問させていただきます。

第1に、給食費等の保護者負担に関する今年度、申し訳ありません。今年度ではございませんでした。5年度の方針はいかがでしょうか。

第2に、就学援助の周知方法や支給世帯率はいかがでしょうか。近隣自治体と比較していかがでしょうか。

第3に、小中学校の教職員配置について近年の現状と課題はいかがでしょうか。

以上3点よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは平山議員の学校教育や家庭支援について、3点御質問が出ましたので、答弁させていただきたいと思います。

まず1点目の給食費等の保護者負担に関する今年度の方針等についてですが、先ほど町長が答弁いたしましたように、令和5年度の物価高騰への支援策等に重複いたしますけども、昨年2月からのロシアによるウクライナ侵攻等による原油価格や、穀物をはじめとする物価が世界的にも高騰しております。その中で、給食費の食材も上昇している中、大刀洗町ではこれまでどおりの質や、それから量を保った給食を実施できるよう、事業所や保護者の負担軽減を図るため、次の事業を行いたいというふうに考えているところです。

まず保育所の給食支援につきまして、本年度までの県事業を継続し、新規に町単独事業として保育所給食支援補助金273万円を計上しています。給食の材料費高騰に伴う費用の一部を補助することで、栄養バランスや量を保った給食の実施、それから保護者負担の軽減を図りたいと考えています。方針といたしましては、補助の基準につきましては、各月まず時点での利用児童数掛け450円を基準とし、令和5年度とそれから令和3年度の差額のいずれか少ないほうの額の2分の1を補助することにしております。

次に、小中学校につきましては、増額事業として先ほど町長が答弁をしましたが、小中学校の学校給食費の補助金として1,545万5,000円を計上しております。方針といたしまして、まず給食費の材料費高騰に伴い、小中学校とも給食費を月額100円値上げいたしましたして、現状小学校4,500円を4,600円に、中学校5,100円を5,200円とします。補助額は小中学校ともこれまでの補助額から増額いたしましたして、小中学校とも1,000円、よって小学校の保護者負担は今までの変更なく3,600円ということです。中学校が、保護者負担額が400円減となりまして、4,600円から4,200円というふうになります。こういうふうにして、保護者負担の軽減を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の就学援助の周知方法や支給世帯率、それが近隣に実態として比較してはどうかということについてですが、大刀洗町では今までとおり経済的な理由で町内の小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助する就学援助制度を実施していきます。対象者は、町内に住所を有する町内小中学校に在籍する児童生徒がいる要保護世帯及び準要保護世帯が対象となります。

支給内容はこれまでも御説明しましたが、学用品等、それから新入学用品等、それから修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費、災害共済掛金、オンライン学習費等となります。これら対象者の支給内容に関する周知については、新年度前の3月に教育



委員会から学校を通して全児童生徒の保護者へお知らせするとともに、同内容を町ホームページや広報紙に掲載をしております。またの就学時検診や小中学校の入学説明会で、保護者に対し説明するようにしているところでございます。

支給世帯率についてでございますが、これについてはの該当児童生徒数で、集計して県へ報告しておりますので、この支給世帯率ということでは集計できておりません。ただ就学援助率につきましては、令和3年5月時点で本町が14.77%、県が21.06%、久留米市が24.87%、小郡市が18.46%、朝倉市が19.35%で、近隣自治体としては比較して高くはないという状況だというふうに考えているところでございます。

3点目で、最後の御質問、小中学校の教職員の配置について、近年の現状と課題について答弁いたします。ただいま議員が御心配していただいているというふうに思いますが、教職員不足の課題等々問題については、これ国県においても数年前から教職員の大量退職や、それから教員採用を希望する志願者の減少など、こういったことが要因で、非常に課題となっております。本町においても、教育の質を担保、維持していく観点からも、非常に重要な課題だと認識しているところでです。

まず本町の小学校において配置されている教職員ですが、現在、まず基準内教職員というのがあります。これについては全学校に校長、教頭、養護教諭、事務職員、そして学級数に応じて主幹教諭、教諭が配置されています。それ以外の基準外定数として、指導方法工夫改善教員、それから栄養教諭、拠点校指導教諭等々が配置されているところでです。

近年の教職員の配置数と、それから定数欠講師というのがありますが、それを配置数に絞って説明いたしますと、令和3年度の小学校が全部で98名、うち講師が11名、中学校が33名、うち講師が6名、令和4年度小学校98名、うち講師が12名、中学校が39名、うち講師が8名、正規教員の充足率は、令和3年度が小学校が89%、中学校が82%、令和4年度小学校88%、中学校80%で推移し、高い状況とは言えないというふうに捉えているところでございます。これあくまで病休とか育休とか外した、そもそもの欠の分での充足率でございます。また平均年齢も39歳前後で推移し、若年教員も増えているところでです。

課題は、安定した教職員の確保と、それから教育の質の担保というところにあります。なので初めの正規教員の不足数は常勤講師等で配置されており、担任がないということが、現状ではありません。しかし、年度途中の病休や産休、育休等による非常勤講師の確保は十分ではなく、近隣市町村も含めて本町にとっても非常に切実な問題でございます。

このことについては国県に対しても安定した教職員の確保に向けて、計画的な教員採用をはじめ、講師の確保、それからそのための計画的な、あるいは効果的な教員の確保、教職員研修制度も含めてですけれども、強く要望しているところであります。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 順次再質問させていただきます。

第1に、給食費等の保護者負担に対して方針はということで、ひとまず今この食材高騰の中で近隣においても値上げに踏み切る自治体と、片や無償化も含めて思い切った負担軽減に踏み出す自治体ということで2極化している中で、当町がひとまず値上げをせず、給食費の補助ということで保護者負担の引き下げの方向に動いたということは評価をしたいと思います。

今後、値上げ、昨年度も、もうこの状況でその値上げということはせめてないよというところで申し上げたつもりはつもりですが、今回の値下げが1つの評価点であって、今後やっぱり近隣の状況を見ながら、これも毎回申し上げているところではありますが、多子世帯、それから多胎世帯への部分的な負担軽減というものを進めていただきたいと思います。

政府が今ごろ少子化問題を言い出しまして、その中で多くの方々の実感としてあるのが、1人は子供が欲しいけれども1人産んで大変だった、経済的にも、子育ての負担も体力的な負担も大変だったので2人目が産みづらいというのが大きな御意見であります。そこでやはり第2子、第3子への思い切った支援の拡充、それからこれも申し上げておりますが、多胎児への充実というのが、今後やはり検討課題として継続的に検討していただく必要のある部分だと思っております、その点について改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員のほうから多子世帯、多胎世帯に対する給食費の補助減免というか、そういう形のことだと思いますけれども、今現在、教育委員会としましてはその世帯に対しての減免的な分についての補助の増とか、そういう分については考えておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。失礼しました。答弁。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。学校給食費の補助の拡大についての御質問でございます。これについては、第2子、第3子、あるいは多胎の世帯に対してということもございまして、それ以外の世帯についても、かなりやっぱり現在の社会情勢の中で、あるいは物価高騰の中で厳しい面があるのではないかと考えております。

それで私個人的には、そこは支援を強化すべきだろうというふうに考えておりますが、これは一方で、学校給食にしても子ども医療にしてもそうなんですけれども、各団体間で、要は住む場所が違うことによって受けられる行政サービス、特に子供の義務教育等において差が出てきている状況というのは、本来であれば好ましくないであろうというふうに認識はしております。

このため、今政府において抜本的な子育て支援対策、少子化対策の強化ということで議論が進

められるようになっておりますので、これはいろんな自治体の区部長とも連携しながら、これは政府の国の方針として学校給食、あるいは子ども医療の無償化に取り組んでいただきたいということを強く要望をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ありがとうございます。おっしゃるように、特に子育てについて政府は今頃少子化を問題視しながら、具体的な支援や方針を全く示せていません。異次元の子育て支援と言いますが、先進国が戦後当然のこととしてやってきた子育ての負担軽減や育児支援、高等教育の無償化、育児に伴う労働法制の充実など、ひたすら政府が背を向けてきた結果が、今の日本の現状ではないでしょうか。

おっしゃるように、町として国の責任による財政支出を厳しく求めていくとともに、まずは市町村もできることからさらなる支援を強めていただき、やはり市町村からいろんな制度がそうですが、市町村から包囲していくと、県や国を包囲して積み上げていくということは御承知のことだと思います。全国的な潮流で、政府を包囲できるように改めて求めるものであります。

次であります。就学援助についてであります。先ほど最新の援助率のお答えがありました。最近なかなか資料が県から出していただけませんで、やや古い資料で恐縮ですが、令和元年度の要保護及び準要保護生徒の割合を見ておりますと、このときは大刀洗が11.93%であります。県下60市町村のうちでこの割合が52位であります。もちろん市町村によって所得の状況や世帯構成など、いろいろ要因はあると思いますが、やはりその近隣等とも比べても低すぎるように感じます。この辺の分析についてありましたら、改めてお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 県内での60団体の中でも就学援助率が低いんじゃないかということもございますけれども、大刀洗町につきましては、9月の決算議会のほうでも報告してありますけれども、この数年、この3か年におきましては大体13%の後半程度で、ほぼ横ばい状況でございまして、特にその近隣、先ほど教育長が答弁しましたという、県内の中でもそう低くもなく高くもなくという感じで、京築、筑豊地区で比べますと大変低い状況でございますけれども、細かい分析等は行っておりませんが、特段その本町におきましてはそう問題ないというか、表現はちょっとおかしいですけども、高くもなく低くもなく、そういうふうな判断をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） さらに必要、該当となる方がすべからく支援を受けられるように、2つ方法がある、幾つか対策があると思います。1つは、先ほど御答弁いただきました周知や申

請方法のさらなる充実だと思います。特に学校絡みの支援制度というのは、人の目が通れば通るほどやはり申請しにくくなるという心理的なものはありますので、できるだけ人の手の数を通さずに、秘密が守られるような申請制度を確立していただきたいということ。

例えばその教育委員会の直接申し込みや、申請の意思を全て保護者に確認するなど、各自治体で工夫を凝らしている自治体もあります。特に都市部と比べて、非都市部は人の目が気になる傾向もありますので、この辺の秘密性の保持と申しますか、秘密性の保持とか意思の、全員に対する確認といった充実が1つ考えられると思いますが、そこはどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 就学援助の申請の秘密性ということでございますけれども、各学校のほうからですけれども、申請書の提出におきましては封筒に入れて目に触れないように提出していただくように、各学校の事務の先生方のほうにお願いして配布等を、申請等の依頼をしているところでございます。

また対象者の数につきましても、例年180名程度の方が該当するものでございますので、それを一括して教育委員会は子ども課のほうの窓口で対応するのはなかなか厳しゅうございますので、基本的には各学校のほうで申請が難しい場合につきましては、教育委員会は子ども課の窓口のほうに提出していただくようにもできるようにしておりますので、基本的には学校のほうでの申請、そして書類の確認等も学校のほうでちょっとしていただいておりますので、できるだけそういう形、なるべく目に触れないようには当然やっていきたいと思っておりますけれども、学校以外に教育委員会のほうの窓口でも行うようにできるようにしておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 就学援助もそうですし、各種支援、生活保護もそうなのですが、制度はもう全ての人の目に留まるように広く周知する。申請は秘密を、この両方ですね、これは大事だと思います。生活保護は全国民の権利ですという、大きなチラシをつくってお配りしている、全世帯にお配りしている自治体も増えてきました。同様に就学援助制度がすべからず全ての人の目に留まり、そしてかつ秘密性の高い申請制度で申請しやすい、受給しやすい制度になるよう、今後とも先進自治体等の事例等も紹介していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう1つは、対象者の拡充ということがあると思っております。所得制限額を見直して、より多くの方にこの制度が使えるように改正する検討もあると思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 現在、要保護、準要保護世帯という形でしておりまして、その基準

につきましては、今のところ教育委員会の中で見直しについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃるように、就学援助制度というのは市町村が実施主体であるため、私も調べましたら自治体によって運用が大きく異なると。先ほど町長さんも言いましたけれども、ここは全国一律でやっているかと思ったら全然違うんです。だから、所得制限の見直しも含め、近隣自治体の先進事例も大いに参考にしながら、今後も充実改善を図ってください。

もう1つ申し上げたいのは、多分、先月のお知らせで改定があったと思います、対象者の、就学援助の。それは一体どういう内容でしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほどの教育長答弁の中で、町内の学校に就学するという場合が原則としておりましたけれども、先月2月ですけれども、県内の公立高校のほうに就学したいというお子さんというか、世帯のほうがありました。そこで、今まで町内の小中学校に限定しておりましたけれども、国立もしくは公立の学校に進学する場合については、就学援助を出しても問題がないのではなかろうかというふうに協議しまして、2月で1件の御世帯に対しまして、この就学援助を助成することを決めた次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これまでは就学援助の対象者が町内の小中学校に進学する者だけだったのを、町外の国県立小中学校に進学する者を対象とするということであります。今回の改定は大いに評価したいと思います。

1つ申し上げたいのは、これは私は同じことをちょうど3年前、本会議で質問いたしました。当時は全くゼロ回答でありました。その子は今月中学校を卒業するため、残念ながら全く就学援助の対象となりませんでした。これは残念でなりません。その子のときにも言いましたが、生活が豊かで国立の中学校に行ったわけではありません、この子は、非常に学業優秀であったわけです。そこを御理解いただけなかったのかなと思っております。今後も、こうしたいろんな状況を踏まえて、必要な人に必要な援助が届くように、絶えず制度の見直しを図っていただきたいと心から思うものであります。

(3)です。県内では学校の先生方の配置について、まずもって年度当初の担任が決まらないというケースも聞いていますが、そこまではない。町内では今のところそこまではないというお答えであります。しかし、先ほど答弁にもありましたように、年度途中で様々な事情により担任が欠けた場合というのに、非常に学校が御苦労なさっているようにお見受けいたします。具体的

には、こういったケースがあると思いますが、そういった場合の担任の先生方等の確保というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 御質問にお答えいたします。議員御質問のように、先ほど私も説明いたしました。病気や育休に伴う先生が、そのあとの講師の任用についてなんですけども、これについて北筑後教育事務所、県のほうに要望いたしまして、非常勤講師の配置について要望させていただいて、配置がされるという状況ではございます。しかし先ほど説明いたしましたように、どうしてもここ近年、年度当初はいろいろ調整されて、配置はされるのですけども、この途中につきましては、なかなか講師が十分任用されないような状況があって、その場合には、一応先ほど言いましたように基準外定数というのがございます。指導方法工夫改善や、本年度は教科指導教員といったような教員も配置されているような状況でありますし、学級においては基準外定数は、通常は主幹教諭1名ぐらいですけれども、2名配置されたりという学校が本町にありますので、そういった補助教員が、あるいは主幹教諭が教員に代わって担任をしたりとか、それから負担して補ったりしているような現状でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これも任用については、県の担当ということになりましょうから、町で独自に先生方を採用したりということは難しいということになるんでしょうけど、今回全体において、県や国に対して大きく声を上げてほしいということが、やはり結論になろうかと思えます。何より子供第1で、子供の教育権がきちんと保障されるように、また学校の先生方が、現状よりもさらに重い負担で、いろんなことが回らなくなっているというふうにもお見受けいたしますので、その辺については、教育委員会もよくよく声を上げて、先生方の確保と負担軽減に全力を挙げていただきたいと思えます。

大きな2点目は以上です。

3点目です。防災や災害対応についてです。昨年こそ大きな災害がなかったものの、近年は水害をはじめとする町内被災が多いです。一方、防災に関して、地域ごとの訓練や情報連携などは、その町内の被災に比してもいまだ十分とは言えないのではないのでしょうか。そこで、改めて地域での防災の取組について問うものです。

第1に、校区や行政区、施設での防災訓練等の実態や課題の把握はいかがでしょうか。また、今後、防災意識の啓発や訓練の支援はどうでしょうか。

第2に、避難所の定員や満員時の対応、避難所状況のリアルタイム情報発信などはいかがでしょう。

3点目に、災害発生時、または発生後の対応に関して、行政と議会の関係をどうお考えでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の防災や災害対応について答弁をいたします。

まず、1点目の、校区や行政区、施設での防災訓練等の実態や課題の把握についてでございますが、今年度は、5月に大堰校区、6月に菊池校区、1月に大刀洗校区で自主防災会の防災訓練が実施され、気象情報などの収集や避難情報の伝達要領、校区内の要配慮者の避難誘導を考える災害実働訓練を支援いたしています。

また、本郷校区におきましては、地域づくり委員会と青少年健全育成本郷校区民会議が主催した防災教室で、久留米広域消防三井消防署と連携して、地震体験や消火器の消火体験、非常持出品や備蓄品などの展示した防災講習を実施したところでございます。

そのほか、10月には菊池小学校の5年生にインターネットを活用して、町の災害リスクや災害への備えについての防災授業を、7月には大関保育園で職員を対象とした大雨や台風による災害が予想される場合の、職員の対応訓練を実施したところでございます。

次に、課題についてでございますが、各校区の自主防災組織活動への若い世代の参加が依然として少ないことや、町が育成支援しております防災士の参画や連携が課題と考えてございます。

次に、今後の防災意識の啓発や訓練への支援についてでございますが、防災意識の啓発については、ドリームまつりでの久留米広域消防三井消防署が実施するミニ救急車体験や小郡・大刀洗地域防災訓練などの機会を通じまして、若い世代の地域防災への関心や訓練への参加促進を進めるとともに、小中学校の防災教育やホームページ、広報たちあらいなどを活用して防災意識の啓発を図ってまいります。併せて、各校区の自主防災組織の訓練や学校の防災事業、保育園や浸水想定区域に立地する社会福祉施設の防災訓練の支援にも取り組んでまいります。

次に、2点目の避難所の定員や満員時の対応、避難状況のリアルタイムの情報発信についてでございますが、指定避難所の定員は3.3平米当たり2名を基準として、各施設の定員数を算定しており、総定員は3,650名となっております。また、避難所が満員になりそうな場合には、新たな避難所を開設する対応を取っているところでございます。

次に、避難所のリアルタイムの情報発信については、ホームページやKBCのdボタン広報誌で、避難所の開設状況や混雑状況を発信してまいりたいと考えていございます。また、昨年12月から県が配信しております福岡防災ナビまもるくんのアプリをスマートフォンにインストールしていただきますと、避難所情報をリアルタイムで確認することができますので、今後、防災啓発や訓練などを通じて広報をしてまいります。

次に、3点目の災害発生時、または発生後の対応に関して、行政と議会の関係についてですが、基本的には2元代表制の原則の下、それぞれの役割を果たしていくべきものと考えてございます。なお、災害対策本部を設置した場合、議会事務局長は避難対策部の議会班として対策本部の会議等に参加することになってございますので、議会事務局長を通じて、町の対策本部と議会の情報共有は図れるものと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、再質問させていただきます。今、議会としても災害時にも継続して業務を続けられるように、議会BCPを検討中でございます。先進自治体を調査した限りでは、まず町全体の防災意識が高いということがございました。愛知県の幸田町は、町内での防災については毎月1回区長会を開いており、その中で防災訓練などについても協議、防災研修を毎年実施しており、各区代表が参加。

区の防災委員会で、2か月に1回は防災のテーマで、町から指導員等を派遣しているということで、非常に行政区ごと、地域ごとに防災意識や防災訓練、防災啓発等が根付いている。この上に議会のBCPというものが確立したんだなというのが1つございました。かつて質問を行ったときに、各校区間の情報共有などの連絡会を検討してありましたが、例えばその後、行政と地域じゃなく、地域間の連絡会の検討っていうのがあったのですが、それはその後は進んでいないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） コロナ禍に入りまして、なかなかそういった地域間とか、人が集まるといことがなかなかできないような状態でございます。また、防災士のほうも校区から推薦していただいて、防災士になっていただいているのですけれども、そういった方々の連携というものなかなか取りづらいような形になっておりますので、今後、みんな集まれるような形になっていけば、そういった形での研修等も行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ぜひ地域おこし、地域活性化、その中に防災・災害連携というものを1つ柱に取り組んでいただきたい。災害が多発する地域は災害対応、災害の少ない地域は災害支援と、いろんな役割があると思います。災害が起きたときにどう動くか、議員も含めて、いうところをぜひ全町的にこれは考えていただきたいテーマだと思っております。

それから3番になりますけれども、すいません。2番はぜひリアルタイム情報の提供等を充実させていただきたいと思えます。

3番目に、議会BCPの検討の話なんですけれども、おっしゃるように災害発生時に議員が



個々にどうなっているかと災害本部に電話したのでは混乱してしまいますので、議会の本部をつくって、そこに議員が地元で張りついて情報をお送りして、行政が取れない情報を議会でまとめて情報提供すると。それをぜひ行政でも生かしていただきたいという、そういうような制度設計を今、研修をしておるところでございますので、その際に行政のほうにも御協力をお願いしたいなと思っております。また、行政無線の訓練とか、議会への割当て等も今後検討していただければと思います。

以上、3点について質問してまいりました。また、今後コロナウイルスの5類移行ということで、さらに住民の健康や財政負担など不透明な部分が増えてくると思います。行政におかれては、今後も機敏な対応を期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時30分

---

議事日程 (第4号)

令和5年3月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第7 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第10 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第11 議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第14 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第15 議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第19 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第20 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第23 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第24 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第25 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報  
委員会、議会運営委員会）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第7 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関  
する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第10 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第11 議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 日程第14 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第15 議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第19 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第20 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

- 日程第22 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第23 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について
- 日程第24 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第25 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）
-

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和5年第24回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

**日程第1. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 特に意見がないようでございますので、お諮りいたします。

本件について、特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

---

**日程第2. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について御意見ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 特に意見がないようでございますので、お諮りいたします。

本件について、特に不適任という意見もないようでございますので、議会の意見は適任ということで御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

---

**日程第3. 同意第1号 監査委員の選任について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### 日程第4. 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### 日程第5. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]



○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。  
本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

**日程第6. 承認第1号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて**

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、承認第1号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

**日程第7. 議案第1号 大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第1号大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 1日目に野瀬議員のほうから御質問がございました、出資法人や指定管理者に対しての個人情報の取扱いについてでございますが、そちらのほうは事業所用に個人情報データベース等を使用すると思いますが、そういった場合は、法律の第4章に当たります個人情報取扱事業者等の義務という形のところを個人情報取扱事業者として法令を遵守するような形になります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ただいま初日の野瀬議員の質疑に対する執行部のほうの答弁がございました。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今ちょっと答弁いただきました。というのは、特に自治体は施行条例をつくってやるんですけど、今、例えば社協とかですね、それはもう全部法令の適用を受けて法令に従って行うということですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 法令に基づいて、第4章の個人情報取扱事業者として法令を遵守してするような形になります。

また、今回、地方自治体として、第5章の行政機関等の義務という形で新たに町の条例を上げているんですけども、それに準用するというような形での法令はつくってはいけないという形になっています、出資団体等がですね。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それと、ちょっともう1点だけですね。最初、説明のときに法施行条例第3条でございましてけれども、実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときはというふうな書き方で始まっている部分がございますけど、たしか説明では1,000件といえますかね、1,000名以上の個人情報をファイル化とか集めるときにはという説明を受けたと思うんですけど、現在の条例では、この1,000人の規定はちょっと読みよったらどこにも書いていないみたいですから、それと、例えば福岡県のこの施行条例を見ますと、1,000人以上と1,000人以下でも対象というか、義務規定をつくって同じような取扱いをするというふうに県の条例そうなっていますが、そこいら辺の整合はどうお考えか、ちょっとお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 1,000人以上の個人情報のファイルが対象となるのは、その個人情報ファイル簿という形で作成して、それを公表する義務がある分という形になります。それ以下の分でも、町としてもファイル簿をつくっておりますし、取扱いとしてはこの法令どおりの取扱いを行っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今の答弁からすれば、今の条例でも1,000人以下であってもというか、ちゃんとこれはファイル簿をして、保有するときにはファイル簿をつくって公表すると、どういう情報がありますという、そういうのを出すと。これは自分たちがどういうその情報は目的を持って集められているとかという、要するに自分が見るときにも非常に役立つものになるん

ですよね。

だから、県の条例なんか見てみますと、それは1,000人以下でも規定をちゃんと設けて同様の取扱いをしますという、もう一丁この条例の下の規則みたいなもので、ファイル簿に近い形で事務取扱いとかいうような規則でつくってあるんですよね。

だから、そういう形をちょっと取ってあったもんですから、町のほうどうされるのかなということをお伺いしたかっただけです。何かそこら辺考えがあれば、お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） ファイル簿の作成・公表というのは、政令どおりに1,000人以上とはしていますが、実際の取扱いとしては、今現在としても1,000人以下のものがほぼほぼ多い、人口も1万5,000ですので多いですので、そういったのについては、総務課のほうで取扱いをしています。総務課のほうでまとめて管理はしております。何て言うんですか、どこに各課どの個人情報があるかということを出してはいただいております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それをきちっと条例・規則みたいな形で整理したほうが、ちょっと中途半端というか、例えばファイル簿というんじゃなくて、事務取扱簿というようなことで規則の中にちゃんとうたって、同じような取扱いをしていますよと。そうすれば、例えば800人とか500人とかのファイルをつくられても、いわゆる安心なんですよ、個人情報をしっかりと保護していただいているという形になるから。

だから、そういうことが、ちょっともう少し、私も詳しくないもんですから、何かそういう県の条例はどうなっているのかなと見たときに、県のほうはいわゆる個人情報取扱事務登録簿というのをつくって同じような取扱いをしていきます。

だから、今までも多分1,000人以下でもやってあったんだろうと思うんですよね。法令のほうはその1,000人というのを切ったもんですから、そこは、結構いろんな都市でそういう取扱簿というのをつくって、規則で定めて同じようにやっていきますよというようなことが書いてあったもんですから、ああなるほどなと思って、今の条例の下でもちゃんとしてあったんだろうと思いますので、それを引き継ぐ形で、大体同じようにやっていくということによろしいですかね。

○議長（安丸眞一郎） じゃ、再度確認ですけど、今の質問に対して。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 野瀬議員の質問にお答えします。

同じようには取扱いは行っております。ただ、この中には1,000人以上となっているという形になります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案に反対の立場から討論を行います。

今回の全国共通のルール化による情報の規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報を匿名加工し、個人情報を外部提供するオープンデータ化、オンライン結合をすることで、企業が自治体等の個人情報を活用しやすくすることを目的としていると認識しています。

本案に反対する最大の理由は、現行の個人情報保護条例の廃止により個人情報の保護に関する重要な規定が著しく後退し、個人情報の保護自体が後退する危険があるということです。

これまで個人情報保護制度は、国よりも地方自治体が先行して積極的役割を果たしてきました。すなわち、国よりも自治体のほうがより大量の住民の個人情報を保有しており、とりわけ、要配慮個人情報を国よりもはるかに多く保有し個々の事務を行ってきたため、国が認識しにくい個人情報保護に係る様々な問題を国よりも早く認識し、その対策として、それぞれの自治体で個人情報保護条例をつくってきたという経過があります。

このように自治体が条例で積み上げてきた仕組みを国が企業利益のためリセットするよう迫ることは、地方自治を踏みにじるものと言わざるを得ません。

特に今回の新法制定では、法で全国共通のルールを設けた上で自治体独自の保護措置を最小限に制限し、自治体が条例で国より強い規制をすることをやりにくくしたことも大きな問題だと思います。

自治体の持つ個人情報は、公権力を行使して取得されたり、申請、届出に伴い義務として提出されたりするものがほとんどであります。ですから、自治体は民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてきました。その個人情報を、今度は全く逆に営利企業のもうけのために提出することなどということは許されることではありません。

保護を後退させ、企業の利益に活用しやすくするというこの条例制定の趣旨には賛同できません。議員各位の御賛同を求め、反対討論といたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第1号大刀洗町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（安丸眞一郎） 起立7名です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8．議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9．議案第3号 大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第3号大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 5番、黒木です。5ページの、結局定年の延長ですけれども、結局61歳に定年なら60、最終的には64歳、65歳になりますけれども、その場合、結局退職した年の場合は61歳は61歳で定年ということになりますと、給料関係やらについては、結局そこで1年61歳まで満額給料がもらえるのか。

それと同時に、今度は役職ですね、役職は一旦60で定年になって役職は辞めてするものか、それとも、これは町長の権限ですから、61歳になっても結局役職としてこの人は適格ですよといった場合については、役職を町長が与えるのか、そこら辺についてをちょっと3点程度お願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 定年延長についての分でございます。

一旦65歳で役職はないような形になります。給料関係については70%という形になりまして、その後ですね、それで特例として、この中で町長が認める者はその役職のままにすることもできますけれども、それも3年までという形になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 私が言ったちょっと質問とはちょっと違っておるようでございますが、結局61歳になったら、結局給料はそのまま定期昇給をするものか、それとももうそこでもう60で結局、言うなら給料をそのままで延伸するのか、そこら辺をちょっと聞いたかったです。定年をぴしゃっと61になったらの、61までに給料はずっと毎年上げて61までやるのかというふうなことをお尋ねしておるわけです。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか、今の質問の趣旨。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 給料につきましては、60歳のときの給料の70%という形になってまいります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号大刀洗町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第4号 大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第4号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 最後のページの2ページの新旧対照表のところで、新しいほうには

ホームページまたは公衆の見やすい場所によって書かれているんですけども、公衆の見やすい場所というのは主にどういったとこなんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） そうですね、校区センター等に掲示して、住民の方に目の触れるようなところに置ければと思っております。

役場の中でも、掲示板でも前の告示しているところにも、全部はちょっと難しいかと思いますが、そういった形で住民の方が目に触れるような場所に置きたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） まあ特別まだどこにという決まり、場所は決めていないということですかね。

で、特に役場の前の掲示板のところに貼り出すようなことであれば、町民の方は見れますけど、決して見やすいような場所とはちょっと、結構ごちゃごちゃしていますからね、今度何かあれ、つくり直すか何かするんであればもうちょっと考えて、あそこ日が当たるともう紙が何か焼けて何か見づらいじゃないですか。何かその辺も考えて、きちっとこう、もしホームページに載せれないときにはきちっと各校区センターのどこどこに置いてという、何か一律化した掲載方法をきちっとマニュアル化じゃないけども、していただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 今の件は何か。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

通常、行政がいろんなものを決めて公表するときには、国だったら官報に載せるとともに掲示しますし、県だったら県の公報に載せて掲示します。

町の場合が、そういうあれがないものですから、便宜的に広報であったりホームページに掲載しております。

ですので、今後も基本的にはもうホームページに掲載するとともに、町舎の前の掲示板に掲示をすることによって公布をするという形になってまいります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 今の件に関連ですけど、広報により難しいときというふうな文言を掲載されてあります。それと、提案理由の中で具体的に言うと、提案理由の中で、紙面の都合上、広報紙への掲載が困難な場合というふうに提案理由で掲載されてありますけど、これはやはり住民にとっては財政事情というものは特に関心があられると思うんですよね。

そういったふうに広報紙の紙面上というのが、ちょっと私引っかかるんですよね。いろんな広報紙の情報関係あると思いますけど、やはりこういった財政関係については率先して掲載していただくようお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 広報紙への掲載についてでございますが、紙面の関係上どうしても抜粋した形等もなってくるかと思えますけれども、できる限り広報のほうの皆様お手元に届きますので、そういったところには掲載していきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 総務課長の答弁ありがとうございました。できるだけ、いろんな広報紙というのは住民に行政のニュース等を周知するという役目があると思えますが、やはりこういった財政関係については、特にお願いしたいと思えます。

ホームページという形も掲載されてありますけど、高齢者等によってはホームページを立ち上げていない方もおられるかと思えますので、できるだけそういった紙面関係でお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございせんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号大刀洗町財政事情の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11、議案第5号 大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第5号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございせんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございせんか。

[なし]



○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号大刀洗町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第6号 大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第6号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号大刀洗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13. 議案第7号 大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第7号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号大刀洗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14. 議案第8号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第14、議案第8号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第15. 議案第9号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第15、議案第9号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第16. 議案第10号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、議案第10号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第17. 議案第11号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第17、議案第11号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第18. 議案第12号 大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第18、議案第12号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号大刀洗町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19. 議案第17号 令和5年度大刀洗町一般会計予算について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第19、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてを議題といたします。

なお、所管の予算特別委員会委員長から審査報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

それでは、予算特別委員会高橋委員長、登壇して報告をお願いします。11番、高橋直也議員。

○予算特別委員長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。予算特別委員会の委員長を務めました高橋直也です。

予算特別委員会に付託されました議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてのほか特別会計予算3議案、下水道事業会計予算について、審査の概要と審査結果を報告いたします。

審査は、3月7日、8日、9日の3日間にわたり、全委員出席の下、中山町長、大浦副町長、柴田教育長をはじめ関係各課長などの出席を求め、審査を行いました。

一般会計予算審議の後、議員間討議を行い、再質疑を実施いたしました。

その後、討論を行い、採決いたしました。

特別会計予算と下水道事業会計予算については、令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算から下水道事業会計予算までを会計ごとに報告、説明を受けた後、質疑を行い、4議案を一括して議員間討議を行いました。

その後、特別会計予算と下水道事業会計予算を議案ごとに再質疑し、討論、採決いたしました。

採決の結果、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算、議案第18号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算及び議案第19号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算は、賛成多数で可決すべきと決しました。

また、議案第20号令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算及び議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算は、賛成全員をもってそれぞれを可決するものと決しました。

ただし、予算特別委員会の審査と自由討議を踏まえ、令和5年度予算の執行に当たっては、特に次の点について意見が出ました。

1、予算書及び資料の作成に当たっては、引き続き、誤字脱字、誤りのないよう万全を期されたい。また、人件費に係る人数の記載など基準の統一を。

2、入札制度については、近年の結果に鑑み個別に対応するのではなく、町として総合的に入札制度を調査研究し、合理的で一貫性のある制度を構築すべきこと。

3、第1・第4分団の消防詰所建築に当たっては、消防分団や地元の意見をよく聴取し、消防団活動に効果的な場所を選定すること。

4、防犯灯については、令和4年度から当初予算を増額しているが、執行率が低いことから水銀灯からの切替えなどを含め、各行政区長に事業周知を図ること。

5、地域おこし協力隊については、マンパワーが有効に活用されるよう住民に制度周知を図るとともに、事業内容や目的などをよく検討すること。

6、乗合タクシーについては、運行日や予約時間の拡大をよく住民に周知し、利用促進を図るほか、町外の目的地についても積極的に検討を行うこと。

7、資源回収ステーションについては、施行機関や目標数値を明らかにして議会に説明すべきこと。また、関係課間の連携を図ること。

以上のことを留意して、令和5年度の行政運営に当たられるよう申し述べるものであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） ただいま予算特別委員会の委員長報告が終わりました。

質疑については省略いたします。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 2番、隠塚でございます。私は、反対の立場から討論させていただきます。

令和5年度予算案の多くには賛成いたします。給食費の補助や15歳までの子ども医療費の助成が18歳までになったこと、ともに、無料化をしている自治体も増加傾向にあり、さらなる助成を願っています。

また、新規のアピランスケア推進事業は、治療などに伴う心理的負担と経済的な負担を軽減するとして、医療用ウィッグや補整具などへの助成が上げられています。先行自治体の多くに金額を合わせられたものだとは思いますが、県の補助額それぞれに1万円を上乗せされたことなど評価をしております。

対象者の把握が困難だと思われるので、周知をしっかりといただき、申請の簡略化を図っていただき、利用しやすい制度となるように、さらなる充実を望みます。

ほかにも住民福祉の観点からの施策には認定すべきものであるという立場です。

しかしながら、一括採決という性格上、賛成しがたい項目があります。反対の理由として幾つか述べさせていただきます。

まずは、地域ブランド推進事業としての海外事業の委託が継続されております。前回は申し上げましたが、住民や議会の目が届かず、費用対効果も不透明であること、また成果自体にも疑問があり、不要不急の事業だと考えます。

海外事業は取りやめて国内にもう少し目を向けることや、一過性のものではない大刀洗ブランドとなるような商品開発に力を注ぎ、応援していくべきだと思います。

次に、KBC「ふるさとWish」への委託料です。既にこの番組には市町村会からの負担金が支払われております。よって、大刀洗町が取り上げられないわけではありません。当町の都合がよいときの放映のために、150万円もの委託料を支払う必要があるとは思えません。

また、地域有料賃貸住宅事業は、指定管理委託料として年間1,400万円余と高額です。また、建設還付金が2,800万円余で合計4,230万円ほどになります。30年契約の委託料で適宜見直しを行うと聞いておりましたが、その気配がありません。

また、建設当初は町に負担がないという御説明だったと聞いております。

今後、時間がたつとともに外壁塗装や修理費用が必要になってきます。将来世代の負担軽減のために、維持管理委託料の軽減を図るべきだと考えます。

それから、人権講演会委託料です。本年度予算の4倍強になっております。人権啓発は大切な

ことだと認識しておりますし、講演会はその手段として効果的だと考えております。

しかしながら、4倍に増やした理由が来場者が少なくなったので、講師に著名人を迎えたいということでした。人権講演会のほかにも様々な講演会や講座が開催されておりまして、案内状を出したり、電話をかけてお誘いしたりと、1人でも多くの来場者を迎えたいとそれぞれ努力をされております。

人権講演会のみ増額には違和感を覚えます。それであれば同様に、他の講演会にも予算の増額をするべきだと考えます。

また、先ほど予算委員会からの意見がありましたように、内容も留意していただいて予算の執行に当たっていただきたいと思いますが、以上のような理由から、一括採決という性質上、予算案には反対いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

私は、令和5年度予算案に賛成の立場から討論を行います。

一般会計では89億4,732万円余となっております、対前年度より2億8,300万円の増で、率にしまして3.3%の伸びとなっております、これまでで最も大きい予算規模となっておりますところでございます。

この主な要因としましては、菊池小学校の増築、あるいは子ども家庭総合支援拠点の設置に伴う健康センターの改修、それから子ども医療費支給対象者の拡充など、子育て・教育環境の整備に重点が置かれるとともに、今年度に引き続きまして、防災重点ため池に指定されているため池のしゅんせつ工事、及び床島地区冠水対策事業など、防災・減災としての取組の費用が計上されているところでございます。

そして、デジタル社会の形成に関連したDX事業推進事業の新規取組や交通弱者に対する乗合定額タクシー事業、それから高齢者補聴器購入助成、勤労者体育センター施設の照明をLED化する事業など、多様化する社会にニーズに沿った施策の推進が見られるところでございます。

また、このような事業の取組に当たりましては、ふるさと応援基金5億1,200万円余りを有効に活用し、バランスの取れた予選編成になっているものと私は考えております。

これらの施策は、安全で安心な暮らしの確保の観点からも必要な事業でございまして、第5次総合計画が目指す町の将来像の実現に大きく寄与するものと考えております。

歳入面においては、地方税の伸び、あるいは地方財政計画や人口増による地方交付税の伸びが見込まれておるところでもございます。

最後に、これらの予算執行に当たっては、先ほど予算特別委員長の高橋委員長の報告の中に7項目ほどございました。その内容を十分認識していただいて、さらに事業効果を見極める必要

がある事業もあると考えますが、適正な予算執行に努めていただき、今後も引き続き、健全な財政運営をお願いし、私の本予算に対する賛成の立場からの討論を終わります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

私は、本予算案に反対の立場から討論を行います。

毎年申し上げておりますが、私は予算案のほとんどの項目には賛成するものであります。

とりわけこの5年ほど、連続の水害やコロナウイルスの感染拡大、物価高騰など、これまで経験したことのない状況への対応が求められる中で、住民の生命・暮らし・営業を守るための諸政策は実行されました。日々、対応に当たられている行政職員各位に敬意を表します。

引き続き、令和5年度においても、国・県の交付金を有効に活用しながら、住民福祉の向上のため、機敏に、親身に対応していただくようお願いするものです。

また、各種の支援制度や負担軽減の制度などは、特に申請主義の場合は該当の方への徹底的な周知と活用を図ることが重要です。生活保護制度をはじめ、家計急変世帯への給付金や特別障害者手当、また補聴器への補助も始まっています。全ての住民や該当者に制度を周知することや、生活に困った方がワンストップで支援を受けられる各課連携、あるいは各課での相談者数や相談内容の全課での集約など、対応の充実が求められると思います。

さて、5年度予算を拝見しておりましたが評価できる項目が多々あります。

特に、医療費の18歳までの支援は大いに評価したいと思います。私も、議員になって24年間、一貫して対象年齢の引上げを訴えてまいりましたが、これまで町独自で対象年齢の引上げを行ったことはなかったと記憶しております。今回、県南の自治体に先駆けて助成を拡充したことは、町の積極的な子育て支援として大いに評価したいと思います。

一方、窓口負担は1医療機関当たりとなっております。子供の場合、幾つかの医療機関を併せて受診した場合は少なくない負担となります。引き続き、適切な受診を推進することや、子育て世帯の負担を軽減する上でも、制度の更なる充実を図っていただきたいと切に願うものです。

また、小・中学校の給食費保護者負担に対する助成の拡充も、まずは値上げをしなかったものとして評価したいと思います。

給食費の保護者負担については、原材料の高騰を理由に値上げを行う自治体と、逆に無償化をはじめとして思い切った負担軽減を実施する自治体に2極化しております。今回、当町がひとまず前者に該当しなかったことはいいことでした。今後、憲法や義務教育、学校給食法の本旨に基づき、思い切った負担軽減を図っていただくようお願いしたいと思います。

多子・多胎世帯に対する支援としては、多胎妊婦に対する妊婦健診の補助の増が実現したこと



も評価したいと思います。しかし、政権内でも少子化が今頃問題となる中で、子育ての負担を抜本的に軽減することが政府にも地方自治体にも求められています。

とりわけ負担が大きすぎて、第2子以降の出産を躊躇する声は大きいものがあります。また、多胎は同時に複数の子供の出産・育児を行わなければならない、経済的・精神的、また、子供の健康リスクも大きい、とりわけ大変なことは容易に想像できると思います。

子育て支援の中で、特に多子支援・多胎支援に目を向けていただきたいと思います。

町長もおっしゃるように、本来、多くは国の責任で全国一律に実施すべきものであります。しかし、これまでの福祉政策にもあるように、多くの自治体が支援を拡充し、国を包囲していく全国的な運動もまた必要であろうと思います。

このほか、加齢性難聴への補助・補聴器助成や新生児の聴覚検査なども行われています。今後、周知や補助単価の増など、さらなる充実をお願いしたいと思います。

ただし、これら支援事業の多くが財源をふるさと応援寄附金としております。財源のいかんにかかわらず、今後も間違いなく、こうした支援が継続されることを望むものであります。

災害対策では、床島地区や鶴木川への災害対策も予算化されております。今後も、水害をはじめとする災害防止の諸政策を地元の御意見もよく聞きながら推進していただきたいと思います。

町営住宅の長寿命化についての予算も計上されております。引き続き、住環境の改善に当たっていただきたいと願います。

次に、執行に当たって充実が必要と考えるものです。

第1に、住民協議会です。

住民の多様な意見を聴取する点では評価できますが、その前提となるテーマや委託業者の選定、会議進行や意思決定の方法は妥当でしょうか。ともすれば、町の望む方向への誘導などが行われていないか疑問の声も町内から上がっています。事業の目的や手法を含めて実行すべきと考えます。

第2に、防災行政無線については、共用開始に合わせて防災ラジオなど、他の関連事業との整合性をよく取りながら執行に当たっていただきたいと願います。

第3に、まちづくり事業については、大学の連携事業など、目的や根拠、効果をさらに明らかにしていただきたい。地方創生の名のとおり、地元根差し、地元の利益となる事業形態をよく考えてほしいと願います。

第4に、町道の管理については、安全が担保されない橋梁などの通行について、管理者として責任ある対応をお願いしたいと思います。とりわけ子供たちが通学に利用する橋梁であればなおさらであります。

第5に、まちづくり推進補助金、資源改修ステーション設置費であります。

ごみ原料、リサイクル、生ごみの堆肥化などは議会の委員会からも提言してきたところであり、その取組そのものは評価したいと思いますが、昨年に続き、2年目も予算化されておりますが、その効果や目的、住民との関係や将来像がまだ見えてまいりません。また、現行のごみ処理行政との関連も不透明な状況であります。

今年度の予算審議でも、また予算委員長からの報告でも、5年度の1年間の方向性や年間スケジュールについての注文がありました。事業を行う以上、目的や事業期間、結論に至る過程を明らかにするべき時期だと思います。1年間の具体化をお願いしたいと思います。

第6に、学校教育に当たっては、コロナ対応など現場は大変御苦労なさっていると思います。コロナ禍においても様々な体験や学び、発表の場は最大限に保障しつつ、逆に学力テストのような子供に序列と分断、平均点競争の圧力を持ち込むような制度こそ削減してほしいと思います。また、コロナ対策やいわゆる学力向上という点では、少人数学級への町単独の取組をさらなる強化を願う次第であります。

子供も参加する町の行事にあっては、近年の少子化や行政区ごとの人口偏在の現状をよく踏まえ、従来の分館対抗などの方式は見直し、子供や小規模行政区に負担のないような運営を望むものであります。

次に、賛成できないものです。

第1に、政府はデジタル化推進の名の下に、マイナンバーカードの発行や関係諸法令の整備を推進していますが、その本質は、国民の情報や財産などのあらゆる情報監視、受注業者の利益など国民の利益とは相反するものです。こうした政府の事業強行に対しても、住民の個人情報や利益を守る観点から、政府に対して厳しい立場で臨んでほしいと思います。

担当課では、マイナンバー発行や変更への窓口、電話対応に追われ、大きな業務負担になっているようにお見受けいたします。マイナンバー業務により、通常の業務に支障のないよう、適切な人員配置をお願いしたいと思います。また、マイナンバー制度など、住民に義務のないことを強要するようなことがくれぐれもないようにお願いしたいと思います。

第2に、地域ブランド推進であります。

地域の活性化や特産品の開発には賛成であります。事業全てを否定するものではありませんが、この際、目的、根拠、効果、委託先の選定などを詳細に検討すべき時期だと思います。コロナ禍や海外安全の状況を踏まえ、事業そのもの見直し、まして海外の事業者随意契約を行うべきではないと考えます。

第3に、国保会計への繰出しが不十分だということです。

被保険者への税負担があまりにも高すぎ、国保税額は協会けんぽのほぼ2倍で、低・中所得者世帯への家計を圧迫しています。国保税については、町の財源も活用しながら緊急に負担軽減に

取り組んでいただきたいと思います。

国保に加入している方々は、無職者や退職者、失業者、そして自営業の方々がほとんどです。町内の経済にも大きな悪影響を及ぼすものであります。併せて、高すぎる県保険税負担に基づく国保会計、後期高齢者医療会計についても賛同できかねるものです。

最後に、同和に関する補助金を特定の団体に投げ渡すことは、同和問題の真の解決に逆行するものであり、断固反対するものであります。

全体として、ふるさと応援寄附金を除くと、財源確保としては引き続き厳しい予算編成とお見受けします。コロナ禍において、住民福祉の向上のための必要な事業を行いながら、住民福祉に該当しないものや、計画や目的、効果が不十分なものは厳しく見直し、または補強するなどして、効果的な執行を目指してほしいと思います。

以上の点から一括採決には反対するものですが、冒頭述べましたように、多くの予算には賛同するものであります。仮に可決した場合でも、先ほどの予算委員長からの報告にもありましたように、行政におかれては審査や報告も踏まえて、新執行に当たられますよう切にお願いするものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いします。長くなりましてすみません。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 議席番号3番、平田康雄です。

私は、賛成の立場から討論いたします。

総額約89億5,000万円となる令和5年度一般会計予算案は、前年対比2億8,000万円、率にして3.3%増しの大型予算であります。

予算案には、町の活性化のための事業費や、住民の健康増進のための事業費、あるいは生活に必要な事業費など、多くの重要費予算が掲示されています。

重点事業も42件ありますし、そのうち新規事業が18件もございます。

予算案の中で特徴的なのは、次の4点であると思います。

1つは、子供の健全育成のための事業であります。

まず、施設の改修や、校舎の増築のための事業であります。子供とその家庭、妊産婦を支援する子ども家庭総合支援拠点を設置するため、健康管理センターの大規模改修工事が実施されるほか、特別支援学級や今後の児童数増加による教室不足を解消するため、菊池小学校の校舎の増築工事が行われます。

また、医療費や給食費補助を拡充するための事業も実施されます。

子ども医療費は、これまで小・中学生が支給対象でしたが、10月より高校生にも支給されることになりました。学校給食の補助費も増額され、小・中学生とも1人当たり月額1,000円

が助成されます。

2つ目は、町の活性化を図るための事業です。

近年、大刀洗町に関するニュースがテレビで度々放映されています。また、新聞にも多くのニュースが掲載されていますが、これは、町が実施している様々な施策や事業活動などの成果であると私は思っています。

これまで、地域ブランド推進事業として、枝豆収穫祭やたちあらい応援大使などの取組が行われてきましたが、本年度から始まったKBCふるさとWishも引き続き実施されます。

数ある市町村の中で、大刀洗町がKBC九州朝日放送と連携して事業を実施できるのは、本町の日頃の活動や様々な取組が評価されたのではないかと私は思っています。

町の活性化を図るための重要な事業であります。住民の一人として、継続的な実施を希望するものであります。

3つ目は、ふるさと応援基金充当費用であります。

この事業は、ふるさと応援基金を財源とした事業であります。

本年度は2億1,000万円でしたが、来年度は2.5倍増の約5億1,000万円の予算が計上されています。中には、健康管理センターの改修工事など規模の大きい事業もありますが、大半は子供や地域住民に寄り添った細やかな事業であります。

学校の軽微な改修工事、保育所や青少年育成のための補助金、資源改修ステーションモデル事業などの委託費、まちづくりの経費、プレミアム商品券発行事業など、8項目を超える施策を実施するための予算が計上されています。

4つ目は、主要な施策へのLED照明の導入であります。

本町では、水銀電球の製造販売が禁止されたことに加え、電気料金の高騰などに対応するための照明施設のLED化が進められています。

本年度は、運動公園のテニスコートや大刀洗町立公園にLEDが導入されましたが、来年度は勤労者体育センターなどにLEDが導入されます。また、ドリームホールや多目的グラウンド、武道場などへLEDを導入するための実施設計業務委託費も予算計上されています。高騰している電気料金の削減が期待されるところであります。

そのほかにも、町長・議員選挙に要する経費、医療用ウィッグなどの購入費補助、消防自動車の車庫新築、道路の維持改良、ため池のしゅんせつ工事や耐震調査など、数多くの事業費予算が計上されています。

入札が必要な事業や委託事業、あるいは早急に着工すべき事業なども予定されていますので、一刻も早い予算成立が必要であります。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 議席番号8番、東義一です。

私は、令和5年度予算について賛成の立場から討論を行います。

総額89億4,700万余り、前年度当初予算と比較して2億8,300万円余り、率にして3.3%の増と過去最大の予算となっているところでございます。

その要因として、1番目に消防分団車庫、1分団、4分団の新設等、2番目に特別支援学級の増加及び学級数増加による教室不足の解消のため、菊池小学校の校舎増築及び駐車場の整備、3番目に不適切な子育ての環境にある児童や家庭の早期発見・早期対応・相談体制の充実を図る子ども家庭総合支援拠点の整備について、健康管理センター大規模改修工事。

次に、防災重点のため、ため池のしゅんせつ及びため池耐震調査業務。

次に、こうした中でも特に私が目についたというか、これは新規事業ではございますが、野良猫の増加に伴って各地区から苦情等が出ております。その中で、新規事業という形で野良猫対策として猫等捕獲器、予算4万3,000円の小額の予算ではありますが、これを導入して捕獲し、避妊手術を関係機関に依頼して、その後、動物愛護関係もあるかと思えますけど元の場所に返すという事業、これは新たな事業でございます。これについては、住民からのいろんな猫や犬とかの苦情等もありますけど、新しくこの事業を新規事業として取り入れたことについては、私自身、強く受け止めております。

こういった形で、多種多様な面に必要な事業に予算が計上されております。

また、大刀洗町の住民協議会、これについては今日まで9回実施されてありますけど、委託業者がいずれも同業者という形で、同じような業者ではなくて、また違った業者からのアドバイスのことも必要ではなかろうかと私個人は思っております。

それと、乗合定額タクシー等にあっても今年から正式に履行されてありますけど、聞くところによると利用者がまだ少ないということも伺っておりますので、これらについては十分検討が必要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

最後に、予算執行に当たっては、先ほどの議員も申しされましたけど、職員の適正配置、専門職の登用、職員の育成に努め、効果的な執行を目指し、ハード、ソフト事業等にあっては計画に基づき、目的や根拠を熟知して、スピード感ある職務を遂行していただくことを要望し、賛成の討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（安丸眞一郎） ほかに討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで討論を終わります。

これから、議案第17号令和5年度大刀洗町一般会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立7名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立7名。多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第20. 議案第18号 令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第20、議案第18号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号令和5年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立7名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立7名。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第21. 議案第19号 令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第21、議案第19号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号令和5年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立7名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立7名です。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第22. 議案第20号 令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第22、議案第20号令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号令和5年度大刀洗町土地取得特別会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第23. 議案第21号 令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算について

○議長（安丸眞一郎） 日程第23、議案第21号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

委員会報告と質疑を省略します。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号令和5年度大刀洗町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

## 日程第24. 発議第1号 大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第24、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号大刀洗町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員9名中起立9名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第25. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（安丸眞一郎） 日程第25、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（安丸眞一郎） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第24回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時17分

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 3月16日

議 長 安丸眞一郎

署名議員 野瀬 繁隆

署名議員 黒木 徳勝